論 説

インドのボーダフォン判決に係る考察(下)

-インド最高裁判決の分析-

税務大学校研究部教育官

居 波 邦 泰

♦ SUMMARY ♦

本稿(下)は、税大ジャーナル第18号(2012年3月発行)に引き続き、ボーダフォン事件を取り扱ったものである。

インドの移動体通信事業会社の支配権を間接的に有しているケイマン法人の株式をインド の国外で売買した場合であっても、当該株式の売却による企業の譲渡益にインドの課税権が 及び、当該株式を取得したボーダフォン・グループはその対価を支払う際に源泉徴収を行っ てインドに納付する義務があるとしたインドのボンベイ高等裁判所での判示(2010年9月8 日)の控訴審であるインド最高裁判所において2012年1月20日に下されたボーダフォン勝 訴の逆転判決について、どのような理由で逆転判決を下したのかについての考察を行ってい る。

なお、本稿では、ボーダフォン事件の事実関係については取り扱っていないので、事実関 係に関しては前稿をご覧いただきたい。

> (本稿の税務大学校ホームページ掲載日:平成24年4月27日) (税大ジャーナル編集部)

本内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税 務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示 すものではありません。

目、次
5. インド最高裁判所の判決内容
(1) 本事件の最高裁判決の構成及び判断における論点項目
(2) 租税回避に関する Azadi Bachao 判決の正当性に係る分析(パラ 57~64)121
(3) 組織構造を有することの国際的課税側面(パラ 65~68)
(4) 所得税法§9は「ルック・スルー」規定であるか(パラ 69~71)
(5) 喪失によることが HTIL の所有権の譲渡であるか(パラ 72~77)125
(6) 取引における CGP の役割(パラ 78~82)
(7) VIH は HEL の 67%の経営支配権を取得したのか(パラ 83~85)129
(8) 高等裁判所アプローチの妥当性(パラ 86~88)
(9) 所得税法§195 の範囲と適用性(パラ 89)
(10) 「事実認定の要約(パラ 90)」及び「結論(パラ 91)」133
(11) K.S. Radhakrishnan 判事の補足意見
6. インド最高裁判決への考察
(1) ラムゼイ判決を根拠とした「ルック・アト」基準について
(2) 偽装又は人工的な取引が租税回避であることについて
 (3) 所得税法§9(1)の解釈について136
(4) HEL の支配権及び経営権を HTIL が喪失したことについて136
(5) VIH は HEL の 67%の経営支配権を取得したのかについて137
(6) 高等裁判所の誤りに係る指摘について
(7) 「結論」について
7. 最高裁の判決後のインドでの動き
8. おわりに
○ インド ボーダフォン事件の最高裁判決 仮訳(判断部分抜粋)143

5. インド最高裁判所の判決内容

2012年1月20日にインド最高裁は、ボー ダフォン事件についてボンベイ高裁の判決⁽¹⁾ を覆し、税務当局敗訴の逆転判決⁽²⁾を下した。

以下に、インド最高裁がボンベイ高裁の判 決を覆した判断根拠について、その要点を断 片的に拾い上げるのではなく、インド最高裁 の判断をできるだけ正確に理解するために判 決文に則して詳細にみていくこととしたい⁽³⁾。

(1) 本事件の最高裁判決の構成及び判断に おける論点項目

本事件の最高裁判決の判断は、S.H.

Kapadia 判事、K.S. Radhakrishnan 判事及 び Swatanter Kumar 判事の 3 人のベンチに よる見解であり、その構成は、「序文 (パラ 1 ~2)」、「事実認定 (パラ 3~56)」⁽⁴⁾、「判断 (パラ 57~89)」、「事実認定の要約 (パラ 90)」、「結論 (パラ 91)」及び「命令 (パラ 92)」となっており、A4 用紙で約 40 頁の分 量⁽⁶⁾のものであるが、これに約 80 頁にも及ぶ K.S. Radhakrishnan 判事の補足意見が付記 されている。

「判断(パラ 57~89)」において、以下の 項目について順次検討がなされ、そのすべて が高等裁判所の判断を覆す(又は税務当局の 主張を否定する)ものとなっている。

- 租税回避に関する Azadi Bachao 判決⁽⁶⁾
 の正当性に係る分析 (パラ 57~64)
- 組織構造を有することの国際的課税側面 (パラ 65~68)
- 所得税法§9は「ルック・スルー」規定であるか(パラ69~71)
- 喪失によることが HTIL(7)の所有権の譲 渡であるか (パラ 72~77)
- 取引における CGP⁽⁸⁾の役割(パラ78~82)
- VIH⁽⁹⁾は HEL⁽¹⁰⁾の 67%の経営支配権を 取得したのか (パラ 83~85)
- 高等裁判所アプローチの妥当性(パラ 86 ~88)
- 所得税法§195の範囲と適用性(パラ 89)
 以下にこれらの項目に係る最高裁の判断を みていく。
- (2) 租税回避に関する Azadi Bachao 判決の
 正当性に係る分析 (パラ 57~64)

最高裁は、本事件に係る判断を下す前に、 タックス・プランニングと租税回避の区分に 関する Azadi Bachao 判決について、英国の ウェストミンスター判決⁽¹¹⁾及びラムゼイ判 決⁽¹²⁾に関して生じたその正当性に係る疑問 について明確にする必要があるとした。

ウェストミンスター原則は、「文書あるいは 取引が真正であるならば、裁判所は、その後 ろにあるおよそ想定される内在する実質に達 することはできない」と述べている。

ラムゼイ判決は、課税を回避するように損 失を創造することによって、利益を相殺する ことを試みたセールーリースバック取引のケ ースであったが、それが人工的なスキームで あり税務上無効であるとされた。しかし、ラ ムゼイ判決では、ウェストミンスター判決が、 それが適切にあるべきコンテキストから離れ て文書あるいは取引を調べることを裁判所に 強要しなかったということ(Westminster did not compel the court to look at a document or a transaction, isolated from the context to which it properly belonged) は支持された。

最高裁は、取引の法的な性質を確かめるこ とが裁判所の仕事であり、取引全体を総体的 に調べるべき(to look at the entire transaction as a whole)ではあるが、「(それ が適切にあるべきコンテキストから離れて文 書あるいは取引を調べる)解析アプローチ

(dissecting approach)」は採用すべきでは ないとして、本件においては、税務当局は「解 析アプローチ」を採用したと非難している。

ラムゼイ判決はウェストミンスター判決を 毀棄しなかった、しかし、適切なコンテキス トにおいて、本質的に偽装であった「装置」 は課税上無視されるべきとの解釈を行った。 このことから、ラムゼイ判決は、税法に課さ れた包括的租税回避防止原則というよりも、 むしろ法令解釈の原則を策定したものである。

Dawson 判決⁽¹³⁾では、取引が事業効果を持っていたにもかかわらず、課税繰延べ以外に 事業目的を持っていなかったものと判断され 否認されたことから、税務当局は、事業体を 介在させる取引を、租税回避を唯一の意図と したものとして、戦略的投資/タックス・プ ランニングのすべてのケースを拒絶し始めた が、その後の Craven 判決⁽¹⁴⁾で、「税務当局は、 取引が課税繰延べ/節税装置であったかどう かについての疑義から始めることができない として、税務当局は、その本当の法的な性質 を確かめるために『ルック・アト』基準を適 用すべきである」との判断がなされた。

そして、McDowell 判決⁽¹⁵⁾では、「それが 法律の枠組みの中であるなら、タックス・プ ランニングが合法的であるかもしれない」と の判断が下され、「偽装の手段の使用を通し、 そして、不審な方法や偽計を行使するもの」 でなければ、すべてのタックス・プランニン グが、非合法で/不法で/許されない(illegal / illegitimate / impermissible) と言うことは できないとされた。

っまり最高裁は、ラムゼイ判決を根拠にし て、裁判所や税務当局は、納税者から提出さ れた文書あるいは取引をそのコンテキストの 通りに解することで取引の法的な性質を確認 する「ルック・アト」基準を採用すべきであ るとして、課税目的に文書あるいは取引を深 く詳細に分析する「解析アプローチ」による べきではないとした。そのうえで、本判決に ついて「ルック・アト」基準により事実認定 をし直すことで、最高裁はすべての判断を行 っている。

(3) 組織構造を有することの国際的課税側 面(パラ65~68)

最高裁によれば、会社法と税法の双方への アプローチは、特に、法人課税に関しては、 一般に、個別事業体原則に基づく、すなわち、 法人を別個の者として取り扱うということで ある。1961年所得税法は、法人課税に関して、 所得課税の適用を受ける法人及び他の事業体 の独立性に基礎を置いている。法人及び他の 事業体は、それらの株主/出資者に対して、 法的な独立性を持っている経済的な実体だと みなされる。

所得課税の適用を受ける事業体は、それら の実際の経済的な独立性の程度にかかわら ず、そして、利益が留保されるかあるいは株 主/出資者に配分されるかどうかにかかわら ず、独立ベースでそれらによって得られた利 益に課税をされる。

「法人格の否認原則(principle of lifting the corporate veil)」、「実質優先原則

(doctrine of substance over form)」、「ベネ フィシャル・オーナーシップの概念 (concept of beneficial ownership)」又は「完全な代役 の概念 (concept of alter ego)」が生ずるのは、 取引が主に、所得、利益及び収益の配分のた めの「偽装の装置」として用いられているケ ースであり、その場合には、グループの一部 である別個の会社が、全体的にも又は部分的 にも、「装置又は導管」として否認されるであ ろう。このことは、その取引を取り巻いてい るすべての事実と状況の検証によって決定さ れる。

持株構造は、税法と同様に会社法において 認められている。特別目的ヴィークル(SPVs) と持株会社は、インドにおける法的な構造の なかにおいて、会社法、企業買収規約又は所 得税法の下でさえ居場所を得ているものであ る。持株構造への課税となれば、その閾値に ついて、そのような構造の創造及び/又は使 用における租税回避の意味で、濫用を主張し 立証することについて、その立証責任は税務 当局にある。司法上の租税回避防止規則の適 用において、税務当局は、その取引を取り巻 いている事実及び状況をベースにして、疑い がある取引が偽装あるいは租税回避であるこ とを確証できた後のみにおいて、「法人格の否 認原則」あるいは「実質優先原則」を行使で きるかもしれない。

この関係で、最高裁は、税務当局あるいは 裁判所は、それが適切にあるべきコンテキス トで文書あるいは取引を調べなくてはならな いことが支持されたラムゼイ判決で明確に述 べられた「ルック・アト」基準を繰り返し述 べる。

取引の法的な性質を確かめることが税務当 局/裁判所の仕事であり、そして、そうする 間において、総体的に取引全体を調べるべき ではあるが、「解析アプローチ」は採用すべき ではない。税務当局は、疑いがある取引が課 税繰延べ/節税装置であるかどうかに関し て、疑義から始めることができない、しかし、

「ルック・アト」基準がその真実の法的な性 質を確かめるために適用されるべきである。 このことについて、税務当局/裁判所は、以 下の要因に留意すべきである。

- 投資への参加の概念
- 持株構造が存在する期間
- インドでの事業経営の期間

- インドでの課税対象の収益の発生
- 退出のタイミング
- そのような退出に係る事業の継続性

要するに、スキームとその主要な目的を識 別するための責任は税務当局にあるであろ う。取引に係る法人の事業目的は、疑いがあ る取引が偽装又は人工的な装置として取り扱 われないという事実の証拠になるものであ る。装置の証拠が強力であればあるほど、そ れだけ、法人の事業目的は、装置の証拠をし のぐために、もっと強く存在しなければなら ない。つまり最高裁は、法人は課税上で別個 の者として取り扱うものであり、それが否認 されるのは、法人が租税回避のための「偽装 の装置」として用いられる場合のみであると した。そのうえで、その判断は、ラムゼイ判 決により「ルック・アト」基準によるべきで あり、上記の要因から取引に係る法人の事業 目的の存在が確認できれば、当該取引は租税 回避に該当しないとした。

(4) 所得税法 § 9 は「ルック・スルー」規定 であるか (パラ 69~71)

イ 税務当局の主張

税務当局によれば、1961 年所得税法§9 の条項が「ルック・スルー」規定であると して、CGP 株式の売却からの所得はその射 程に含まれるという。税務当局からは、所 得税法§9の「through」が、「in consequence of (の結果として)」を意味することが主張 された。それゆえに、インドに存在する資 本資産の移転が、海外で起きた何か(株式 の移転を含め)「の結果として」起きるので あれば、間接的にそのような移転から得ら れたすべての所得は、たとえそれが海外で 移転されたとしても、インドの課税対象に なるということである。

[1961 年所得税法§5(2)及び§9(1)(i)の条 項]

- Scope of total income
- 総所得の範囲

- §5(2) Subject to the provisions of this Act, the total income of any previous year of a person who is a non-resident includes all income from whatever source derived which –
- §5(2) この所得税法の対象として、非居 住者である者の前年の総所得は、以 下から得たどのような源泉からのす べての所得を含む -
 - (a) is received or is deemed to be received in India in such year by or on behalf of such person; or
 - (a) その年にインドで、その者によって又はのために受領される又は
 受領されるとみなされる(所得);
 あるいは
 - (b) accrues or arises or is deemed to accrue or arise to him in India during such year.
 - (b) その年の間にインドで、その者 に生じる又は発生する、あるいは、 生じる又は発生するとみなされる (所得)
- Income deemed to accrue or arise in India
- インドで生じる又は発生するとみな される所得
 - §9(1) The following incomes shall be deemed to accrue or arise in India:--
 - §9(1) 次の所得は、インドで生じる又は 発生するとみなされる: −
 - (i) all income accruing or arising, whether directly or indirectly, <u>through</u>⁽¹⁶⁾ or from any business connection in India, or <u>through</u> or from any property in India, or <u>through</u> or from any asset or source of income in India, or <u>through</u> the transfer of a capital

asset situate in India.

(i) インドでのすべての事業との関連を通じて又はから、あるいは、 インドにあるすべての財産を通じ て又はから、あるいは、インドに あるすべての資産又は所得源泉を 通じて又はから、あるいは、イン ドに存在する資本資産の譲渡を通 じて、直接又は間接に、生じる又 は発生するすべての所得

ロ 最高裁の判断

最高裁は、上記の税務当局の所得税法§9 の条項が「ルック・スルー」規定であると いう主張を、以下のような判断で受け入れ なかった。

- 所得税法§9(1)(i)によって創出され た擬制は、非居住者の所得の評価に適 用される。非居住者のケースでは、所 得の発生の場所がインド国内にないの であれば、彼に納税義務を負わせるこ とはできない。換言すれば、もし、そ のような所得が、インドに存在する資 本資産の譲渡の結果として生じる又は 発生するのであれば、インド国外で非 居住者に、直接又は間接に、生じる又 は発生するすべての所得が、インドで 生じている又は発生していると擬制的 にみなされることになる。そのような 譲渡行為が税務当局によって認定され た途端に、そのような譲渡から生じる 又は発生する非居住者の所得は、所得 税法§5(2)(b)によって課税義務を負う ことになる。
- 受領者が居住者あるいは非居住者 であるかにかかわらず、自身によるイ ンドでの所得の受領が課税となる場合 に、インドでの受領をベースとして所 得課税がなされないときにのみ、この 擬制は機能し始める。この擬制は、イ ンド国外で実施されている販売契約に

よって、利益がインド国外で生じた又 は発生した非居住者のベンダー側のど のような潜在的な議論をも回避するた めに、議会によって導入されている。

- このように、インドに存在する資本 資産の譲渡によりインド国外で非居住 者に生じている又は発生している所得 は、インドで擬制的に生じる又は発生 するとみなされるわけであり、その所 得は所得税法§5(2)(b)によって課税義 務を負うことになる。これは、所得税 法§9(1)(i)の制定の主目的である。
- 条項の用語が明確であって、その解 釈に関して疑問がないことに余地を持 たないときには、特に、法的擬制が条 項に組み込まれているときには、その 条項の用語に効力を与えなければなら ない。法的擬制は、限定された範囲を 持っている。法的擬制は、目的解釈を 与えることによって拡大することはで きない。特に、もし、そのような解釈 の結果が、所得税法§9(1)(i)にもある課 税対象性の概念を変えることになるな ら、特に、所得税法§5(2)(b)と共に §9(1)(i)を読むときにはである。
- このような理由により、所得税法 §9(1)(i)については、解釈によってイン ドに存在する資本資産/所有権の間接 譲渡を対象とするまでに拡張すること はできない。そうすることは、所得税 法§9(1)(i)の内容と範囲を改定するこ とと等しいであろう。裁判所は、所得 税法§9(1)(i)を書き換えることはでき ない。議会は、所得税法§9(1)(i)で間接 譲渡という用語を使わなかった。もし、 所得税法§9(1)(i)に間接という用語が 読み込めるのであれば、インドに存在 する資本資産の用語が無効とされるで あろう。
- さらに、所得税法§163(1)(c)は、所

得について、直接又は間接に受領され ているか否かにかかわらず、対象とす るほど十分に広いものである。所得税 法§9(1)(i)の「直接又は間接に」の用語 は、資本資産(所有権)の譲渡に伴う ものではなく、所得について伴うもの である。

- 2010 年の直接税法典(DTC)法案 において、その譲渡の前の12カ月の間 で、会社によって直接又は間接に所有 されたインドの資産の公正市場価格 が、会社によって所有されるすべての 資産の公正市場価格の少なくとも 50%に相当する場合には、非居住者に よる外国会社の株式の譲渡からの所得 に課税することが提案されることに言 及をしておく。このように、2010年 DTC 法案は、オフショアの株式取引の 課税を提案している。この提案は、ど うやら、間接譲渡が既存の所得税法 §9(1)(i)の対象となっていないことを 示唆している。実際に、2009 年 DTC 法案は、まさにインドに存在する資本 資産の間接譲渡から生じる所得が、イ ンドで生じるとみなされるであろうこ とを明白に述べていた。これらの提案 は、したがって、既存の所得税法 §9(1)(i)に間接という用語が、目的解釈 をベースとして読み込まれることがで きないことを示している。
- 法令あるいは条約において「ルッ ク・スルー」を規定する問題は、政策 事項である。それは法令であるいは条 約で明確に規定されるはずである。同 様に、利益の制限が条約で明確に規定 されなければならない。そのような条 項は、解釈によって条文の中に読み込 むことはできない。以上の理由で、所 得税法§9(1)(i)が「ルック・スルー」規 定ではないと判断する。

っまり最高裁は、所得税法§9(1)(i)の「イ ンドに存在する資本資産の譲渡を通じて」 という概念に、「インドの租税管轄外で外国 法人の間で行われた株式の売買取引を含め ること」を、法令解釈により法的擬制とし て含めることは、容認されない拡大解釈で あるとして、1961年所得税法上において認 められないとの判断を下した。そして、そ のような法令あるいは条約において「ルッ ク・スルー」を規定することは、解釈事項 ではなく政策事項であるとした。

- (5) 喪失によることが HTIL の所有権の譲渡 であるか (パラ 72~77)
 - イ 税務当局の主張

税務当局のために展開された主要な論拠 は、SPA⁽¹⁷⁾が、商業的に解釈されることで、 所有権の喪失による HTIL の所有権の譲渡 を証拠づけるということであった。SPA の 下で、HTIL は HEL とその子会社の所有 権である支配権及び経営権を直接的に喪失 しており、そのような喪失の結果として、 インドに存在する資本資産の譲渡があった わけである。その裏付けとして、SPA の以 下の特徴が強調された:

- 議決事項に関して下位の子会社を管 理する HTIL の権利
- ② 2006年の株主/包括契約を、VIH へのHELの支配権の譲渡において、継続させることで、VIHがHTILを承継することができるようにしたこと
- ③ SPA により保証される、2006 年の IDFC 包括契約の終了と 2007 年 6 月 5 日付の新たな包括契約によるその置換
- ④ 2003 年 7 月 5 日付の条件規定契約の 終了
- ⑤ SPA における HTIL に HEL の役員を 直接指名することが可能である HTIL と HEL の間に介在する法的な事業体の無 視化
- ⑥ 経営権として、たとえ HEL の株式の

法的所有者(モーリシャス事業体)が、 特定の事項についてHTILによる決議又 は役員の指名の指示ができたとしても、 そのような権利は CGP 株式と無関係に 存在すること

- ⑦ SPAの条項6.2による、HTILは、CGP 株式の法的所有者を無視して、VIHの絶 対的命令で指定された状況で議決権を 行使することの要求
- ⑧ 下位の子会社の100%株式の保有者として、HTILはそのような子会社へのデファクトの支配権限の所有。このような事実上の支配権限がSPAの対象であったこと

ロ 最高裁の判断

このケースの事実は、Hutchisonの組織 構造において、CGP を通して HTIL によ ってなされた投資全体の売却を示すもので ある。このケースでは、「ルック・アト」基 準を適用することを必要とする。ラムゼイ 判決は、ルック・アト基準を明確に述べた。 その基準によれば、取引の法的な性質を確 かめることが税務当局の仕事であり、そう する間において、総体的に取引全体を調べ るべきではあるが、解析アプローチは採用 すべきではない。

そして、もう1つの側面、つまり租税回 避について言及する必要がある。租税回避 目的で創出された取引と、インドに関与す るために投資を証拠づける取引の間には、 概念的な差異がある。

本件の事実に、持株構造が存在した期間、 インドでの事業経営の期間、インドでの事 業経営の期間におけるインドでの課税対象 の収入の発生、退出のタイミング、そのよ うな退出に係る事業の継続性などの基準を 適用することで、Hutchisonの組織構造が、 1994年から2007年2月11日までの間稼 働しており、これは2002-03年から 2006-07年の期間において、1年につき 3000 万ルピーから 25 億ルピーに及ぶ所得 税を支払っている。本件契約の 2007 年 2 月 11 日の後でさえ、VIH によって 2007-08 年から 2010-11 年の期間において、1 年に つき 39 億 4000 万ルピーから 96 億 2000 万ルピーにまで及ぶ租税が支払われてい る。このように、この組織構造が租税回避 のために創造された、あるいは偽装又は租 税回避のために使用されたと言うことはで きない。HTIL 又は VIH が、「一時的な」 経営者/短期間投資家であったと言うこと はできないということである。

もし、解析アプローチを行使することな しに、上記に論じられたルック・アト基準 を適用するなら、喪失は SPA の様々な条項 によってではなく CGP 株式の譲渡のため に生じたものである。

本件のようなケースで、組織構造がまさ に 1994 年から課税収入を生み出しかなり 長い期間において存在しており、そして、 裁判所がその取引が「投資への参加」のす べての要因を満たすことを確信しているの であれば、そのような場合には、裁判所は 事実上の支配権限 vs.法的な支配権限、法 的な権利 vs.実際的な権利等のような問題 を調査する必要はない。

いずれにせよ、HTIL が HEL の「所有 権」を有していたのかについて、もしそう でなければ、そのような所有権を「喪失す る」ことによる権利の問題は生じないであ ろう。

法的な権利は実行可能な権利である。法 的な手続きによって実行可能である。問題 は、親会社がその子会社上に持つ「支配権 限」の性質は、何かということである。親 会社が子会社上の支配権限を有していない とは言えるものではないが、子会社は単な る親会社の操り人形というわけではない。 親会社が「支配権限 (power)」を持つこと と「説得力があるポジション (persuasive position)」を持っていることとは異なって いる。親会社が子会社に「支配権限」を持 っということは、法律であり、あるいは、 法律でない。それはそれぞれのケースの事 実に依存する。

多国籍企業の場合には、子会社が偽装と して創出される又は使用される以外では、 関連している国においてそれらの子会社が かなりの自律性を有していることを認識す ることが重要である。もちろん、多くの場 合には、裁判所は法人格の否認について確 認をするが、しかし、それは会社の間での 法律上のポジションを変更することを意味 しない。

それらの条項の下で、子会社の役員はそ の会社の経営者である。もし、新しい役員 が親会社の要請で任命され、そして、たと えそのような役員が親会社によって解任可 能であったとしても、そのような子会社の 役員は、その子会社に義務を負っているで あろう。もし、その子会社の利害に合致し なければ、彼らは親会社による指図は受け ないはずである。親会社がその子会社に対 する株主の影響力を行使するという事実で は、意志決定力あるいは子会社の役員の権 限を抹消するということはできない。彼ら を、操り人形とするために、従わせること はできない。決定的な基準は、親会社の経 営者が子会社の主力事業に対してそのよう な操縦的な干渉をすることで、子会社がそ れ自身の執行役員の権限においてそれら事 業の執行に関わることができないかどうか である。

SPA の実行の理由への正当評価につい ては、以下のように考える。退出はすべて の戦略的投資の投資家の重要な権利であ る。本件は、全体として投資の譲渡に関係 するものである。事業の継続性と結びつい た退出は、取引の商業的/実業的実質を示 す重要な紛れもない事情のひとつである。 したがって、SPAの必要性は、企業の間の 未解決事項を再調整するために生じたもの である。具体的には、2007年2月11日の SPAの契約成立日と2007年5月8日のそ の完了日までの空白期間のスタンドスティ ル協定を規定すること、継ぎ目のない譲渡 を規定すること及び価格の基本的な条件、 損失補償、保証等を規定することである。

Hutchison の組織構造の下では、事業は それらの役員会の管理の下でインドの企業 の HEL によって遂行された。HTIL は HEL の出資の 52%の株式を保有する、一 連の企業のグループ持株会社として、イン ドの企業のそのような役員会の運営に影響 を持ち、かつ、説得するポジションにあっ ただけである。HEL の出資の 67%のうち 15%は、その他の下位企業によって保有さ れていたことには争いはない。HTIL はそ の下位企業のいずれについても管理するた めの権利や権限を持っていなかったので、 議決事項に関して下位企業を説得すること ができたのみであった。

また、このケースで、最高裁は、所得税 法における「資本資産」の用語に関心を持 つ。権利行使可能性の基準の適用に関して、 影響力/説得力を、法的な意味での権利と 解釈することはできない。加えて、 Hutchisonの組織構造に存在した「デファ クト」の支配権限のコンセプトの側面が強 調される必要がある。「デファクト」の支配 権限のコンセプトは、そのような状態への 法的な権利なしで、支配権限がある状態を 譲渡する。この側面は、所得税法の下での

「資本資産」の用語を解釈する限りにおい て、重要である。

このケースの事実にこれらの基準を適用 し、かつ、Hutchisonの所有権構造をも考 慮に入れて、最高裁は、HTILが、グルー プ持株会社として、議決事項、役員の任命 権及び経営権について下位企業を管理する 法的な権利を持っていなかったと判断した。

上記の理由で、HTIL は、1994 年には存 在していた HTIL 構造の下で、議決事項、 役員の任命権及び経営権に関して、下位企 業への説得力があるポジション/影響だけ を有していたのみであったと判断する。投 資全体が投資ビークル (CGP)を通して、 VIH に売却された。結果として、税務当局 によって主張されるような権利の喪失は存 在しなかった。

つまり最高裁は、「ルック・アト」基準に よりグループ事業の組織構造が租税回避で なければ、裁判所は事実上の支配権限や実 際的な権利等のような問題を調査する必要 はない(18)ということを明言したうえで、い ずれにせよ、本件については、Hutchison の組織構造において HEL は 2002-03 年か ら2006-07年の期間において相当額の所得 税を納めてきており、この組織構造が租税 回避のためのものではないことは明らかで あって、加えて、もともと HTIL は、HEL について「支配権限」を有しておらず、「説 得力があるポジション|を有していただけ であるので、税務当局によって主張される ような HTIL が権利(支配権限)を喪失し たという事実はもとより存在しなかったと の判断を下した。

(6) 取引における CGP の役割 (パラ 78~82)イ 税務当局の主張

税務当局の主たる主張は、非課税の事業 体を持ち込むために(あるいは、租税を回 避するための取引を創出するために)、そし て、キャピタル・ゲイン課税をそれによっ て回避するために、CGP が取引の後々の段 階で差し込まれて存在したということであ った。

2006 年 12 月に、HTIL がモーリシャス 事業体の株式の売却の可能性を調べ、そし て、その計画の下ではそのような取引が HTIL にとって課税対象であろうことに気 付いた。結果として、HTIL は Hutchison の組織構造で上方へ移動して、そして実際 には HTIL の望んだことは HEL の所有権 を売却することであったことから、CGP 株 式を売却するという人工的な租税回避スキ ームを考案した。税務当局によれば、この ことが取引に CGP 株式が介在する理由で あった。

ロ 最高裁の判断

企業における事業の十分な成長は、2 つ のことを生じさせる。第一に、一般的に多 数の所有子会社に企業を分割することによ って、企業グループの中で事業を再構成す ること。第二に、当該企業グループの様々 な事業体にお互いの負債を保証させるこ と。そのような企業分割は適法である。そ れは会社法、租税法、企業買収規約等によ って認められている。

裁判所は、不正行為、偽装、租税回避な どのケースで基本的資産の課税を可能にす るために、法人格の否認、実質優先などの ような原則を発展させてきた。しかしなが ら、真正の戦略上の課税計画が不適当であ るとは判定されない。

CGPは1998年にケイマン諸島で法人登録された。それは1998年からHutchisonの組織構造に存在した。CGPは投資ビークルであった。取引におけるCGPの役割に関して、2つの文書に言及する必要がある。 一つめは2010年10月18日付のKPMGの報告書であり、二つめの文書は、HTILの2007年の年次報告書である。2007年の年次報告書である。2007年の年次報告書から、CGPの唯一の目的は、子会社の株式を保有することではなく、SPAをベースとして、事業のスムーズな移行を可能にすることであるという事実を支持する。それゆえに、介在した事業体(CGP)が、事業上のあるいは商業上の目的を有していないとは言うことはできない。

さらに、CGP 株式の場所に関する側面を

取り上げる必要がある。税務当局によれば、 ケイマン諸島の会社法の下では、非課税の 会社がケイマン諸島で事業を実行する権利 を与えられていなかった。CGPは「非課税 の会社」であった。CGPがただの持株会社 であったので、そして、それがケイマン諸 島で事業を実行することができなかったの で、税務当局によれば、CGP株式の場所は 「基本的資産が置かれる」ところに存在し た、つまりインドである。

これについては、ケイマン諸島の会社法 上で判断するのではなく、1956年のインド の会社法の下では、株式の場所は、会社が 法人登録をされたところであり、そして、 その株式が譲渡できるところである。本件 では、CGP株式の譲渡は、CGPの構成員 の登記簿が保管されるところであるケイマ ン諸島で記録されている。そういう次第で、 CGP株式の場所が、基本的資産が置かれ存 在したところである場所(インド)に位置 したという税務当局の論拠は受け入れられ ない。

つまり最高裁は、CGPの設立は真正の戦略上の課税計画であり、事業上のあるいは 商業上の目的を有している。そして、CGP 株式は、CGPの構成員の登記簿が保管され るところであるケイマン諸島で記録されて おり、それがインドに位置したという税務 当局の論拠は、1956年のインドの会社法の 下では受け入れられないと判断した。

(7) VIHはHELの67%の経営支配権を取得し たのか (パラ 83~85)

イ 税務当局の主張

税務当局によれば、2006 年 12 月 22 日 以降において、HTIL はその HEL の直接 又は間接の「株式持分」が 67%であること を、無数の機会で表明していたといい、直 接持分は 42.34%で、間接持分はその支配 下のインドのパートナーに帰属する出資の 25%であった。さらに、税務当局によれば、 VIH によって支払われた購入価格は、HEL の株式資本の 67%の企業価値に基づいて いた。誰も、HEL への支配権限なしで、 25 億米ドルの超過分を支払わないであろ う。

さらに、2007 年 3 月 15 日付の条件規定 で、VIH と Essar の間では、VIH が 8 人 の役員を任命する権利(すなわち、12 人の 67%)を有しており、Essar が 4 人の役員 を任命する権利を持っていたことは、税務 当局によれば、VIH が HEL の 67%の持分 を取得していることを証拠づけるものであ るとした。

ロ 最高裁の判断

最高裁は「支配」の表現が、法と事実の入 り混ざった問題であることを述べる。税務当 局の基本的な論拠は、「支配」の用語と「株式 持分」の同一化に基づいている。

Hutchison の組織構造に関して、出資とい う意味で、HTIL は、HEL のおよそ 52%の 有効な出資(直接又は間接の持分)を保有し ていたと言うことができる。出資基準をベー スとして、HTIL は HEL の 52%の支配権限 を保有していたと言うことができた。同様に、 HEL の残りの 15%出資は、AS グループ、 AG グループ等が保有したままであった。結 果として、HTIL は 15%の出資に関して、 HEL の支配権限を持っていなかった。この段 階では、Hutchison の組織構造の下で、AG グループ、AS グループ等の株式はオプショ ン取引の対象になっていたものである。

行使を留保しているのなら、オプションは 経営権ではない。オプションは潜在力株式と して取り扱うことができるものであるが、行 使するまでは、それには議決権あるいは経営 権あるいは支配権を与えることができない。

何故、HELの株式資本の67%の企業価値 に基づいてHTILへの対価が支払われたのか の問題に関しては、評価を課税ベースにでき ない(valuation cannot be the basis of taxation) ことを指摘することが重要である。

課税ベースは、「利益(profits)」又は「所 得(income)」若しくは「受領(receipt)」で ある。このケースでは、事業経営から生じて いる利益又は所得への課税ではなく、権利(資 本資産)の譲渡及びそれから生じる利得への 課税について関心がある。

評価は、法律ではなく、科学であるかもし れない。評価では、価値に到達するために、 事業モデル、その経営期間、キャッシュ・フ ローのような概念、現在割引の要因、資産と 負債、無形資産などのような事業の現実を考 慮に入れなければならない。

本件では、VIH は HEL の企業価値の 67% 及びその下位企業の保有している経営ライ センスの対価として 110.8 億米ドルを支払っ た。それは、CGP 株式から生じている権利が、 インドの経営集団あるいは電気通信ライセン スを所有する稼働企業、事業資産などの支配 を獲得することをそれに可能にするであろう ということを意図して、上位企業を獲得した。

VIH は、HEL とその子会社の 67%の持分 を順々に支配している企業を取得することに 同意している。評価は、見解の問題である。 事業あるいは投資の全体が売却されるとき、 評価目的のために、経済的な持分あるいは実 在が考慮に入れられるであろう。

本件では、企業価値は2つの部分で構成されている、すなわち、HELの価値と、CGP とCGP 及び HELの間の企業との価値であ る。本件では、企業価値のペース上で評価が なされた。企業価値のパーセンテージとして 支払われた価格が 67%でなければならなか ったのは、67%の数字がその時点において VIH にとって利用可能であったからではな く、競合するインドの入札者が、それらがセ クター・キャップの制限の適用を受けなかっ たならば、そして、したがって、即座にコー ルオプションを現金化したであろうならば、 67%の全部に事実上のアクセスを持ったで あろうという事実を理由としてのことである。

株式持分の67%のこの数字/語句が、どこ から来たかについて、問題はまだ残されてい るであろうか?「株式持分」という語句は、 米国の GAAP から入って来た。HTIL の普通 株は、香港証券取引所及びニューヨーク証券 取引所で上場されていた。HTIL がニューヨ ーク証券取引所に上場されたので、それは、 会計とディスクロージャーについて、米国の GAAP によって規定された規則に従わなけ ればならなかった。そこで、本件において、 上場会社としての HTIL は、Hutchison の組 織構造の下での投資に含まれる潜在的リスク をディスクロージャーするように要求され た。HTIL は、Hutchison の組織構造の下で の投資に含まれる潜在的リスクを米国の GAAP の下で米国の投資家に公表すること を必要とされた。このように、52%の数字(支 配)と67%(株式持分)の間の差異は、イン ドと米国の GAAP の下での計算における差 異を理由として生じたものである。

つまり最高裁は、HTIL は HEL のおよそ 52%の有効な出資を保有していたのみであ り、残りの 15%出資については、Hutchison の組織構造の下で、AG グループ、AS グルー プ等に係るオプション取引の対象になってお り、そして、このオプションの行使が留保さ れているのなら、オプションは経営権ではな いことから、結果として、HTIL は 15%の出 資に関して、HEL の支配権限を持っていなか ったと結論づけた。そのうえで、何故 HEL の株式資本の 67%の企業価値に基づいて HTIL への対価が支払われたのかに関して は、評価というものは見解の問題であり、事 業あるいは投資の全体が売却されるとき、評 価目的のために経済的な持分あるいは実在が 考慮に入れられる、つまり、事業モデル、そ の経営期間、キャッシュ・フローのような概 念、現在割引の要因、無形資産等の事業の現 実、市場における他の競合者の存在等を考慮 に入れて、その価値に到達したとの見解を最 高裁は示しているようである。また、HTIL の普通株がニューヨーク証券取引所に上場さ れていたことを根拠に、米国の GAAP によっ て規定された規則に従わなければならないと して、インドと米国の GAAP の下での計算に おける差異も理由にしている⁽¹⁹⁾。

- (8) 高等裁判所アプローチの妥当性(パラ 86~88)
 - イ 高等裁判所アプローチ

「取引の性質と性格」基準を適用するこ とで、高等裁判所は、CGP株式の譲渡それ だけでは、HTILとVIHの間の取引を完了 させることの目的を達成するには十分では なかったとの結論に至った。この取引にと っての本質は、1961年所得税法§2(14)の意 義での「資本資産」自体の性質を持つ権利 及び所有資格とは、他の「権利及び所有資 格」の譲渡であった。高等裁判所によれば、 VIH は他の権利及び所有資格と共に CGP 株式を、一方で、上訴人によれば、CGP株 式を通して VIH が得たものと共に CGP株 式を取得した(これを、「高等裁判所アプロ ーチ」という。)。税務当局は、代替的主張 として、高等裁判所アプローチを採用した。

ロ 最高裁の判断

本件は、スキーム化された投資を含むオ フショアの取引に関係しており、資産売却 ではなく「株式売却」に関係する。それは 投資全体の売却に関係があり、「売却」が 様々な形態をとるかもしれないことから、 したがって、税効果が変化するであろう。 株式売却の税効果は、資産売却の税効果と 異なるものである。事業譲渡(slump sale) は、個別資産の売却の税効果と異なるに違 いない税効果を含むであろう。

「支配」は法律と事実の入り混ざった問 題である。株式の所有権が、ある特定の状 況で、会社の経営で経営支配権の性格を持 っている持分の引き受けをもたらすかもし れない。経営支配権は会社の株式の所有権 の付随物であり、株式を保持することから 生じるものである。それゆえに、経営支配 権は、株式を保持することと独立して識別 できる又は別個である資本資産ではない。 会社の支配はその株主の議決権に存在し、 そして、株式は、会社定款で組み込まれた 約定に含まれた様々な権利を生じさせる株 主の持分を表す。株主の権利は、出資の程 度が株主に経営を支配すことができるよう にすることから、経営支配権の性格を想定 させるかもしれない。株式及びそれらから 生じる権利は、共に生じそして分断するこ とはできない。

● 高等裁判所の誤り①

高等裁判所は詳細に取引の文書を分 析したにもかかわらず、それは本件のこ の側面を見落とした。それは、期日まで オプションが GSPL において現金化し ないままであったことを指摘し損なっ た。それゆえに、たとえ、2006年の包 括契約のオプションを所有権であると みなすことができると仮定したとして も、現在まで、GSPL によってオプショ ンの譲渡あるいは移転はなされていな い。さらに、たとえ、高等裁判所のオプ ションが資本資産を構成したという判 断が正しかったと仮定されるとしても、 それでも、期日までにこれらのオプショ ンが譲渡されなかったときには、所得税 法§9(1)(i)は適用可能ではなかった。コー ル及びプットオプションは、2007年2 月 11 日付の SPA によっても、あるいは、 他のいかなる文書の下においても譲渡 されなかった。

● 高等裁判所の誤り②

高等裁判所の判断にもう1つの誤りが ある。FIPB⁽²⁰⁾の前で、VIH のケースを 正しく認識することについて、高等裁判 所によって重大な錯誤が犯されているこ とが見出される。

2007 年 3 月 19 日に、FIPB は、実際 の取得が 51.96% であったのに、VIH が HEL の 67%を取得するために、110.8 億米ドルを支払うことに同意した状況に ついて VIH からの明確な説明を求めた。 レターによる回答で、VIH は、110.8 億 米ドルで、52%の株式出資を含んだHEL の持分を HTIL から取得することに同意 していたことを述べた。VIH によれば、 価格は、支配プレミアム、インドでの Hutchブランドの使用権、競合禁止協 定、貸付債権及びインドの FDI 規則を条 件とした HELの 15%以上の間接持分を 取得する権利をも含んだ。当該レターに よれば、上記の要素を合わせて、HEL の経済的価値の 67%と等しくなるとい うことであった。

このレターの文章は、上記の要素が株 式資本の 67%と同等であったと言う高 等裁判所によって誤解された。HEL の経 済的な価値の 67%が、株式資本の 67% ではない。もし、高等裁判所によって判 断されたように、VIH が株式資本の 67% を取得していたのであれば、投資は 74% のセクター・キャップを課していた FDI 基準に違反していたであろう。

このように、高等裁判所によって判断 されているようには、VIH は HEL の株 式資本の 67%を取得しなかった。この問 題も、このケースが資産売却ではなく、 株式売却を取り扱うという理由のために 起こったものである。

高等裁判所の誤り③

さらに、高等裁判所は次の項目の性質 を検証することに失敗した。すなわち、 競合禁止協定、支配プレミアム、コール 及びプットオプション、コンサルタント サポート、顧客ベース、ブランドライセ ンスなどについてである。 VIH は、問題の取引がパッケージ全体 として見られるべきであることを、正確 に主張した。上記で言及された項目のよ うなものは、そのすべてが、莫大な収益 を生み出している、13年間存在した持株 子会社構造の肝要な部分であった。ただ 単に、退出のときにキャピタル・ゲイン 税が課税対象になっていない、あるいは、 要求できないというからといって、「株式 売却」全体(投資)を偽装あるいは租税 回避にするということにはなり得ないで あろう。

高等裁判所は、110.8 億米ドルの支払 が、インドで HTIL によってなされた投 資全体の購入のためであったということ を理解することに失敗した。支払はパッ ケージ全体のためであった。譲渡として の取引の本質的な性格は、対価の形式、 分割払又は偶然性(この場合、「オプショ ン」)に関連する支払をベースにした対価 の支払によって、変更することはできな い。取引は、一括払の対価による、投資 全体の完全な販売契約であったというこ とである。

上記の3つの高等裁判所の誤りの指摘に ついては、最高裁が「ルック・アト」基準 を採用し、高等裁判所が「解析アプローチ」 を採用していたことの差異として現れたも のではないかと思慮する。特に、セクター・ キャップという制限の存在から、高等裁判 所は本件においてオプションが実質的に資 本資産を構成しているとの見解に至ったの ではないかと思慮するが、これを「ルック・ アト」基準でとらえれば、上記の最高裁の いうとおりになろう。

(9) 所得税法 § 195 の範囲と適用性(パラ 89)

最高裁は、所得税法§195 について、租税が 賦課可能である支払に関し、非居住者なされ た支払から源泉に対する租税(以下「TAS」 という。)を徴収すべき支払者に対して義務を かけるものであるとし、そのような支払は、 インドにおいて租税が賦課可能である組み込 まれた所得の要素を持っていなくてはならな い。もし、支払者によって支払われたかある いは振り込まれた金額の合計について、租税 が賦課可能でないなら、租税を徴収する義務 は生じないであろうとした。

そのうえで、最高裁は、CGPの株式について以下のように判断した。

インドの外で法人登録された企業(CGP) の株式は、インドの外に置かれた所有権であ る。そのような株式が、2人の非居住者の間 でのオフショアでの譲渡の主題となる場合に は、キャピタル・ゲイン税に対しての納税義 務は存在しない。そのようなケースでは、TAS の徴収の問題は生じないであろう。もし、法 律上で、支払への納税義務が非居住者にある のであれば、非居住者の指示の下で、支払が、 インドのその代理人/被指名者あるいはその PE/支店になされたという事実は、TAS を 徴収するための所得税法§195の下での義務 から支払者を免除しないであろう。

(10) 「事実認定の要約(パラ 90)」及び「結 論(パラ 91)」

最後に、最高裁は、以下のような「事実認 定の要約」及び「結論」を述べている。

事実認定の要約

取引の本当の性質と性格を確かめるため にルック・アト基準を適用して、このオフ ショアの取引が、インドの領域の租税管轄 の外で行われており、したがって、課税対 象ではない、インドへの真実のスキーム化 された FDI 投資であることを判断する。

当該オフショアの取引は、偽装あるいは 租税回避が前もって定められた取引ではな く、参加型の投資であったことを証拠づけ る。当該オフショアの取引は、HTIL(ケ イマン諸島の会社)とVIH(オランダで法 人登録された会社)の間にあった。取引の 訴訟物は、CGP(ケイマン諸島で法人登録 された会社)の譲渡であった。

結果として、インドの税務当局は当該オ フショアの取引に課税するための領域的租 税管轄を持っていなかった。

● 結論

FDI 投資は、法律の制定を含み、そして、 法的なシステムがよく機能している、頑強 なガバナンス基盤をもつところに向かって 導かれる。確実性は、法の支配にとって肝 要である。確実性と安定性は、すべての財 政制度の基本的な基礎を構成する。租税政 策の確実性は、最も効率的な方法で、合理 的な経済的な選択をするために、(外国投資 家を含めて)納税者にとって極めて重要で ある。

「特典の制限」と「ルック・スルー」の ような法的な原則は、政策の問題である。 今日の政府が、相反する見解を回避させる ように、それらが条約と法律に取り入れら れるようにするべきである。

投資家は、それらがどこに存在するか認 識すべきである。同様に、それは租税法の 規定を適用することにおいて税務当局を助 ける。上記に述べたとおり、Hutchisonの 組織構造は 1994 年から存在した。上訴人 ために提出された詳細によれば、2002-03 年から 2010-11 年において、グループが、 インドでのその事業経営上において直接税 又は間接税で、2024 億 2000 万ルピーの税 額に貢献したことに気付く。

(11) K.S. Radhakrishnan 判事の補足意見

この最高裁判決には、判決文の倍にも及ぶ K.S. Radhakrishnan 判事の補足意見が付記 されている。本論文では、その内容まで取り 扱わないが、この補足意見では、租税条約の LOB 条項と「ルック・スルー」規定、CGP 株式の場所、HTILの所有権、所得税法§9及 び§195の解釈等について、本判決を補強する ための検討がなされており、結論として当該 最高裁判決への同意がなされている。

6. インド最高裁判決への考察

インド最高裁はボンベイ高裁の判決を認め なかった。ボーダフォン事件において、イン ド最高裁がボンベイ高裁の判決を覆したとい うことについては、やはりそうであったかと 思い、その結論のみを第一報として知ったと きは個人的に異論を感じるものではなかった。

特に、ボンベイ高裁の判断については、

「VIHとHTILの間の複雑に体制及び契約を 織り込んだ複合取引」にインドとの関連性を 認定することで、所得税法§9(1)の射程に CGP の株式の譲渡所得を含めるということ について、そのような法令解釈が本当に認め られるものか若干の疑問を感じるとの指摘を 前稿でした⁽²¹⁾ところであり、この判決が最高 裁で覆されたことを知ったときは、それが当 然だとも思えたところである。

しかし、その直後にインド最高裁の判決文 の原文をインターネットから入手して、その 判断理由を詳しくみてみたところ、ボンベイ 高裁の判決を覆したという結果的結論につい ては、所得税法§9(1)の解釈において法的擬制 を法令の拡大解釈として行うことはできない という判断について妥当であるとの認識が持 てたものの、それ以外の項目の判断について は理解に苦しむ内容であるとの認識に至った。

そこで前述の項目をベースにして、以下に インド最高裁の判断について考察をしていく。

(1) ラムゼイ判決を根拠とした「ルック・ア

ト」基準について

最高裁は、最初に、ウェストミンスター判 決及びラムゼイ判決を取り上げることで、ウ ェストミンスター判決における「それが適切 にあるべきコンテキストから離れて文書ある いは取引を調べること(to look at a document or a transaction, isolated from the context to which it properly belonged)」 を強要しないスタンスをラムゼイ判決が維持 したとして、インドの税務調査は「解析アプ ローチ」によるべきではなく、「ルック・アト」 基準によるべきであるとした。そして、最高 裁は、本件において税務当局が解析アプロー チを採用したことを非難して、判決全体を通 してルック・アト基準によることが重要であ るとした。

具体的にこのルック・アト基準における調 査項目として、最高裁は、投資への参加の概 念、持株構造が存在する期間、インドでの事 業経営の期間、インドでの課税対象の収益の 発生、退出のタイミング、そのような退出に 係る事業の継続性などの要因を確認すること によって、取引の真実の法的な性質が確かめ られるべきであるとの見解を示している。

このような最高裁の判断については、 ①1981 年のラムゼイ判決時における英国の 税務調査の在り方、②上記の調査項目による ルック・アト基準で把握できる取引の性質と いう観点から、以下のように考える。

①については、英国は 1999 年まで賦課課 税の国であり、納税者への直接的かつ深度あ る税務調査は 2000 年以降に始められたと聞 く。したがって、1980 年頃の英国のラムゼイ 判決において、適切にあるべきコンテキスト から離れて文書あるいは取引を詳細に調べる

「解析アプローチ」を採用していないことを 根拠に、2010年のインドの税務調査におい て、表面的な事実から法的な性質を判断する 「ルック・アト」基準によらなければならな いとの判断ができるかについては、国や時代 という大きな背景の違いが何も考慮されてお らず、不可解さが否めないところである。単 に、国際的な M&A 取引に関して深度ある税 務調査をすべきでないと主張されているだけ のようにみえる。

②については、上記のような企業組織に係 る投資取引に関する基本項目の確認からだけ では、当該取引が私法上において偽装又は人 工的な装置として取り扱われないという事実 の確認を表面的に行うことはできても、課税 上の問題点の把握まではできないのではない かと思料する。課税上の問題点の把握のため には、表面的には「適切にあるべきコンテキ ストから離れて」、深度ある調査を行うという 意味で「解析アプローチ」が必要であると思 われるが、最高裁はこれをすべきでないと禁 じ手にしているように思える⁽²²⁾。

「解析アプローチ」については、それが恣 意的であり税務当局の手続的に違法性が認め られるのであれば、当然に許されないもので あるが、インドの最高裁は本件において税務 当局の調査手続の恣意性や違法性を認定する ことなく、単に 1981 年の英国のラムゼイ判 決が「解析アプローチ」を強要していないこ とを根拠にして、本件においても「ルック・ アト」基準によらなければならないと判断し ている。このように、恣意的ではなく、取引 の真実性や実態を把握しようとするスタンス での「解析アプローチ」をすべて排除しよう とすることが、果たして妥当な判断なのであ ろうか。

(2) 偽装又は人工的な取引が租税回避であ ることについて

最高裁は、ラムゼイ判決が、ルック・アト 基準のもとで本質的に偽装であった「装置」 については税務上無視されるべきとの解釈を しているとし、「法人格の否認原則」、「実質優 先原則」、「ベネフィシャル・オーナーシップ の概念」又は「完全な代役の概念」を用いる には、取引が主に、所得、利益及び収益の配 分のための「偽装の装置」として用いられて いるケースであり、その場合であれば、グル ープの一部である別個の会社が、全体的にも 又は部分的にも、「装置又は導管」として否認 されるであろうとの判断を示している。

確かに、本件においても、取引が「偽装の 装置」として用いられているのであれば濫用 的租税回避であるとして、課税上「法人格の 否認原則」や「実質優先原則」などにより否 認されるのであろう。しかし、本件において は、高等裁判所は国際的な M&A 取引である 本件取引が濫用的租税回避であるから否認し たのではなく、インドの 1961 年所得税法に 照らして、インドの源泉地国としての課税権 が当該取引にまで及ぶものと判断したから否 認をしたものと思慮する。したがって、本判 決において当該取引が濫用的租税回避でない ことを確認することは必要であると考える が、濫用的租税回避でないからといってそれ が本件を否認しない十分条件にはならないも のであろう。

また、租税回避該当性については、取引が 「偽装の装置」でなければ課税上否認されな いことを意味するわけではないものと考え る。つまり、「偽装の装置」でなくとも、言い 換えれば、取引に私法上の違法性が認められ なくとも、課税上において濫用的租税回避と して否認されることはあり得る⁽²³⁾。

最高裁が、この理論の判断根拠として示し ている判例は、1988年のCraven 判決や1985 年の McDowell 判決であるが、世界的にみて 租税回避否認の理論は、2000年以降における ECJ⁽²⁴⁾の判決においても発展してきており、

「完全に技巧的な取決め(wholly artificial arrangement)」の概念や最近ではこれに該 当しない場合における EU 加盟国の課税権に ついて認める解釈が示されている⁽²⁵⁾。また、 1980 年代には、英連邦国のカナダやオースト ラリアが一般的租税回避否認規定⁽²⁶⁾を導入 しており、2010 年には租税回避理論が先んじ て発展してきている米国⁽²⁷⁾で 1935 年のグレ ゴリー判決以来展開されてきた経済的実質原 則(economic substance doctrine)の成文化 がなされている。

これらの概念からも、国内における私法上 の違法性がない取引も経済的実質がない場合 には、課税上否認されることがあり得るわけ であるが、今回のインド最高裁の判決では、 これら最近の租税回避否認の法理を考慮せず に、取引が「偽装の装置」でなければ課税上 否認されないとして、Hutchisonの組織構造 及び VIH の CGP 株式の購入には M&A 取引 として経済実態があったとして、租税回避該 当性について判断をしている。

このような最高裁の租税回避該当性の検討 については、1980年代の英国を中心とした租 税回避理論のみに根拠を求めており、確かに 最高裁に義務はないものの、最近の租税回避 理論に係る世界的潮流について考慮をするこ とが国際的な課税訴訟の整合性の観点からも 望ましいのではないかと考え、これでは租税 回避該当性の検討として十分なものとは言い 難いのではないかと思慮するところである。

(3) 所得税法 § 9(1)の解釈について

所得税法§9(1)の解釈については、所得税法 §9(1)(i)の「インドに存在する資本資産の譲渡 を通じて、直接又は間接に、生じる又は発生 するすべての所得」に、ケイマン法人である HTILからオランダ法人である VIHにケイマ ン法人である CGP の株式の 100%を譲渡し た所得が該当するかについて、最高裁は、所 得税法§9 は税務当局のいう「ルック・スルー」 規定ではないとして、これを認めなかったわ けである。

その理由としては、最高裁は、「条項の用語 が明確であって、その解釈に関して疑問がな いことに余地を持たないときには、特に、法 的擬制が条項に組み込まれているときには、

その条項の用語に効力を与えなければならない。法的擬制は、限定された範囲を持っている。法的擬制は、目的解釈を与えることによって拡大することはできない。」と、用語の明確な条項については拡大解釈が容易にできないこと、特に、法的擬制については限定された範囲のなかでしか可能でないことを述べており、これについては租税法律主義に基づいて至極妥当な判断であると思慮する。加えて、所得税法§9(1)の「直接又は間接に」の用語が、資本資産(所有権)の譲渡に伴うものではな

く、所得について伴うものであるという解釈 も的を射たものと考える。

加えて、最高裁は、「法令あるいは条約にお いて『ルック・スルー』を規定する問題は、 政策事項である。それは法令であるいは条約 で明確に規定されるはずである。同様に、利 益の制限が条約で明確に規定されなければな らない。そのような条項は、解釈によって条 文の中に読み込むことはできない。」とも判断 している。

ボンベイ高裁の判断は、この所得税法§9(1) の解釈において、その射程を拡大解釈するこ とで成立していたものである。したがって、 所得税法§9(1)の解釈において拡大解釈が容 認できないものであることを最高裁が明確に 断じることで、これのみで十分にボンベイ高 裁判決は覆されることになるものと思慮する ところである。

(4) HEL の支配権及び経営権を HTIL が喪失 したことについて

税務当局が主張する重要なポイントは、 HTILがCGP株式の100%を譲渡したことで HELの支配権及び経営権を喪失したことで あるが、これについて、最高裁はまず、解析 アプローチの行使は認められないとした上 で、ルック・アト基準によれば、Hutchison の組織構造が租税回避のために創造された、 あるいは偽装又は租税回避のために使用され たと言うことはできないとして、結局、最高 裁は、「取引が『投資への参加』のすべての要 因を満たすことに確信しているのであれば、 そのような場合には、裁判所は事実上の支配 権限 vs.法的な支配権限、法的な権利 vs.実際 的な権利などのような問題を調査する必要は ない」とした。

確かに Hutchison の組織構造は、インドでの実態のある事業活動のために組成されたものであり、通常の節税はしているが、濫用的租税回避のために創造されたものではないであろう。そして、本件の HTIL から VIH へ

の CGP 株式の 100%の譲渡は、通常の M&A 取引であろう。しかし、そのことで、当該取 引に課税上の問題があるかどうかの判断をす るために、事実上の支配権限や実際的な権利 等の実態を詳しく把握することの必要がない ということにはならないはずである。

事業活動を効率的に行うために組成した組 織構造が偽装又は租税回避のためのものでな くとも、その組織構造の全部又は一部を譲渡 する M&A 取引が生じた場合には、これにつ いて課税上の問題があるかどうかを調査する こととは、組織構造の組成又は存在とまった く別の問題であり、組織構造自体が多額の納 税をしていたとしても、M&A 取引について その実態を詳しく把握することは絶対に必要 なことである。

最高裁は、このように事実上の支配権限や 実際的な権利等の実態を把握する調査の必要 がないと判断した上で、HTIL が HEL の支 配権を有していたのかを問題にしている。も とより、HTIL が HEL の支配権を有してい なければ、このような問題は生じないという ことである。

このことについて、最高裁は、HTIL は、 「一連の企業のグループ持株会社として、イ ンドの企業のそのような役員会の運営に影響 を持ち、かつ、説得するポジションにあった だけである」とし、「その下位企業のいずれに ついても管理するための権利や権限を持って いなかったので、議決事項に関して下位企業 を説得することができたのみであった」と、 HTIL は HEL の支配権を有していなかった ことから、税務当局によって主張されるよう な権利の喪失は存在しなかったと判断した。

最高裁は、HTIL が、下位の関連企業を通 じて、HEL への「支配権限(power)」を有 しているということはなく、「説得力があるポ ジション (persuasive position)」のみを有し ていただけに過ぎないものと判断することに より、HTIL が HEL の「所有権」をもとも と有していなかったので、したがって、権利 の「喪失」は存在しなかったとしたわけであ る。

一般的に、直接・間接に企業の出資の3分 の2を支配すれば、当該企業への支配権は確 立しているはずである。本件において、HTIL の下位の関連企業への影響が「説得力がある ポジション」を有していただけであったとし ても、そのことで HTIL が HEL への実態的 な支配権を有していなかったことになるので あろうか。

本件の HTIL と VIH 間の M&A 取引にお いて、HEL の支配権は VIH に移転している はずであり、当該支配権が取引前において存 在していなかったわけではないものと考え る。HTIL が HEL の支配権をどのように行 使していたのかは問題ではなく、さらに、VIH についても取引後において HEL の支配権を どのように行使するのかも問題ではなく、重 要なのは HEL の支配権が当該 M&A 取引に おいて HTIL から VIH へ移転したことであ り、課税当局はそのことをとらえて HTIL の HEL に係る権利の「喪失 (extinguishment)」 と表現したに過ぎないのではないか。

本件においては、HTIL の下位の関連企業 への影響が「説得力があるポジション」であ るかどうかではなく、M&A 取引において HEL への支配権が HTIL から VIH へ移転し たと判断される事実をもって、HTIL が HEL への支配権を有していたと認識すべきである と考える。

(5) VIHはHELの67%の経営支配権を取得し たのかについて

最高裁は、出資基準をベースとして、HTIL は HEL の 52%の支配権限を保有していたと 言うことができたが、残りの 15%出資は、 AS グループ、AG グループ等に存在したまま であって、HTIL はこの 15%出資について HEL の支配権限を持っていなかったと認定 をした。この段階では、AG グループ、AS グ ループ等の株式はオプション取引の対象にな っていたものである。

そのうえで、「行使を留保しているのなら、 オプションは経営権ではない。オプションは 潜在力株式として取り扱うことができるもの であるが、行使するまでは、それには議決権 あるいは経営権あるいは支配権を与えること ができない」との判断を行っている。

このオプションが経営権ではないという指 摘は、一般的には当然のごとく受け入れられ ることではないかと思慮するが、本件の場合 には、FIPBのセクター・キャップの規定に より議決権が制限されており、セクター・キ ャップが解除される期日まではオプションの 権利行使はされないことになっている。

このような場合においては、確かに HEL の 15%の出資に関して支配権を保有してい ると言うことができないわけではあるが、法 的規制として HEL の 15%の出資を直接・間 接に保有することができないことから、オプ ションを設定しているわけであり、税務当局 が主張するとおり、「HTIL はその HEL の直 接又は間接の『株式持分』の 67%であること を、無数の機会で表明していた」ことからも、

M&A 取引の当事者の認識としては、HTIL 又は VIH の HEL の「株式持分」は 67%で あり、この割合に基づいて、HEL の株式資本 の 67%の企業価値に相当する対価が VIH か ら HTIL へ支払われたと認識することが素直 な見方であるものと考える。

これに対し、最高裁は、HELの株式資本の 67%の企業価値に基づいてHTILへの対価が 支払われたのかについては、この対価が、 HEL の価値と、CGP と CGP 及び HEL の 間の企業との価値であるとして、それらの企 業価値の評価の算出には、価値に到達するた めに、事業モデル、その経営期間、キャッシ ュ・フローのような概念、現在割引の要因、 資産と負債、無形資産などのような事業の現 実を考慮に入れなければならないとした。最 高裁は、「評価は、法律ではなく、科学である かもしれない」とも述べている。

加えて、最高裁は、HTIL がニューヨーク 証券取引所に上場されたので、米国の GAAP によって規定された規則に従わなければなら ず、HTIL は、Hutchison の組織構造の下で の投資に含まれる潜在的リスクを米国の GAAP の下で米国の投資家に公表すること を必要としたことから、52%(支配)と67% (株式持分)の間の差異は、インドと米国の GAAP の下での計算における差異を理由と して生じたものであるとの説明もしている。

このような最高裁の説明は迂遠であり、 HELの株式資本の67%の企業価値に基づい てHTILへの対価が支払われたのかについて の明瞭な説明にはなっておらず⁽²⁸⁾、これは VIHがHELの3分の2の経営支配権を取得 するために、CGP株式の100%の対価として 支払ったと解する方が、M&A 取引の当事者 間での認識に一致したものではないかと考え る。

(6) 高等裁判所の誤りに係る指摘について

最高裁は、高等裁判所アプローチに3つの 誤りがあったことを指摘しているが、それら については以下のように考察する。

イ オプションが資本資産を構成したという 判断

高等裁判所のオプションが資本資産を構成 したという判断については、確かにオプショ ンは権利行使されてはおらず、株式としての 議決権を有していなかったが、上記のように FIPB のセクター・キャップの規定により議 決権が制限されて、オプションのまま保有さ れていたわけであり、M&A 取引の当事者の 認識に基づけば、2006年の包括契約等の下で HELの支配権の一部として認識する(その旨 を契約書等に書面上で記述すれば、FIPB に 規制違反として指摘されるおそれがあるので はないかと思慮する)ことが可能だと判断し て、オプションが資本資産を構成すると高等 裁判所は判断したのではないかと思慮する。

最高裁のいうように、これは「解析アプロ ーチ」であり認められないというのであれば、 このような高等裁判所の判断は誤りである と、最高裁判決のなかでは非難されることに なるものと考えるが、これは妥当であろうか。

ロ VIH が HEL の株式資本の 67%を取得した

という判断

FIPBがVIHに説明を求めた、実際のHEL の株式資本の取得が52%であるのに、HEL の株式資本の67%に当たる110.8億米ドルを 支払うことについて、支配プレミアム、イン ドでのHutchブランドの使用権、競合禁止協 定、貸付債権及びインドのFDI規則を条件と したHELの15%以上の間接持分を取得する 権利をも含んで、結果として、<u>HELの経済的</u> 価値の67%と等しくなるということについ て、高等裁判所はこれを<u>HELの株式資本の</u> 67%と誤解したというのであるが、FIPBへ の形式的な説明が経済実態までを表している とは思えないところである。これもラムゼイ 判決による「ルック・アト」基準による判断 なのであろうか。

ハ 投資全体の完全な販売契約として認識し なかった判断

最高裁は、取引がパッケージ全体として見 られるべきであり、そのなかに、競合禁止協 定、支配プレミアム、コール及びプットオプ ション、コンサルタントサポート、顧客ベー ス、ブランドライセンスなどが含まれ、投資 全体の完全な販売契約として高等裁判所が認 識しなかったことが誤りとしているが、その ように販売契約として「ルック・アト」基準 により単純に認識すべきかどうかについて は、課税上の問題を指摘するスタンスに立て ば「解析アプローチ」による高等裁判所の見 解も一方的に誤りとはいえないのではないか と思慮する。

(7) 「結論」について

最高裁は、結論において、「確実性は、法の

支配にとって肝要である。確実性と安定性は、 すべての課税制度の基本的な基礎を構成す る。租税政策の確実性は、最も効率的な方法 で、合理的な経済的な選択をするために、(外 国投資家を含めて)納税者にとって極めて重 要である」と述べており、租税法律主義に沿 ったこの最高裁の考えには深く同意できると ころであると思慮する。

また、最高裁は、「『特典の制限』と『ルッ ク・スルー』のような法的な原則は、政策の 問題である。今日の政府が、相反する見解を 回避させるように、それらが条約と法律に取 り入れられるようにするべきである」と述べ ており、これは、インドの立法府が法律とし て「ルック・スルー」規定を成立させるので あれば、本件のような外ー外の M&A 取引へ のインドにおける課税も可能であることを司 法府として認めている趣旨かと思慮する。

これについての具体的な動きとしては、前 述のように、2010年に提出された直接税法典

(DTC) 法案において、その譲渡の前の 12 カ月の間で、会社によって直接又は間接に所 有されたインドの資産の公正市場価格が、会 社によって所有されるすべての資産の公正市 場価格の少なくとも 50%に相当する場合に は、非居住者による外国会社の株式の譲渡か らの所得に課税することが提出され、これは 当初 2012 年 4 月から施行されることとされ ていた⁽²⁹⁾。

このような源泉地国の課税権の拡大が、内 国法によりどこまで立法可能であるのかにつ いて個人的にも強い関心を抱くところであ り、今後、このような規定が本当に存続でき るのかについて注視していきたいと考える。

7. 最高裁の判決後のインドでの動き

このボーダフォン事件の最高裁判決は 2012 年 1 月 20 日に出されたものであるが、 その後において、この事件に関してインドで は以下のような大きな動きが起きている。 インド政府はこの最高裁の判決に対して、 2月17日にReview Petitionを提出した。2 月17日のヒンズービジネスラインのレポー トによれば、インド政府は「最高裁判所は、 タックスヘイブンでの業務のルーティングを 合法化して、[所得税] 部門がその業務の本質 を調査することを妨げて (preventing the [Income Tax] department from looking at the substance of the transaction)、最高裁判 所の以前の判断を考慮に入れることをしなか った」と請願書で述べ、さらに、「最高裁判所 が、ボーダフォン事件の15以上の要素に関 して、政府の法的な提案を支持した以前の判 決を考慮しなかった」と指摘した⁽³⁰⁾。

しかしながら、最高裁は 3 月 20 日にイン ド政府の Review Petition を却下した。

この間の3月16日に、インド政府は政府 予算案で、「インド資産の移転を伴う国境を越 える取引への課税を認める改正案」を提出し ており、この法案では、インド資産の移転を 伴う国境を越える取引への課税について、50 年前に遡及して適用できる内容となっている。

この 50 年遡及の法案は、1961 年所得税法 の用語の解釈、例えば、"through" について は、 その 意味は"by means of"、"by consequence of"又は"by reason of"を含む ものであるとか、"capital asset"については、 実質的にインドに所在する資産からの価値に 由来する株式又は持分は"situated in India" であるとかを、明確化する法案であり、これ は 1961 年所得税法の制定当初(50 年前)か らそのような解釈ができるとしたものであ る。したがって、新たな制度を立法して、そ れを 50 年遡及して適用するというものでは ないことから、インド政府は、これを 50 年 遡及ではないと言っている。

これに対して、日米英などの7つの通商団 体がシン首相への書簡で抗議を表明した。こ の書簡で7つの通商団体は、「今回の突然か つ前例のない動きは海外からの投資や税制に 対するインドの政策の信頼を損ない、法の支 配そのものに疑念を投げかけており、インド 投資の広範な見直しを促している」と指摘を している⁽³¹⁾。

このような法改正をインド政府が提出した 原因として、本件での最高裁の判決の内容が 大いに関わっているのではないかと思慮す る。今回の最高裁の判決に基づく執行は、イ ンドの税務当局にとって効果的かつ有効的な 税務調査等が困難であり、現実的ではないも のと考える。また、上記のような国際的取引 に重大な影響を与える法案が、本当にインド において実際に成立をするのか疑問を感じる ところであり、今後のインドでの動きについ て十分に注意をしていかなくてはいけないも のと考えるところである。

8. おわりに

このインドのボーダフォン事件について は、途上国等の源泉地国の課税権の在り方に ついて思索するために研究したものである。 ボーダフォン事件からは、ボンベイ高等裁判 所の判断のような拡大解釈により源泉地国の 課税権を拡大させることは困難であることが 確認されたものと考える。インド最高裁は、 源泉地国の課税権を拡大するのであれば、立 法政策として法制度の改正によって行うべき という方向性を示した。しかし、これは、上 記のような遡及課税の法案の動きを予測して いたものではないはずである。

したがって、今後において、このようなイ ンドの国際的協調への配慮を欠いた性急な源 泉地国の課税権の拡大が実際にできるものな のかを注視することとし、引き続き源泉地国 と居住地国との課税の在り方について考究し ていきたいものと考える。

⁽¹⁾Vodafone International Holdings vs Union of India & Anr on 8 September, 2010, VBC 1

wp1325.10 the High Court of Judicature at Bombay.

- ⁽²⁾Vodafone International Holdings B.V. v. Union of India; Civil Appeal No. 733 of 2012; S.L.P.
 (C) No. 26529 of 2010 (Jan. 20, 2012).
- (3)インド最高裁判所がどのような判断を下したのかを実際に見て確認をしていただけるよう、本論文の最後に、本判決文の判断部分の仮訳を添付しておく。前稿、居波邦泰「インドのボーダフォン判決に係る考察(上)-ボンベイ高裁判決の分析-」税大ジャーナル18号119頁(2012.3)には、ボンベイ高等裁判所の判決の判断部分の仮訳を添付してあるので、必要に応じてこれら最高裁と高裁の判断を比較されたい。
- (4)本稿では事実関係の説明は省略する。ボーダフ オン事件の事実関係については、前稿をご覧に なられたい。
- ⁽⁵⁾1 頁当たり Century 字体 10.5 ポイントで 40 行 で換算しての分量。
- ⁽⁶⁾Union of India v. Azadi Bachao Andolan (2004) 10 SCC 1。インドーモーリシャスの租税条約に 係るタックス・プランニングと租税回避の区別 に関する事件。
- ⁽⁷⁾Hutchison Telecommunications International Limited の略。CGP の株式の 100%を保有する ケイマン法人。
- ⁽⁸⁾CGP Investments (Holdings) Limited の略。 HEL株式の約67%を直接・間接に保有するケイ マン法人。
- ⁽⁹⁾Vodafone International Holdings の略。ボーダ フォン・グループのオランダ法人。
- ⁽¹⁰⁾ Hutchison Essar Limited の略。ハチソン・グ ループのインドで移動体通信事業を営んでいる インド法人。
- ⁽¹¹⁾ The Commissioners of Inland Revenue v. His Grace the Duke of Westminster 1935 All E.R. 259.
- ⁽¹²⁾ W.T. Ramsay Ltd. v. Inland Revenue Commissioners (1981) 1 All E.R. 865.
- ⁽¹³⁾ Furniss (Inspector of Taxes) v. Dawson (1984) 1 All E.R. 530.
- ⁽¹⁴⁾ Craven (Inspector of Taxes) v. White (Stephen) (1988) 3 All. E.R. 495.
- ⁽¹⁵⁾ McDowell and Co. Ltd. v. CTO (1985) 3 SCC 230.

- ⁽¹⁶⁾インドの税務当局は、この項の「through」の 意味を「in consequence of」であると主張してい るわけである。
- ⁽¹⁷⁾ Sale Purchase Agreement の略。2007年2月 11日に、売り手をHTILとし買い手をVIH BV として締結された、CGPのすべての株式を売買 する売買契約書。
- (18)本判決の主張する「ルック・アト」基準により 事実認定をするのであれば、ほぼすべての M&A 取引について、事実上の支配権限や実際 的な権利等の調査をする必要はないということ になってしまうものと思料する。
- (19) 実際のところ、HEL の株式資本の 67%の企業価値に基づいて HTIL への対価が支払われた理由については、最高裁は「ルック・アト」基準の事実認定からは明確かつ説得力のある説明ができていないものと思慮する。
- ⁽²⁰⁾ Foreign Investment Promotion Board;外国 投資促進委員会。
- (21) 居波邦泰・前掲注(3)、128 頁。なお、前稿は 2011年9月に執筆(税大ジャーナル18号が出版 されたのは2012年3月であるが)をしたもので あり、その考察については2012年1月の最高裁 判決を踏まえて作成・修正したものでないこと を申し添える。
- (22) これでは、税務調査において、表面的な調査 に留め、取引の真実の性質を確認することを、 最高裁が困難にさせているように思え、インド の課税当局や政府が納得をしないのではないか と思える。個人的には、この判決の結論のため に、わざわざこのようなことを述べること自体 必要ないのではないかと思慮する。
- (23) ただし、実際問題として、本件の M&A 取引に ついては、筆者も濫用的租税回避には当たらな いものと思料する。
- (24) European Court of Justice。欧州司法裁判 所。
- (25) ECJ における濫用的租税回避の法理の展開については、今村隆・川村佑紀「租税法における濫用の法理–欧州司法裁判所と我が国の最高裁判所における判決を比較して–」日本大学法学部法学研究所『法学紀要』53巻275頁(2011)、大野雅人「EU 法における移転価格税制と『商業上

の正当事由』-欧州裁判所 SGI 判決を素材とし て-」税大ジャーナル 18 号 21 頁に詳しい。

- (26) 今村隆「主要国の一般的租税回避否認規定」本 庄資著『国際課税の理論と実務 73 の重要課題』 669 頁。
- ⁽²⁷⁾本庄資「米国における国際的租税回避否認規 定」本庄資著『国際課税の理論と実務 73の重要 課題』647 頁。
- ⁽²⁸⁾ Lee A. Sheppard 氏も、2012 年 2 月 13 日付の Tax Notes International の「Vodafone and the Reach of Capital Gains Taxation」の論説で、
 - 「最高裁は、何故、ボーダフォンが 52%の株式 資本を取得していないにもかかわらず、目的会 社(HEL)の67%の企業価値を支払ったかにつ いて、説明ができていない」と指摘をしている。
- (29) 2010年に提出されたインドの「The Direct Tax Code, 2010」は、2012年4月から施行される予 定となっていたが、2010年3月現在においてそ の施行は期限を示さず延期されており、また、 今後の施行に向けての具体的なタイムラインも 示されていない。
- ⁽³⁰⁾ "India Requests Review of Vodafone Ruling"65 Tax Notes Int'l 657 (Feb. 27, 2012).
- ⁽³¹⁾ <u>http://www.sankeibiz.jp/macro/news/120403/</u> <u>mcb1204030500009-n1.htm</u> による。

【インド ボーダフォン事件の最高裁判決 仮訳 (判断部分抜粋)】

Supreme Court of India

Vodafone International Holdings ... vs Union Of India & Anr on 20 January, 2012 Author: K Radhakrishnan Bench: S.H. Kapadia, K.S. Radhakrishnan, Swatanter Kumar

IN THE SUPREME COURT OF INDIA CIVIL APPELLATE JURISDICTION CIVIL APPEAL NO.733 OF 2012 (arising out of S.L.P. (C) No. 26529 of 2010)

Vodafone International Holdings B.V.... Appellant(s) versus Union of India & Anr. ...Respondent(s) JUDGMENT S.H. KAPADIA, CJI

1. ~ 56. (省略)

Correctness of Azadi Bachao case - Re: Tax Avoidance/Evasion

- 57. Before us, it was contended on behalf of the Revenue that Union of India v. Azadi Bachao Andolan (2004) 10 SCC 1 needs to be overruled insofar as it departs from McDowell and Co. Ltd. v. CTO (1985) 3 SCC 230 principle for the following :
 - i) Para 46 of McDowell judgment has been missed which reads as under: "on this aspect Chinnappa Reddy, J. has proposed a separate opinion with which we agree". [i.e. Westminster principle is dead].
 - ii) That, Azadi Bachao failed to read paras 41-45 and 46 of McDowell in entirety. If so read, the only conclusion one could draw is that four learned judges speaking through Misra, J. agreed with the observations of Chinnappa Reddy, J. as to how in certain circumstances tax avoidance should be brought within the tax net.
 - iii) That, subsequent to McDowell, another matter came before the Constitution Bench of five Judges in Mathuram Agrawal v. State of Madhya

1. ~ 56. (省略)

租税回避/脱税に関する - Azadi Bachao 判 決の正当性

- 57. 我々の前で、Union of India v. Azadi Bachao Andolan (2004) 10 SCC 1 が、以 下に掲げる McDowell and Co. Ltd. v. CTO (1985) 3 SCC 230 原則から逸脱する限りに おいて、却下される必要があると、歳入庁 のために強く主張がなされた:
 - i) McDowell 判決のパラ 46 が、以下のよう に読み間違えられたこと:「この局面にお いて、Chinnappa Reddy, J.は、我々が同 意する別個の見解を提案した。」[すなわ ち、ウェストミンスター原則は機能してい ない。]
 - ii) Azadi Bachao 判決は、McDowell 判決の パラ 41-45 及び 46 を解釈することに完全 に失敗したこと。もし、そのように解釈を するなら、1 人の裁判官が引き出した唯一 の結論は、4 人の学識ある裁判官が、ある 特定の状況で租税回避がどれほど課税ネ ットワークの中で引き起こされているか に関して、Chinnappa Reddy, J.の見解に、 Misra, J.を通して話すことで、同意した ということである。
 - iii) McDowell 判決の後に、Azadi Bachao
 判決によって指摘されなかったウェスト
 ミンスター原則が引用された Mathuram
 Agrawal v. State of Madhya Pradesh

Pradesh (1999) 8 SCC 667, in which Westminster principle was quoted which has not been noticed by Azadi Bachao.

Our Analysis

- 58. Before coming to Indo-Mauritius DTAA, we need to clear the doubts raised on behalf of the Revenue regarding the correctness of Azadi Bachao (supra) for the simple reason that certain tests laid down in the judgments of the English Courts subsequent to The Commissioners of Inland Revenue v. His Grace the Duke of Westminster 1935 All E.R. 259 and W.T. Ramsay Ltd. v. Inland Revenue Commissioners (1981) 1 All E.R. 865 help to understand us the scope of Indo-Mauritius DTAA. It needs to be clarified, that, McDowell dealt with two aspects. First, regarding validity of the Circular(s) issued by CBDT concerning Indo-Mauritius DTAA. Second, on concept of tax avoidance/evasion. Before us, arguments were advanced on behalf of the Revenue only regarding the second aspect.
- 59. The Westminster principle states that, "given that a document or transaction is genuine, the court cannot go behind it to some supposed underlying substance". The said principle has been reiterated in subsequent English Courts Judgments as "the cardinal principle".
- 60. Ramsay was a case of sale-lease back transaction in which gain was sought to be counteracted, so as to avoid tax, by establishing an allowable loss. The method chosen was to buy from a company a readymade scheme, whose object was to create a neutral situation. The decreasing asset was to be sold so as

(1999) 8 SCC 667 で、他の問題が最高裁の5人の裁判官の前で審議されたこと。

我々の分析

- 58. インドーモーリシャス二重課税回避協定 の検討の前に、我々は、ある単純な理由の ために、つまり、The Commissioners of Inland Revenue v. His Grace the Duke of Westminster 1935 All E.R. 259 〔ウェスト ミンスター判決〕及び W.T. Ramsay Ltd. v. Inland Revenue Commissioners (1981) 1 All E.R. 865 〔ラムゼイ判決〕の後に続く、 英国の裁判所の判決に横たわるある基準、 これは、我々がインド-モーリシャス二重 課税回避協定の範囲を理解するのに助けに なるものであるが、この基準のために、(上 述の) Azadi Bachao の正当性に関して生じ た疑問を、歳入庁のためにクリアにする必 要がある。McDowell 判決は 2 つの側面を 取り扱ったことが、明確にされる必要があ る。第一に、インドーモーリシャス二重課 税回避協定に関して CBDT によって発行さ れたサーキュラーの有効性に関して。第二 に、租税回避/脱税の概念について。我々 以前では、争点は2番目の側面に関しての み、歳入庁にとって有利なように進展させ られていた。
- 59. ウェストミンスター原則は、「文書あるい は取引が真正であるならば、裁判所は、その 後ろにあるおよそ想定される内在する実質 に達することはできない」と述べている。当 該原則は、「主要な原則」として、続く英国 の裁判所判決で繰り返し用いられてきた。
- 60. ラムゼイ判決は、課税を回避するように 許容される損失を創造することによって、利 益を相殺することを試みたセールーリース バック取引のケースであった。選択された方 法は、会社から既製のスキームを買うことで あった。その目的は、租税に中立的な状況を 創出することであった。減少資産は、人工的 な損失を創造するために売却されるはずで

to create an artificial loss and the increasing asset was to yield a gain which would be exempt from tax. The Crown challenged the whole scheme saying that it was an artificial scheme and, therefore, fiscally in- effective. It was held that Westminster did not compel the court to look at a document or a transaction, isolated from the context to which it properly belonged. It is the task of the Court to ascertain the legal nature of the transaction and while doing so it has to look at the entire transaction as a whole and not to adopt a dissecting approach. In the present case, the Revenue has adopted a dissecting approach at the Department level.

- 61. Ramsay did not discard Westminster but read it in the proper context by which "device" which was colourable in nature had to be ignored as fiscal nullity. Thus, Ramsay lays down the principle of statutory interpretation rather than an over-arching anti-avoidance doctrine imposed upon tax laws.
- 62. Furniss (Inspector of Taxes) v. Dawson (1984) 1 All E.R. 530 dealt with the case of interpositioning of a company to evade tax. On facts, it was held that the inserted step had no business purpose, except deferment of tax although it had a business effect. Dawson went beyond Ramsay. It reconstructed the transaction not on some fancied principle that anything done to defer the tax be ignored but on the premise that the inserted transaction did not constitute "disposal" under the relevant Finance Act. Thus, Dawson is an extension of Ramsay principle.
- 63. After Dawson, which empowered the Revenue to restructure the transaction in certain circumstances, the Revenue started rejecting every case of strategic

あり、増加資産は、課税を免除されるであろ う利益をもたらすはずであった。国家は、そ れが人工的なスキームであって、したがっ て、課税上無効であることを述べることで、 スキーム全体の正当性を認めなかった。(し かし、)ウェストミンスター判決が、それが 適切にあるべきコンテキストから離れて文 書あるいは取引を調べることを、裁判所に強 要しなかったことは支持された。取引の法的 な性質を確かめることが裁判所の仕事であ り、そして、そうする間において、取引全体 を総体的に調べるべきではあるが、解析アプ ローチは採用すべきではない。本件におい て、歳入庁は(所得税)部門レベルで解析ア プローチを採用した。

- 61. ラムゼイ判決はウェストミンスター判決 を毀棄しなかった、しかし、適切なコンテキ ストにおいて、本質的に偽装であった「装置」 は課税上無視されるべきことを解釈した。こ のことから、ラムゼイ判決は、税法に課され た包括的租税回避防止原則というよりも、む しろ法令解釈の原則を策定したものである。
- 62. Furniss (Inspector of Taxes) v. Dawson (1984) 1 All E.R. 530 は、課税を逃れるため に会社が介在するケースを取り扱った。事実 として、差し込まれたステップが、それが事 業効果を持っていたにもかかわらず、課税繰 延べ以外に事業目的を持っていなかったも のと判断された。Dawson 判決はラムゼイ判 決を越えるものであった。それは、課税を繰 り延べるためにされるすべてのことは無視 されるという、およそ仮想的な原則ではな く、差し込まれた取引は関連する金融法の下 で「処分」を構成しなかったことを根拠とし て、取引を再構築した。このことにより、 Dawson 判決はラムゼイ判決の原則の拡張 である。
- 63. 歳入庁にある特定の状況で取引を再構築 する権限を与えた Dawson 判決の後に、歳 入庁は、事業体の差し込みが、租税回避を唯 一の意図としてもたらされるものであると

investment/tax planning undertaken years before the event saying that the insertion of the entity was effected with the sole intention of tax avoidance. In Craven (Inspector of Taxes) v. White (Stephen) (1988) 3 All. E.R. 495 it was held that the Revenue cannot start with the question as to whether the transaction was a tax deferment/saving device but that the Revenue should apply the look at test to ascertain its true legal nature. It observed that genuine strategic planning had not been abandoned.

64. The majority judgment in McDowell held that "tax planning may be legitimate provided it is within the framework of law" (para 45). In the latter part of para 45, it held that "colourable device cannot be a part of tax planning and it is wrong to encourage the belief that it is honourable to avoid payment of tax by resorting to dubious methods". It is the obligation of every citizen to pay the taxes without resorting to subterfuges. The above observations should be read with para 46 where the majority holds "on this aspect one of us, Chinnappa Reddy, J. has proposed a separate opinion with which we agree". The words "this aspect" express the majority's agreement with the judgment of Reddy, J. only in relation to tax evasion through the use of colourable devices and by resorting to dubious methods and subterfuges. Thus, it cannot be said that all tax planning is illegal / illegitimate / impermissible. Moreover, Reddy, J. himself says that he agrees with the majority. In the judgment of Reddy, J. there are repeated references to schemes devices in contradistinction to and "legitimate avoidance of tax liability" (paras 7-10, 17 & 18). In our view, although Chinnappa Reddy, J. makes a number of observations regarding the 言って、イベントの前年に行われた戦略的投 資/タックス・プランニングのすべてのケー スを否認し始めた。Craven (Inspector of Taxes) v. White (Stephen) (1988) 3 All E.R. 495 において、歳入庁は取引が課税繰延ベ/ 節税装置であったかどうかについての疑義 から始めることができないとして、歳入庁は その本当の法的な性質を確かめるためにル ック・アト基準を適用すべきであるとの判断 がなされた。それは、真正の戦略的計画が、 まだ放棄されていないことを示すものであ った。

64. McDowell 判決での多数派は、「それが法 律の枠組みの中であるなら、タックス・プラ ンニングが合法的であるかもしれない」との 判断をした(パラ 45)。パラ 45 の後半部分 では、「偽装の装置がタックス・プランニン グの一部であるはずがなく、そして、不審な 方法を行使することによって、租税の支払を 回避することは正しいという信念を奨励す ることは間違っている」との判断がなされ た。偽計を行使しないで租税を支払ことは、 すべての市民の義務である。上記の見解は、 「この局面において、我々の1人、 Chinnappa Reddy, J.が、我々が同意する別 個の見解を提案した」と多数派が判断したパ ラ46で解釈されるべきである。「この局面」 との用語は、偽装の手段の使用を通し、そし て、不審な方法や偽計を行使することによる 脱税に関する Reddy, J.判事と多数派との合 意を表している。このように、すべてのタッ クス・プランニングが、非合法で/不法で/ 許されないと言うことはできない。さらに、 Reddy, J.自身が、彼が多数派と意見が一致 すると言っている。Reddy, J.の判断では、 「租税債務の合法的な回避」(パラ 7-10、17 及び 18) と対比した上で、スキーム及び装 置に対する再三の言及がなされている。我々 の考えでは、Chinnappa Reddy, J.が、「ウ ェストミンスター判決」及び租税回避から逸 脱する必要に関して多くの見解を述べてい るけれども、- これらは明らかに人工的な そして偽装の装置のコンテキストについて need to depart from the "Westminster" and tax avoidance - these are clearly only in the context of artificial and colourable devices. Reading McDowell, in the manner indicated hereinabove, in cases of treaty shopping and/or tax avoidance, there is no conflict between McDowell and Azadi Bachao or between McDowell and Mathuram Agrawal.

International Tax Aspects of Holding Structures

- 65. In the thirteenth century, Pope Innocent IV espoused the theory of the legal fiction by saying that corporate bodies could not be ex-communicated because they only exist in abstract. This enunciation is the foundation of the separate entity principle.
- 66. The approach of both the corporate and tax laws, particularly in the matter of corporate taxation, generally is founded on the abovementioned separate entity principle, i.e., treat a company as a separate person. The Indian Income Tax Act, 1961, in the matter of corporate taxation, is founded on the principle of the independence of companies and other entities subject to income-tax. Companies and other entities are viewed as economic entities with legal independence vis-a-vis their shareholders/ participants. It is fairly well accepted that a subsidiary and its parent are totally distinct tax payers. Consequently, the entities subject to income-tax are taxed on profits derived by them on standalone basis, irrespective of their actual degree of economic independence and regardless of whether profits are reserved or distributed to the shareholders/ participants. Furthermore, that shareholders/ participants, are (personal subject to or corporate) income-tax, are generally taxed on profits

でのみである。上記で示された方法で、 McDowell 判決を解釈することで、条約漁り 及び/又は租税回避のケースについて、 McDowell 判決と Azadi Bachao 判決の間 に、あるいは、McDowell 判決と Mathuram Agrawal 判決の間には対立がない。

組織構造を有することの国際的課税側面

- 65. 13世紀に、ローマ教皇イノセントIVは、 法人組織は、それらが単に概念上で存在する だけであるから、破門されることはありえな いと言うことで、法的な擬制の理論を擁護し た。この発言は、個別事業体原則の基礎であ る。
- 66. 会社法と税法の双方へのアプローチは、 特に、法人課税に関しては、一般に、上述し た個別事業体原則に基づいている、すなわ ち、法人を別個の者として取り扱うというこ とである。1961 年所得税法は、法人課税に 関して、所得課税の適用を受ける法人及び他 の事業体の独立性に基礎を置いている。法人 及び他の事業体は、それらの株主/出資者に 対して、法的な独立性を持っている経済的な 実体だとみなされる。子会社とその親会社 が、まったく別個の納税者であることはかな り十分に受け入れられている。結果として、 所得課税の適用を受ける事業体は、それらの 実際の経済的な独立性の程度にかかわらず、 そして、利益が留保されるかあるいは株主/ 出資者に配分されるかどうかにかかわらず、 独立ベースでそれらによって得られた利益 に課税をされる。さらに、(個人又は法人) 所得課税の適用を受ける株主/出資者は、一 般に、彼らの株式/資本の対価から得た、キ ャピタル・ゲインのような利益に課税をされ る。現在では、租税条約目的で、子会社とそ の親会社も、まったく別個で異なった納税者 であることは、十分に決着がついている。

derived in consideration of their shareholding/participations, such as capital gains. Now a days, it is fairly well settled that for tax treaty purposes a subsidiary and its parent are also totally separate and distinct tax payers.

- 67. It is generally accepted that the group parent company is involved in giving principal guidance to group companies by providing general policy guidelines to group subsidiaries. However, the fact that a parent company exercises shareholder's influence on its subsidiaries does not generally imply that the subsidiaries are to be deemed residents of the State in which the parent company resides. Further, if a company is a parent company, that company's executive director(s) should lead the group and the company's shareholder's influence will generally be employed to that end. This obviously implies a restriction on the autonomy of the subsidiary's executive directors. Such a restriction, which is the inevitable consequences of any group structure, is generally accepted, both in corporate and tax laws. However, where subsidiary's executive directors' the competences are transferred to other persons/bodies or where the subsidiary's executive directors' decision making has become fully subordinate to the Holding Company with the consequence that the subsidiary's executive directors are no more than puppets then the turning point in respect of the subsidiary's place of residence comes about. Similarly, if an actual controlling Non-Resident Enterprise (NRE) makes an indirect transfer through "abuse of organisation form/legal form and without reasonable business purpose" which results in tax avoidance or avoidance of withholding tax, then the Revenue may disregard the
- 67. グループ親会社が、グループ子会社に一 般的なポリシーガイドラインを提供するこ とによって、グループ会社にプリンシパルガ イダンスを与えることに関与することは一 般に認められている。しかしながら、親会社 がその子会社に株主としての影響を行使す るという事実は、一般に、子会社が、親会社 が居住する国の居住者であるとみなされる ことを意味しない。さらに、もし、会社が親 会社であるなら、その会社の執行役員はグル ープを指揮するべきであり、そして会社の株 主としての影響は一般にそれを目的として 用いられるであろう。このことは、明らかに 子会社の執行役員の自律を制限することを 暗示する。どのようなグループ構造において も必然的な結果である、そのような制限は、 一般に、会社法及び税法の双方で認められて いる。しかしながら、子会社の執行役員の権 限が他の人々/組織に移転される場合、ある いは、子会社の執行役員が操り人形以上の何 ものでもないという結果において、子会社の 執行役員の意思決定が完全に持株会社に従 属した場合には、そのときは、子会社の居住 地に関して転機が生じるところである。同様 に、もし、実際の支配的な非居住者企業

(NRE)が、結果として租税回避あるいは 源泉徴収税の回避をもたらす、「組織形態/ 法的形態の濫用を用い、かつ、合理的な事業 目的がない」間接的な移転を行うのであれ ば、歳入庁は、非居住者持株会社の使用した 契約形式又は疑いのある行為を無視して、そ の経済的実質に従って、株式資本移転の再特 徴付けを行い、そして実際の支配的な非居住 者企業に課税をするかもしれない。このよう に、取引が主に、所得、利益及び収益の配分 のための偽装の装置として用いられている かどうかは、その取引を取り巻いているすべ ての事実と状況の検証によって決定される。 form of the arrangement or the impugned action through use of Non-Resident Holding Company, re-characterize the equity transfer according to its economic substance and impose the tax on the actual controlling Non-Resident Enterprise. Thus, whether a transaction is used principally as a colourable device for the distribution of earnings, profits and gains, is determined by a review of all the facts circumstances and surrounding the transaction. It is in the above cases that the principle of lifting the corporate veil or the doctrine of substance over form or the concept of beneficial ownership or the concept of alter ego arises. There are many circumstances, apart from the one given above, where separate existence of different companies, that are part of the same group, will be totally or partly ignored as a device or a conduit (in the pejorative sense).

68. The common law jurisdictions do invariably impose taxation against a corporation based on the legal principle that the corporation is "a person" that is separate from its members. It is the decision of the House of Lords in Salomon v. Salomon (1897) A.C. 22 that opened the door to the formation of a corporate group. If a "one man" corporation could be incorporated, then it would follow that one corporation could be a subsidiary of another. This legal principle is the basis of Holding Structures. It is a common practice in international law, which is the basis of international taxation, for foreign investors to invest in Indian companies through an interposed foreign holding or operating company, such as Cayman Islands or Mauritius based company for both tax and business purposes. In doing so, foreign investors are able to avoid the 68. 判例法の法的管轄は、法人はそのメンバ ーから独立している「人格」であるという法 的な原則に基づいて、一定不変に法人に対し て課税を行う。企業グループの形成に扉を開 けたのは、the House of Lords in Salomon v. Salomon (1897) A.C. 22 の判決である。も し、「1人」法人が法人登録することができ たのであれば、それなら、ある法人が他の法 人の子会社であり得ることが起きるであろ う。この法的な原則は、持株構造のベースで ある。税務とビジネスの両方の目的ためにケ イマン諸島やモーリシャスにベースがある 会社のような介在する持株会社又は営業会 社を通して、インドの企業に投資する外国投 資家にとって、それは、国際課税のベースで ある国際法における共通的な慣行である。そ うすることにおいて、外国人投資家は、外国 投資されたインドの会社の株式資本持分の 直接的移転(すなわち、外国の持株会社又は 営業会社なしの)のために必要とされる長い 承認と登録のプロセスを、回避することが可

lengthy approval and registration processes required for a direct transfer (i.e., without a foreign holding or operating company) of an equity interest in a foreign invested Indian company. However, taxation of such Holding Structures very often gives rise to issues such as double taxation, tax deferrals and tax avoidance. In this case, we are concerned with the concept of GAAR. In this case, we are not concerned with with treaty-shopping but the anti-avoidance rules. The concept of GAAR is not new to India since India already has a judicial anti-avoidance rule, like some other jurisdictions. Lack of clarity and absence of appropriate provisions in the statute and/or in the treaty regarding the circumstances in which judicial anti-avoidance rules would apply has generated litigation in India. Holding Structures are recognized in corporate as well as tax laws. Special Purpose Vehicles (SPVs) and Holding Companies have a place in legal structures in India, be it in company law, takeover code under SEBI or even under the income tax law. When it comes to taxation of a Holding Structure, at the threshold, the burden is on the Revenue to allege and establish abuse, in the sense of tax avoidance in the creation and/or of such structure(s). use In the application of a judicial anti-avoidance rule, the Revenue may invoke the "substance over form" principle or "piercing the corporate veil" test only after it is able to establish on the basis of the facts and circumstances surrounding the transaction that the impugned transaction is a sham or tax avoidant. To give an example, if a structure is used for circular trading or round tripping or to pay bribes then such transactions, though having a legal form, should be discarded

能となる。しかしながら、そのような持株構 造への課税が、非常にしばしば、二重課税、 課税繰延べ及び租税回避のような問題を発 生させる。このケースでは、我々は GAAR の概念について関心がある。このケースで は、我々は、条約漁りではなく、租税回避防 止規則について関心がある。インドは、いく つかの他の法的管轄のような、司法上の租税 回避防止規則を既に持っているので、GAAR の概念はインドにおいて新しいものではな い。司法上の租税回避防止規則が適用される 状況に関する法令及び/又は条約上の明瞭 性の欠如と適切な規定の不存在が、インドに おける訴訟を生成してきた。持株構造は、税 法と同様に会社法において認められている。 特別目的ヴィークル(SPVs)と持株会社は、 インドにおける法的な構造のなか、会社法、 SEBI の企業買収規約又は所得税法の下で さえ、居場所を得ている。持株構造への課税 となれば、その閾値について、そのような構 造の創造及び/又は使用における租税回避 の意味で、濫用を主張し立証することについ て、その立証責任は歳入庁にある。司法上の 租税回避防止規則の適用において、歳入庁 は、その取引を取り巻いている事実及び状況 をベースにして、疑いがある取引が偽装ある いは租税回避であることを確証できた後の みにおいて、「実質優先」原則あるいは「法 人格の否認」基準を行使するかもしれない。 事例を与えると、もし、循環取引や往復取引 又は賄賂を支払うために構造が使用される のであれば、そのようなときには、そのよう な取引は、法的形態は有しているものの、財 務上無効の基準を適用することによって、否 認されるべきである。同様に、持株構造にお いて、商業上の/事業上の実質を有していな い事業体が、租税を回避するためだけに介在 させられていることを、歳入庁が認識したケ ースでは、そのようなケースに財務上無効の 基準を適用することで、歳入庁がその事業体 のそのような介在を否認したことが公開さ れるであろう。しかしながら、これは閾値で なされなければならない。この関係で、我々 は、歳入庁あるいは裁判所は、それが適切に あるべきコンテキストで、文書あるいは取引

by applying the test of fiscal nullity. Similarly, in a case where the Revenue finds that in a Holding Structure an entity which has no commercial/business substance has been interposed only to avoid tax then in such cases applying the test of fiscal nullity it would be open to the Revenue to discard such inter-positioning of that entity. However, this has to be done at the threshold. In this connection, we may reiterate the "look at" principle enunciated in Ramsay (supra) in which it was held that the Revenue or the Court must look at a document or a transaction in a context to which it properly belongs to. It is the task of the Revenue/Court to ascertain the legal nature of the transaction and while doing so it has to look at the entire transaction as a whole and not to adopt a dissecting approach. The Revenue cannot start with the question as to whether the impugned transaction is а tax deferment/saving device but that it should apply the "look at" test to ascertain its true legal nature [See Craven v. White (supra) which further observed that genuine strategic tax planning has not been abandoned by any decision of the English Courts till date]. Applying the above tests, we are of the view that every strategic foreign direct investment coming to India, as an investment destination, should be seen in a holistic manner. While doing so, the Revenue/Courts should keep in mind the factors: following the concept of participation in investment, the duration of time during which the Holding Structure exists; the period of business operations in India; the generation of taxable revenues in India; the timing of the exit; the continuity of business on such exit. In short, the onus will be on the Revenue to identify the scheme and its

を調べなくてはならないことが支持された (上記の)ラムゼイ判決で明確に述べられた 「ルック・アト」原則を繰り返し述べる。取 引の法的な性質を確かめることが歳入庁/ 裁判所の仕事であり、そして、そうする間に おいて、総体的に取引全体を調べるべきでは あるが、解析アプローチは採用すべきではな い。歳入庁は、疑いがある取引が課税繰延べ /節税装置であるかどうかに関して、疑義か ら始めることができない、しかし、「ルック・ アト」基準がその真実の法的な性質を確かめ るために適用されるべきである。[期日まで 英国の裁判所の判決によって、真正の戦略上 のタックス・プランニングは放棄されなかっ たとさらに述べている(上記の) Craven v. White を参照せよ。] 上記の基準を適用する ことについて、我々は、投資目的地であるイ ンドに対して行われているすべての戦略上 の外国の直接投資が、全体論的な方法で、理 解されるべきであるとの見解に立つ。そうす る間において、歳入庁/裁判所は、以下の次 の要因に留意すべきである:投資への参加の 概念、持株構造が存在する期間 ; インドで の事業経営の期間; インドでの課税対象の 収益の発生;退出のタイミング;そのよう な退出に係る事業の継続性。要するに、スキ ームとその主要な目的を識別するための責 任は、歳入庁にあるであろう。取引に係る法 人の事業目的は、疑いがある取引が偽装又は 人工的な装置として取り扱われないという 事実の証拠になるものである。装置の証拠が 強力であればあるほど、それだけ、法人の事 業目的は、装置の証拠をしのぐために、もっ と強く存在しなければならない。

dominant purpose. The corporate business purpose of a transaction is evidence of the fact that the impugned transaction is not undertaken as a colourable or artificial device. The stronger the evidence of a device, the stronger the corporate business purpose must exist to overcome the evidence of a device.

Whether Section 9 is a "look through" provision as submitted on behalf of the Revenue?

- 69. According to the Revenue, if its primary argument (namely, that HTIL has, under the SPA, directly extinguished its rights in property HEL and its subsidiaries) fails, even then in any event, income from the sale of CGP share would nonetheless fall within Section 9 of the Income Tax Act, 1961 as that Section provides for a "look through". In this connection, it was submitted that the word "through" in Section 9 inter alia means "in consequence of". It was, therefore, argued that if transfer of a capital asset situate in India happens "in consequence of" something which has taken place overseas (including transfer of a capital asset), then all income derived even indirectly from such transfer, even though abroad, becomes taxable in India. That, even if control over HEL were to get transferred in consequence of transfer of the CGP Share outside India, it would yet be covered by Section 9.
- 70. We find no merit in the above submission of the Revenue. At the outset, we quote hereinbelow the following Sections of the Income Tax Act, 1961:

Scope of total income

5.(2) Subject to the provisions of this Act, the total income of any previous year of a

歳入庁が提示したとおり、所得税法§9 は「ル ック・スルー」規定であるかどうか?

- 69. 歳入庁によれば、その主要な論拠(すな わち、HTIL が、SPA [Sale Purchase Agreement〕の下で、直接的に HEL 及びそ の子会社に係るその所有権を喪失したこと) が失敗であったとしても、それはともかく、 1961 年所得税法§9 の条項が「ルック・スル ー」規定であるとして、CGP 株式の売却か らの所得は、とにかく、その射程に含まれる であろうという。この関係で、§9の用語 「through」が、とりわけ「の結果として(in consequence of)」を意味することが提示さ れた。それゆえに、もし、インドに存在する 資本資産の移転が、海外で起きた何か(資本 資産の移転を含めて)「の結果として」起き るのであれば、それなら、同様に間接的にそ のような移転から得られたすべての所得は、 たとえそれが海外で移転されたとしても、イ ンドの課税対象になるということである。た とえ、HELの支配権が、インド外での CGP 株式の譲渡の結果として移転されたとして も、§9の射程に含まれるであろうとされた。
- 70. 我々は歳入庁の上記の議論にメリット(訴 訟を決定づける諸要素)を見いださない。最 初に、我々は、以下に1961年所得税法の次 の条項を引用する:

総所得の範囲

5.(2) この所得税法の対象として、非居住者 である者の前年の総所得は、以下から得た

person who is a non-resident includes all income from whatever source derived which –

- (a) is received or is deemed to be received in India in such year by or on behalf of such person ; or
- (b) accrues or arises or is deemed to accrue or arise to him in India during such year.

Income deemed to accrue or arise in India

9.(1) The following incomes shall be deemed to accrue or arise in India :--

- (i) all income accruing or arising, whether directly or indirectly, through or from any business connection in India, or through or from any property in India, or through or from any asset or source of income in India, or through the transfer of a capital asset situate in India.
- 71. Section 9(1)(i) gathers in one place various types of income and directs that income falling under each of the sub-clauses shall be deemed to accrue or arise in India. Broadly there are four items of income. The income dealt with in each sub-clause is distinct and independent of the other and the requirements to bring income within each sub-clause, are separately noted. Hence, it is not necessary that income falling in one category under any one of the sub-clauses should also satisfy the requirements of the other sub-clauses to bring it within the expression "income deemed to accrue or arise in India" in Section 9(1)(i). In this case, we are concerned with the last sub-clause of Section 9(1)(i) which refers to income arising from "transfer of a capital asset

どのような源泉からのすべての所得を含む -

- (a) その年にインドで、その者によって又は のために受領される又は受領されるとみ なされる;あるいは
- (b) その年の間にインドで、彼に生じる又は 発生する、あるいは、生じる又は発生す るとみなされる。

インドで生じる又は発生するとみなされる所 得

9.(1) 次の所得は、インドで生じる又は発生 するとみなされる: -

- (i) インドでのすべての事業との関連
 (business connection)を通じて又はから、あるいは、インドにあるすべての財産(property)を通じて又はから、あるいは、インドにあるすべての資産(asset)又は所得源泉(source of income)を通じて又はから、あるいは、インドに存在する資本資産(capital asset)の譲渡を通じて、直接又は間接に、生じる又は発生するすべての所得
- 71. §9(1)(i)は、様々なタイプの所得をひとつ の場所に集めて、それぞれのサブクローズに 該当する所得はインドで生じる又は発生す るとみなされるべきであることを指示して いる。概括的に、所得について4つの項目が 置かれている。それぞれのサブクローズで取 り扱われた所得は、他の所得とは別個に独立 しており、それぞれのサブクローズの中で所 得をもたらす要件が、個別に指摘されてい る。それゆえに、サブクローズのひとつの下 でひとつのカテゴリーに該当する所得は、 §9(1)(i)の「インドで生じる又は発生すると みなされる所得」という表現の中にもたらす ために、同様に他のサブクローズの要件を満 たすべきである必要はない。このケースにお いて、我々は、「インドに存在する資本資産 の譲渡」から生ずる所得に言及する§9(1)(i) の最後のサブクローズに関心がある。それ で、前年の間におけるインドに存在する資本 資産の譲渡には、キャピタル・ゲインへの課

situate in India". Thus, charge on capital gains arises on transfer of a capital asset situate in India during the previous year. The said sub-clause consists of three elements, namely, transfer, existence of a capital asset, and situation of such asset in India. All three elements should exist in order to make the last sub-clause applicable. Therefore, if such a transfer does not exist in the previous year no charge is attracted. Further, Section 45 enacts that such income shall be deemed to be the income of the previous year in which transfer took place. Consequently, there is no room for doubt that such transfer should exist during the previous year in order to attract the said sub-clause. The fiction created by Section 9(1)(i) applies to the assessment of income of non-residents. In the case of a resident, it is immaterial whether the place of accrual of income is within India or outside India, since, in either event, he is liable to be charged to tax on such income. But, in the case of a non-resident, unless the place of accrual of income is within India, he cannot be subjected to tax. In other words, if any income accrues or arises to a non-resident, directly or indirectly, outside India is fictionally deemed to accrue or arise in India if such income accrues or arises as a sequel to the transfer of a capital asset situate in India. Once the factum of such transfer is established by the Department, then the income of the non- resident arising or accruing from such transfer is made liable to be taxed by reason of Section 5(2)(b) of the Act. This fiction comes into play only when the income is not charged to tax on the basis of receipt in India, as receipt of income in India by itself attracts tax whether the recipient is a resident or non-resident. This fiction is brought in by the legislature to avoid any

そのような譲渡が前年に存在しないなら、課 税はなされない。さらに、§45は、そのよう な所得が、譲渡がなされた前年の所得である とみなされるべきであることを制定してい る。結果として、そのような譲渡が、当該の サブクローズを満たすために、前年の間に存 在するべきであるとすることに疑問の余地 がない。§9(1)(i)によって創出された擬制は、 非居住者の所得の評価に適用される。居住者 のケースでは、所得の発生の場所がインド国 内かあるいはインド国外かは重要でない。い ずれかの場合においても、彼はそのような所 得に租税が課される義務を負うからである。 しかし、非居住者のケースでは、所得の発生 の場所がインド国内にないのであれば、彼に 納税義務を負わせることはできない。換言す れば、もし、そのような所得が、インドに存 在する資本資産の譲渡の結果として生じる 又は発生するのであれば、インド国外で非居 住者に、直接又は間接に、生じる又は発生す るすべての所得が、インドで生じている又は 発生していると擬制的にみなされることに なる。そのような譲渡行為が(所得税)部門 によって認定された途端に、それで、そのよ うな譲渡から生じる又は発生する非居住者 の所得は、所得税法§5(2)(b)によって課税義 務を負うことになる。受領者が居住者あるい は非居住者であるかにかかわらず、自身によ るインドでの所得の受領が課税となる場合 に、インドでの受領をベースとして所得課税 がなされないときにのみ、この擬制は機能し 始める。この擬制は、インド国外で実施され ている販売契約によって、利益がインド国外 で生じた又は発生した非居住者のベンダー 側のどのような潜在的な議論をも回避する ために、議会によって導入されている。この ように、インドに存在する資本資産の譲渡に よりインド国外で非居住者に生じている又 は発生している所得は、インドで擬制的に生

税が生ずる。当該のサブクローズは3つの要

素、すなわち、譲渡、資本資産の存在及びイ ンドでのそのような資産の状況から成り立

っている。その3つの要素のすべてが、最後

のサブクローズの適用を可能にするために

満たされるべきである。それゆえに、もし、
possible argument on the part of the non-resident vendor that profit accrued or arose outside India by reason of the contract to sell having been executed outside India. Thus, income accruing or arising to a non- resident outside India on transfer of a capital asset situate in India is fictionally deemed to accrue or arise in India, which income is made liable to be taxed by reason of Section 5(2)(b) of the Act. This is the main purpose behind enactment of Section 9(1)(i) of the Act. We have to give effect to the language of the section when it is unambiguous and admits of no doubt regarding its interpretation, particularly when a legal fiction is embedded in that section. A legal fiction has a limited scope. A legal fiction cannot be expanded by giving purposive interpretation particularly if the result of such interpretation is to transform the concept of chargeability which is also there in Section 9(1)(i), particularly when one reads Section 9(1)(i) with Section 5(2)(b) of the Act. What is contended on behalf of the Revenue is that under Section 9(1)(i) it can "look through" the transfer of shares of a foreign company holding shares in an Indian company and treat the transfer of shares of the foreign company as equivalent to the transfer of the shares of the Indian company on the premise that Section 9(1)(i) covers direct and indirect transfers of capital assets. For the above reasons, Section 9(1)(i) cannot by a process of interpretation be extended to cover indirect transfers of capital assets/property situate in India. To do so, would amount to changing the content and ambit of Section 9(1)(i). We cannot re-write Section 9(1)(i). The legislature has not used the words indirect transfer in Section 9(1)(i). If the word indirect is read into Section 9(1)(i), it would render

じる又は発生するとみなされるわけであり、 その所得は所得税法§5(2)(b)によって課税義 務を負うことになる。これは、所得税法 §9(1)(i)の制定の主目的である。我々は、条 項の用語が明確であって、その解釈に関して 疑問がないことに余地を持たないときには、 特に、法的擬制が条項に組み込まれていると きには、その条項の用語に影響を及ぼさなけ ればならない。法的擬制は、限定された範囲 を持っている。法的擬制は、目的解釈を与え ることによって拡大することはできない。特 に、もし、そのような解釈の結果が、§9(1)(i) にもある課税対象性の概念を変えることに なるなら、特に、所得税法§5(2)(b)と共に §9(1)(i)を読むときにはである。歳入庁のた めに主張されたことは、§9(1)(i)の下ででは、 インド会社の株式を保有している外国会社 の株式の譲渡を「ルック・スルー」すること ができ、そして、資本資産の直接又は間接の 譲渡を対象としている§9(1)(i)を前提とし て、外国会社の株式をインド会社の株式の譲 渡と同等のものとして取り扱うことができ るということである。上述した理由により、 §9(1)(i)について、解釈のプロセスによって、 インドに存在する資本資産/所有権の間接 譲渡を対象とするまでに拡張することはで きない。そうすることは、§9(1)(i)の内容と 範囲を改定することと等しいであろう。我々 は、§9(1)(i)を書き換えることはできない。 議会は、§9(1)(i)で間接譲渡という用語を使 わなかった。もし、§9(1)(i)に間接という用 語が読み込めるのであれば、それは§9(1)(i) の 4 つめのサブクローズの明確な法令の要 件を無効にするであろう。それは§9(1)(i)が インドに存在する資本資産の譲渡に適用さ れるからである。これは§9(1)(i)の 4 つめの サブクローズにおける要素の1つであり、そ して、もし、資本資産の間接譲渡が§9(1)(i) に読み込まれるのであれば、それなら、イン ドに存在する資本資産の用語が無効とされ るであろう。同様に、基本的資産の用語は、 §9(1)(i)に置かれてはいない。なお、「譲渡」 は、所得税法の規定に従ってキャピタル・ゲ インを計算することが可能である資産に関 するものであるべきである。さらに、

the express statutory requirement of the 4th sub-clause in Section 9(1)(i) nugatory. This is because Section 9(1)(i) applies to transfers of a capital asset situate in India. This is one of the elements in the 4th sub-clause of Section 9(1)(i) and if indirect transfer of a capital asset is read into Section 9(1)(i) then the words capital asset situate in India would be rendered nugatory. Similarly, the words underlying asset do not find place in Section 9(1)(i). Further, "transfer" should be of an asset in respect of which it is possible to compute a capital gain in accordance with the provisions of the Act. Moreover, even Section 163(1)(c) is wide enough to cover the income whether received directly or indirectly. Thus, the words directly or indirectly in Section 9(1)(i) go with the income and not with the transfer of a capital asset (property). Lastly, it may be mentioned that the Direct Tax Code (DTC) Bill, 2010 proposes to tax income from transfer of shares of a foreign company by a non-resident, where at any time during 12 months preceding the transfer, the fair market value of the assets in India, owned directly or indirectly, by the company, represents at least 50% of the fair market value of all assets owned by the company. Thus, the DTC Bill, 2010 proposes taxation of offshore share transactions. This proposal indicates in a way that indirect transfers are not covered by the existing Section 9(1)(i) of the Act. In fact, the DTC Bill, 2009 expressly stated that income accruing even from indirect transfer of a capital asset situate in India would be deemed to accrue in India. These proposals, therefore, show that in the existing Section 9(1)(i) the word indirect cannot be read on the basis of purposive construction. The question of providing "look through" in the statute or in the

§163(1)(c)は、所得について、直接又は間接 に受領されているか否かにかかわらず、対象 とするほど十分に広いものである。このよう に、§9(1)(i)の直接又は間接にの用語は、資 本資産(所有権)の譲渡に伴うものではなく、 所得について伴うものである。最後に、2010 年の直接税法典(DTC)法案において、そ の譲渡の前の12カ月の間で、会社によって 直接又は間接に所有されたインドの資産の 公正市場価格が、会社によって所有されるす べての資産の公正市場価格の少なくとも 50%に相当する場合には、非居住者による 外国会社の株式の譲渡からの所得に課税す ることが提案されることに言及をしておく。 このように、2010 年 DTC 法案は、オフシ ョアの株式取引の課税を提案している。この 提案は、どうやら、間接譲渡が既存の所得税 法§9(1)(i)の対象となっていないことを示唆 している。実際に、2009 年 DTC 法案は、 まさにインドに存在する資本資産の間接譲 渡から生じる所得が、インドで生じるとみな されるであろうことを明白に述べていた。こ れらの提案は、したがって、既存の§9(1)(i) に間接という用語が、目的解釈をベースとし て読み込まれることができないことを示し ている。法令のあるいは条約において「ルッ ク・スルー」を規定する問題は、政策事項で ある。それは法令であるいは条約で明確に規 定されるはずである。同様に、利益の制限が 条約で明確に規定されなければならない。そ のような条項は、解釈によって条文の中に読 み込むことはできない。前述の理由で、我々 は§9(1)(i)が「ルック・スルー」規定ではな いと考える。

treaty is a matter of policy. It is to be expressly provided for in the statute or in the treaty. Similarly, limitation of benefits has to be expressly provided for in the treaty. Such clauses cannot be read into the Section by interpretation. For the foregoing reasons, we hold that Section 9(1)(i) is not a "look through" provision.

Transfer of HTIL's property rights by Extinguishment?

- 72. The primary argument advanced on behalf of the Revenue was that the SPA, commercially construed, evidences a transfer of HTIL's property rights by their extinguishment. That, HTIL had, under the SPA, directly extinguished its rights of control and management, which are property rights, over HEL and its subsidiaries and, consequent upon such extinguishment, there was a transfer of capital asset situated in India. In support, the following features of the SPA were highlighted:
 - (i) the right of HTIL to direct a downstream subsidiary as to the manner in which it should vote. According to the Revenue, this right was a property right and not a contractual right. It vested in HTIL as HTIL was a parent company, i.e., a 100% shareholder of the subsidiary;
 - (ii) According to the Revenue, the 2006 Shareholders/ Framework Agreements had to be continued upon transfer of control of HEL to VIH so that VIH could step into the shoes of HTIL. According to the Revenue, such continuance was ensured by payment of money to AS and AG by VIH failing which AS and AG could have walked out of those agreements which would have jeopardized VIH's control over 15% of the shares of HEL and,

喪失によることが HTIL の所有権の譲渡であるか?

- 72. 歳入庁のために展開された主要な論拠は、 SPA が、商業的に解釈されることで、所有 権の喪失による HTIL の所有権の譲渡を証 拠づけるということであった。SPA の下で、 HTIL は HEL とその子会社の所有権である 支配権及び経営権を直接的に喪失しており、 そして、そのような喪失の結果として、イン ドに存在する資本資産の譲渡があったわけ である。裏付けとして、SPA の以下の特徴 が強調された:
 - (i) 議決事項に関して下位の子会社を管理 する HTIL の権利。歳入庁によれば、こ の権利は契約上の権利ではなく所有権で あった。HTIL が親会社、すなわち、子 会社の 100%の株主であったとき、それ は HTIL に付与された;
 - (ii) 歳入庁によれば、2006 年の株主/包括 契約は、VIH への HEL の支配権の譲渡 において、継続されなければならなかっ た。そのことにより、VIH は HTIL を承 継することができるようになった。歳入 庁によれば、そのような承継は、HEL の 株式の 15%を超えて VIH の支配権を脅 かすそれらの契約から AS 及び AG を離 脱させることに VIH が失敗したことに よって、AS 及び AG に金銭を支払うこ とで保証された。結果として、TII にお ける HTIL の利害関係は、少数派にまで

consequently, the stake of HTIL in TII would have stood reduced to minority;

- (iii) Termination of IDFC Framework Agreement of 2006 and its substitution by a fresh Framework Agreement dated 5.06.2007, as warranted by SPA;
- (iv)Termination of Term Sheet Agreement dated 5.07.2003. According to the Revenue, that Term Sheet Agreement was given effect to by clause 5.2 of the SPA which gave Essar the right to Tag Along with HTIL and exit from HEL. That, by a specific Settlement Agreement dated 15.03.2007 between HTIL and Essar, the said Term Sheet Agreement dated 5.07.2003 stood terminated. This, according to the Revenue. was necessary because the Term Sheet bound the parties;
- (v) the SPA ignores legal entities interposed between HTIL and HEL enabling HTIL to directly nominate the Directors on the Board of HEL;
- (vi) Qua management rights, even if the legal owners of HEL's shares
 (Mauritius entities) could have been directed to vote by HTIL in a particular manner or to nominate a person as a Director, such rights existed dehors the CGP share;
- (vii) Vide clause 6.2 of the SPA, HTIL was required to exercise voting rights in the specified situations on the diktat of VIH ignoring the legal owner of CGP share [HTIHL (BVI)]. Thus, according to the Revenue, HTIL ignored its subsidiaries and was exercising the voting rights qua the CGP and the HEL shares directly, ignoring all the intermediate subsidiaries which are 100% held and which are non-operational. According to the Revenue, extinguishment took place

引き下げられて存在した;

- (iii) SPA により保証される、2006 年の IDFC 包括契約の終了と 2007 年 6 月 5 日付の新たな包括契約によるその置換;
- (iv) 2003 年 7 月 5 日付の条件規定契約の終 了。歳入庁によれば、条件規定契約は、 Essar に HTIL の買取請求権及び HEL からの退出権を付与するとした SPA の 条項 5.2 によって効力を与えられた。 HTIL と Essar の間での 2003 年 7 月 5 日付の特定の和解契約によって、2003 年 7 月 5 日付の当該条件規定契約は終了 した。これは、歳入庁によれば、条件規 定が関係者を拘束するために必要であっ た;
- (v) SPA での、HTIL に HEL の役員会の役員を直接に指名することを可能としている HTIL と HEL の間に介在する法的な事業体の無視化;
- (vi)経営権として、たとえ HELの株式の法的所有者(モーリシャス事業体)が、特定の事項について HTILによる決議又は役員の指名の指示ができたとしても、そのような権利は CGP 株式と無関係に存在すること;
- (vii) SPA の条項 6.2 によると、HTIL は、 CGP 株式 [HTIHL (BVI)] の法的所有 者を無視して、VIH の絶対的命令で指定 された状況で議決権を行使することが要 求された。このように、歳入庁によれば、 HTIL は、その子会社を無視して、そし て、100%保有でありかつ稼動していな いすべての中間の子会社を無視して、直 接に CGP と HEL の株式として、議決権 を行使した。歳入庁によれば、喪失は CGP 株式と無関係に生じた。HTIL 自身 が既に設立していた企業の組織構造を無 視したときに、SPA の様々な条項によっ

dehors the CGP share. It took place by virtue of various clauses of SPA as HTIL itself disregarded the corporate structure it had set up;

- (viii) As a holder of 100% shares of downstream subsidiaries, HTIL possessed de facto control over such subsidiaries. Such de facto control was the subject matter of the SPA.
- 73. At the outset, we need to reiterate that in this case we are concerned with the sale of shares and not with the sale of assets, item-wise. The facts of this case show sale of the entire investment made by HTIL, through a Top company, viz. CGP, in the Hutchison Structure. In this case we need to apply the "look at" test. In the impugned judgment, the High Court has rightly observed that the arguments advanced on behalf of the Department vacillated. The reason for such vacillation was adoption of "dissecting approach" by the Department in the course of its arguments. Ramsay (supra) enunciated the look at test. According to that test, the task of the Revenue is to ascertain the legal nature of the transaction and, while doing so, it has to look at the entire transaction holistically and not to adopt a dissecting approach. One more aspect needs to be reiterated. There is a conceptual difference between preordained transaction which is created for tax avoidance purposes, on the one hand, and a transaction which evidences investment to participate in India. In order to find out whether a given transaction evidences a preordained transaction in the sense indicated above or investment to participate, one has to take into account the factors enumerated hereinabove, namely, duration of time during which the holding structure existed, the period of business operations

てそれは生じた;

- (viii) 下位の子会社の 100%株式の保有者 として、HTIL はそのような子会社へのデ ファクトの支配権限を所有した。このよう な事実上の支配権限が SPA の対象であっ た。
- 73. 最初に、我々は、このケースで、品目別 の資産の売却ではなく、株式の売却に関して 関心があることを再び言う必要がある。この ケースの事実は、Hutchison の組織構造にお いて、トップの会社、つまり CGP を通して、 HTIL によってなされた投資全体の売却を 示すものである。このケースで、我々は、「ル ック・アト|基準を適用することを必要とす る。上訴された判決で、高等裁判所は確かに (所得税)部門のために展開した議論が揺れ たことを述べた。そのような動揺の理由は、 その議論の課程で、(所得税)部門によって 「解析アプローチ」の採用についてであっ た。ラムゼイ判決は、(上述のとおり)ルッ ク・アト基準を明確に述べた。その基準によ れば、取引の法的な性質を確かめることが歳 入庁の仕事であり、そうする間において、総 体的に取引全体を調べるべきではあるが、解 析アプローチは採用すべきではない。 もう1 つの側面について、再び言及する必要があ る。租税回避目的で創出されている前もって 定められた取引と、一方では、インドに関与 するために投資を証拠づける取引の間には、 概念的な差異がある。上記に示した意味であ るいは参加する投資について、所定の取引が 前もって定められた取引を証拠づけるかを 判定するためには、上記に列挙された要因を 考慮に入れなければならない。すなわち、持 株構造が存在した期間、インドでの事業経営 の期間、インドでの事業経営の期間における インドでの課税対象の収入の発生、退出のタ イミング、そのような退出に係る事業の継続 性などである。本件の事実にこれらの基準を 適用することで、我々は、Hutchisonの組織 構造が1994年から存在していたことに気付

in India, generation of taxable revenue in India during the period of business operations in India, the timing of the exit, the continuity of business on such exit, etc. Applying these tests to the facts of the present case, we find that the Hutchison structure has been in place since 1994. It operated during the period 1994 to 11.02.2007. It has paid income tax ranging from `3 crore to `250 crore per annum during the period 2002-03 to 2006-07. Even after 11.02.2007, taxes are being paid by VIH ranging from `394 crore to `962 crore per annum during the period 2007-08 to 2010-11 (these figures are apart from indirect taxes which also run in crores). Moreover, the SPA indicates "continuity" of the telecom business on the exit of its predecessor, namely, HTIL. Thus, it cannot be said that the structure was created or used as a sham or tax avoidant. It cannot be said that HTIL or VIH was a "fly by night" operator/ short time investor. If one applies the look at test discussed hereinabove. without invoking the dissecting approach, then, in our view, extinguishment took place because of the transfer of the CGP share and not by virtue of various clauses of SPA. In a case like the present one, where the structure has existed for a considerable length of time generating taxable revenues right from 1994 and where the court is satisfied that the transaction satisfies all the "participation parameters of in investment" then in such a case the court need not go into the questions such as de facto control vs. legal control, legal rights vs. practical rights, etc.

74. Be that as it may, did HTIL possess a legal right to appoint directors onto the board of HEL and as such had some

く。それは、1994 年から 2007 年 2 月 11 日 までの間、稼働していた。それは 2002-03 年から 2006-07 年の期間において、1 年につ き 3000 万ルピーから 25 億ルピーに及ぶ所 得税を支払った。2007 年 2 月 11 日の後で さえ、VIHによって 2007-08 年から 2010-11 年の期間において、1 年につき 39 億 4000 万ルピーから 96 億 2000 万ルピーにまで及 ぶ租税が支払われている。(これらの計数は、 crores で同様に計上された間接税とは別で ある) さらに、SPA はその前任者、すなわ ち、HTILの退出上の電気通信事業の「継続 性」を示す。このように、この組織構造が創 造された、あるいは偽装又は租税回避のため に使用されたと言うことはできない。HTIL 又は VIH が、「一時的な」 経営者/短期間投 資家であったと言うことはできない。もし、 解析アプローチを行使することなしに、上記 に論じられたルック・アト基準を適用するな ら、それで、我々の考えでは、喪失は SPA の様々な条項によってではなく CGP 株式の 譲渡のために生じたものである。本件のよう なケースで、組織構造がまさに 1994 年から 課税収入を生み出しかなり長い期間におい て存在しており、そして、裁判所がその取引 が「投資への参加」のすべての要因を満たす ことを確信しているのであれば、そのような 場合には、裁判所はデファクト(事実上)の 支配権限 vs.法的な支配権限、法的な権利 vs. 実際的な権利などのような問題を調査する 必要はない。

74. いずれにせよ、HTIL は HEL の役員会の 役員を任命する法的な権利を所有していた のか、そして、そのようなものが HEL にお "property right" in HEL? If not, the of such right question a getting "extinguished" will not arise. A legal right is an enforceable right. Enforceable by a legal process. The question is what is the nature of the "control" that a parent company has over its subsidiary. It is not suggested that a parent company never has control over the subsidiary. For example, in a proper case of "lifting of corporate veil", it would be proper to say that the parent company and the subsidiary form one entity. But barring such cases, the legal position of any company incorporated abroad is that its powers, functions and responsibilities are governed by the law of its incorporation. No multinational company can operate in a foreign jurisdiction save by operating independently as a "good local citizen". A company is a separate legal persona and the fact that all its shares are owned by one person or by the parent company has nothing to do with its separate legal existence. If the owned company is wound up, the liquidator, and not its parent company, would get hold of the assets of the subsidiary. In none of the authorities have the assets of the subsidiary been held to be those of the parent unless it is acting as an agent. Thus, even though a subsidiary may normally comply with the request of a parent company it is not just a puppet of the parent company. The difference is between having power or having a persuasive position. Though it may be advantageous for parent and subsidiary companies to work as a group, each subsidiary will look to see whether there are separate commercial interests which should be guarded. When there is a parent company with subsidiaries, is it or is it not the law that the parent company has the "power" over the subsidiary. It depends on the facts of each case. For

ける「所有権」をいくらかでも有していたの か?もしそうでなければ、そのような「喪失 する」ことによる権利の問題は生じないであ ろう。法的な権利は実行可能な権利である。 法的な手続きによって実行可能である。問題 は、親会社がその子会社上に持つ「支配権限」 の性質は、何かということである。親会社が 子会社上の支配権限を有していないとは言 えるものではない。例えば、「法人格の否認」 の適切なケースでは、親会社と子会社が 1 つの事業体を形成すると言うことは適当で あるであろう。しかし、そのようなケースを 除いて、どのような海外で設立された法人の 法的なポジションも、その権限、機能及び責 任は、その設立の法律によって決定されると いうことである。どのような多国籍企業も、 「善良な地元の市民」として独立した経営を 行うことを除いては、国外法的管轄で経営す ることはできない。企業は別個の法人格であ り、そして、そのすべての株式が一個人によ ってあるいは親会社によって所有されると いう事実は、その別個の法的な存在と何も関 係を有すものではない。もし、所有会社が結 了させられる場合に、清算人は、その親会社 ではなく、子会社の資産を入手するであろ う。当局のいずれも、子会社が代理人の役割 を果たしていないのであれば、子会社の資産 は親のものであると考えなかった。このよう に、子会社は、通常、親会社の要請に従うで あろうけれども、それは単なる親会社の操り 人形というわけではない。権限を持つことと 説得力があるポジションを持っていること とは異なっている。親会社と子会社が1つの グループとして経営することが有利である かもしれないが、それぞれの子会社は、管理 すべき別個の商業上の利益があるかを期待 するであろう。子会社を持つ親会社があると き、親会社が子会社に「権限」を持つという ことは、法律であり、あるいは、法律でない。 それはそれぞれのケースの事実に依存する。 例えば、夫がたった1人でおそらく株式の 99%を所有する株主であり、彼の妻が1%を 所有するという一人会社の事例と思いなさ い。それらの状況で、会社についての彼の支 配は非常に完全であるので、それは彼の完全

instance, take the case of a one-man company, where only one man is the shareholder perhaps holding 99% of the shares, his wife holding 1%. In those circumstances. his control over the company may be so complete that it is his alter ego. But, in case of multinationals it is important to realise that their subsidiaries have а great deal of autonomy in the country concerned except where subsidiaries are created or used as a sham. Of course, in many cases the courts do lift up a corner of the veil but that does not mean that they alter the legal position between the companies. The directors of the subsidiary under their Articles are the managers of the companies. If new directors are appointed even at the request of the parent company and even if such directors were removable by the parent company, such directors of the subsidiary will owe their duty to their companies (subsidiaries). They are not to be dictated by the parent company if it is not in the interests of those companies (subsidiaries). The fact that the parent company exercises shareholder's influence on its subsidiaries cannot obliterate the decision-making power or authority of its (subsidiary's) directors. They cannot be reduced to be puppets. The decisive criteria is whether the parent company's management has such steering interference with the subsidiary's core activities that subsidiary can no longer be regarded to perform those activities on the authority of its own executive directors.

75. Before dealing with the submissions advanced on behalf of the Revenue, we need to appreciate the reason for execution of the SPA. Exit is an important right of an investor in every strategic investment. The present case concerns

な代役である。しかし、多国籍企業の場合に は、子会社が偽装として創出される又は使用 される以外では、関連している国においてそ れらの子会社がかなりの自律性を有してい ることを認識することが重要である。もちろ ん、多くの場合には、裁判所は法人格の否認 について確認をするが、しかし、それは会社 の間での法律上のポジションを変更するこ とを意味しない。それらの条項の下で、子会 社の役員はその会社の経営者である。もし、 新しい役員が親会社の要請で任命され、そし て、たとえそのような役員が親会社によって 解任可能であったとしても、そのような子会 社の役員は、それら会社 (子会社) に義務を 負っているであろう。もし、その子会社の利 害に合致しなければ、彼らは親会社による指 図は受けないはずである。親会社がその子会 社に対する株主の影響力を行使するという 事実では、意志決定力あるいは(子会社の) その役員の権限を抹消するということはで きない。彼らを、操り人形とするために、従 わせることはできない。決定的な基準は、親 会社の経営者が子会社の主力事業に対して そのような操縦的な干渉をすることで、子会 社がそれ自身の執行役員の権限においてそ れら事業の執行に関わることができないか どうかである。

75. 歳入庁のために展開した議論を取り扱う 前に、我々は SPA の実行の理由を正当に評 価する必要がある。退出はすべての戦略的投 資の投資家の重要な権利である。本件は、全 体として投資の譲渡に関係するものである。 上記に述べたとおり、事業の継続性と結びつ transfer of investment in entirety. As stated above, exit coupled with continuity of business is one of the important tell-tale circumstance which indicates the commercial/business substance of the transaction. Thus, the need for SPA arose to re-adjust the outstanding loans between the companies; to provide for standstill arrangements in the interregnum between the date of signing of the SPA on 11.02.2007 and its completion on 8.05.2007; to provide for a seamless transfer and to provide for fundamental terms of price, indemnities, warranties etc. As regards the right of HTIL to direct a downstream subsidiary as to the manner in which it should vote is concerned, the legal position is well settled, namely, that even though a subsidiary may normally comply with the request of a parent company, it is not just a puppet of the parent company. The difference is between having the power and having a persuasive position. A great deal depends on the facts of each case. Further, as stated above, a company is a separate legal persona, and the fact that all the shares are owned by one person or a company has nothing to do with the of existence а separate company. Therefore. though it may be advantageous for a parent and subsidiary companies to work as a group, each subsidiary has to protect its own separate commercial interests. In our view, on the facts and circumstances of this case, the right of HTIL, if at all it is a right, to direct a downstream subsidiary as to the manner in which it should vote would fall the category of a persuasive in position/influence rather than having a this power over the subsidiary. In connection \mathbf{the} following facts are relevant.

いた退出は、取引の商業的/実業的実質を 示す重要な紛れもない事情のひとつであ る。したがって、SPA の必要性は、企業の 間の未解決の貸付を再調整するために生じ たものである; 2007 年 2 月 11 日の SPA の 契約成立日と 2007 年 5 月 8 日のその完了 日までの空白期間のスタンドスティル協定 を規定するため;継ぎ目のない譲渡を規定 する、そして、価格の基本的な条件、損失 補償、保証などを規定するため。議決すべ きことで関心がある事項に係る下位の子会 社を管理するための HTIL の権利に関し て、法的なポジションは十分に解決されて いる。すなわち、子会社は、通常、親会社 の要請に従うかもしれないが、それは単な る親会社の操り人形ではない。その差異は、 権限を持つことと説得力があるポジション を持っていることの違いである。多くのこ とが、それぞれのケースの事実に依存する。 さらに、上記に述べたように、会社は別個 の法的な人格であり、そして、一個人ある いは一会社によってすべての株式が所有さ れる事実は、別会社の存在に関係を有しな い。それゆえに、親会社と子会社が1つの グループとして経営することが有利である かもしれないが、それぞれの子会社は、そ れ自身の別個の商業的利益を守らなければ ならない。我々の考えでは、このケースの 事実と状況において、議決すべきことで関 心がある事項に係る下位の子会社を管理す るための HTIL の権利は、もし、それが権 利のすべてであるならば、子会社上に権限 を持つことよりむしろ、説得力があるポジ ション/影響のカテゴリーに入るものであ ろう。この関係において、次の事実が関連 する。

- 76. Under the Hutchison structure, the business was carried on by the Indian companies under the control of their Board of Directors, though HTIL, as the Group holding company of a set of companies, which controlled 42% plus 10% (pro rata) shares, did influence or was in a position to persuade the working of such Board of Directors of the Indian companies. In this connection, we need to have a relook at the ownership structure. It is not in dispute that 15% out of 67% stakes in HEL was held by AS, AG and IDFC companies. That was one of the main reasons for entering into separate Shareholders and Framework Agreements in 2006, when Hutchison structure existed, with AS, AG and IDFC. HTIL was not a party to the agreements with AS and AG, though it was a party to the agreement with IDFC. That, the ownership structure of Hutchison clearly shows that AS, AG and SMMS (IDFC) group of companies, being Indian companies, possessed 15% control in HEL. Similarly, the term sheet with Essar dated 5.07.2003 gave Essar the RoFR and Right to Tag Along with HTIL and exit from HEL. Thus, if one keeps in mind the Hutchison structure in its entirety, HTIL as a Group holding company could have only persuaded its downstream companies to vote in a given manner as HTIL had no power nor authority under the said structure to direct any of its downstream companies to vote in a manner as directed by it (HTIL). Facts of this case show that both the parent and the subsidiary companies worked as a group since 1994. That, as a practice, the subsidiaries did comply with the arrangement suggested by the Group holding company in the matter of voting, failing which the smooth working of HEL generating huge revenues was not
- 76. Hutchison の組織構造の下では、事業は それらの役員会の管理の下でインドの企業 によって遂行された。HTIL は、42%プラ ス10%(比例した)の株式を保有する、一 連の企業のグループ持株会社として、イン ドの企業のそのような役員会の運営に影響 を持ち、そして、説得をするポジションに あった。この関係において、我々は所有権 の構造への再び目を向ける必要がある。 HEL の出資の 67%のうち 15%は、AS、AG 及び IDFC 企業によって保有されていたこ とには争いはない。それは、Hutchison の 組織構造が存在した 2006 年に、AS、AG 及 び IDFC と別個の株主契約及び包括契約を 締結した主な理由について1つであった。 HTIL は IDFC との契約の関係者であった けれども、AS 及び AG との契約での関係者 ではなかった。Hutchison の所有権構造が、 インドの企業である AS、AG 及び SMMS (IDFC) 企業グループが、HEL の 15%の 支配権を所有していたことをはっきりと示 していた。同様に、2003年7月5日付の Essar との条件規定は、Essar に RoFR 及 びHTIL との買取請求権、そして HEL から の退出権を付与していた。このように、も し、全体として Hutchison の組織構造に留 意するのであれば、HTIL は当該の構造の 下では、それ(HTIL)により指示された事 項を議決するために、その下位企業のいず れも管理するための権利や権限を持ってい なかったので、グループ持株会社としての HTIL は、所定の事項に関し議決すること について下位企業を説得することができた のみであった。このケースの事実は、親会 社と子会社の双方が1994年から1つのグル ープとして経営されていたことを示す。現 実には、子会社は、膨大な収益を生み出し ている HEL がスムーズに仕事をすること が不可能でないのであれば、議決事項につ いてグループ持株会社によって提案された 契約に従ったのである。

possible.

In this case, we are concerned with the expression "capital asset" in the income test tax law. Applying the of enforceability, influence/ persuasion cannot be construed as a right in the legal sense. One more aspect needs to be highlighted. The concept of "de facto" control, which existed in the Hutchison structure, conveys a state of being in control without any legal right to such state. This aspect is important while construing the words "capital asset" under the income tax law. As stated earlier, enforceability is an important aspect of a legal right. Applying these tests, on the facts of this case and that too in the light of the ownership structure of Hutchison, we hold that HTIL, as a Group holding company, had no legal right to direct its downstream companies in the matter of voting, nomination of directors and management rights. As the regards continuance of 2006 Shareholders/Framework Agreements by SPA is concerned, one needs to keep in mind two relevant concepts, viz., participative and protective rights. As stated, this is a case of HTIL exercising its exit right under the holding structure and continuance of the telecom business operations in India by VIH by acquisition of shares. In the Hutchison structure, exit was also provided for Essar, Centrino, NDC and SMMS through exercise of Put Option/TARs, subject to sectoral cap being relaxed in future. These exit rights in Essar, Centrino, NDC and SMMS (IDFC) indicate that these companies were independent companies. Essar was a partner in HEL whereas Centrino, NDC and SMMS controlled 15% of shares of HEL (minority). A minority investor has

このケースで、我々は所得税法における 「資本資産」の用語に関心がある。権利行 使可能性の基準の適用に関して、影響力/ 説得力を、法的な意味での権利と解釈する ことはできない。もう1つの側面が強調さ れる必要がある。Hutchison の組織構造に 存在した「デファクト」の支配権限のコン セプトは、そのような状態への法的な権利 なしで、支配権限がある状態を譲渡する。 この側面は、所得税法の下での「資本資産」 の用語を解釈する限りにおいて、重要であ る。以前に述べたとおり、権利行使可能性 は法的な権利の重要な側面である。このケ ースの事実にこれらの基準を適用し、かつ、 Hutchison の所有権構造をも考慮に入れ て、我々は、HTIL が、グループ持株会社 として、議決事項、役員の任命権及び経営 権について下位企業を管理する法的な権利 を持っていなかったと考える。2006年の SPA に関わる株主/包括契約の継続に関し て、2つの関連する概念に留意する必要があ る。すなわち、参加する権利と保護される 権利である。既に述べたとおり、これは、 株式の取得によっての持株構造とVIHによ るインドでの電気通信事業経営の継続の下 での、その退出権を行使した HTIL の事案 である。Hutchison の組織構造で、退出は、 将来的にセクター・キャップが緩和される ことを条件として、プットオプション/ TARs の実行を通して、同様に、Essar、 Centrino、NDC 及び SMMS に対しても用 意された。Essar、Centrino、NDC 及び SMMS (IDFC) におけるこれらの退出権は、 これらの会社が独立した会社であったこと を示す。Centrino、NDC 及び SMMS は、 HEL の株式の 15% (少数派) を支配して いたのに対して、Essarは HEL のパートナ ーであった。少数派の投資家は、「保護され る権利」の一部である「参加する」権利と 呼ばれるものを持っている。これらの参加 する権利は、少数株主に与えられて、支配 株主によって経営あるいは資産の統合の僭 what is called as a "participative" right, which is a subset of "protective rights". These participative rights, given to a minority shareholder, enable the minority to overcome the presumption of consolidation of operations or assets by the controlling shareholder. These participative rights in certain instances restrict the powers of the shareholder with majority voting interest to control the operations or assets of the investee. At the same time, even the minority is entitled to exit. This "exit right" comes under "protective rights". On examination of the Hutchison structure in its entirety, we find that both, participative and protective rights, were provided for in the Shareholders/ Framework Agreements of 2006 in favour of Centrino, NDC and SMMS which enabled them to participate, directly or indirectly, in the operations of HEL. Even without the execution of SPA, such rights existed in the above agreements. Therefore, it would not be correct to say that such rights flowed from the SPA.

One more aspect needs to be mentioned. Framework Agreements The define "change of control with respect to a shareholder" inter alia as substitution of limited or unlimited liability company, whether directly or indirectly, to direct the policies/ management of the respective shareholders, viz., Centrino, NDC, Omega. Thus, even without the SPA, upon substitution of VIH in place of HTIL, on acquisition of CGP share, transition could have taken place. It is important to note that "transition" is a wide concept. It is impossible for the acquirer to visualize all events that may take place between the date of execution of the SPA and completion of acquisition. Therefore, we have a provision for 越を打開することを少数派に可能にする。 ある特定の例において、これらの参加する 権利は、多数派の議決持分で経営あるいは 被投資会社の資産を支配する株主の権限を 制限する。同時に、少数派にさえ退出する 権利が与えられている。この「退出権」は、

「保護された権利」に分類される。 Hutchison の組織構造へのその全体として の調査で、我々は、Centrino、NDC 及び MMSの利益を優先した2006年の株主/包 括契約において、これらが HELの経営に、 直接又は間接に、参加することができるよ う、参加する権利及び保護される権利の双 方が、規定されていることを見いだす。SPA が実行されない場合でさえ、そのような権 利は上記の契約に存在した。それゆえに、 そのような権利が SPA から生じたと言うこ とは正しくないであろう。

もう 1 つの側面が言及される必要があ る。包括契約は、「株主に関する支配の変更」 について、それぞれの株主、すなわち、 Centrino、NDC、Omega の方針/経営を、 直接又は間接に、管理しようともしなくと も、とりわけ、有限責任あるいは無限責任 会社への置換えと定義する。このように SPA なしの場合でさえ、HTIL の代わりに VIH の置換えることで、CGP 株式の取得に おいて、移行を行うことができた。「移行」 が広範な概念であることを指摘することは 重要である。取得者が、SPA の実行の期日 と取得の完了の間に起きるかもしれないす べての出来事を思い浮かべることは不可能 である。それゆえに、我々は SPA での執行 停止に対する規定を置き、そして、移行に 対しても同様の規定を置くわけである。し かし、そのことから、SPA なしで移行は起 standstill in the SPA and so also the provision for transition. But, from that, it does not follow that without SPA, transition could not ensue. Therefore, in the SPA, we find provisions concerning Vendor's Obligations in relation to the conduct of business of HEL between the date of execution of SPA and the closing date, protection of investment during the said period, agreement not to amend, terminate, vary or waive any rights under the Framework/ Shareholders Agreements during the said period, provisions regarding running of business during the said period, assignment of loans, consequence of imposition of prohibition by way of injunction from any court, payment to be made by VIH to HTIL, giving of warranties by the Vendor, use of Hutch Brand, etc. The next point Revenue raised by the concerns of IDFC termination Framework Agreement of 2006 and its substitution by a fresh Framework Agreement dated 5.06.2007 in terms of the SPA. The submission of the Revenue before us was that the said Agreement dated 5.06.2007 (which is executed after the completion of acquisition by VIH on 8.05.2007) was necessary to assign the benefits of the earlier agreements of 2006 to VIH. This is not correct. The shareholders of ITNL (renamed as Omega) were Array through HTIL Mauritius and SMMS (an Indian company). The original investors through SMMS (IDFC), an infrastructure holding company, held 54.21% of the share capital of Omega; that, under the 2006 Framework Agreement, the original investors were given Put Option by GSPL [an Indian company under Hutchison Teleservices (India) Holdings Limited (Ms)] requiring GSPL to buy the equity share capital of SMMS; that on completion of acquisition on 8.05.2007

きえなかったということにならないわけで ある。それゆえに、SPA において、我々は、 SPA の実行の期日と締切り日の間に、HEL の事業の処理に関してベンダーの義務に関 する規定があることに気付く。当該の期間 の投資の保護、当該の期間に包括/株主契 約の下で権利を修正する、終了させる、変 更する、あるいは放棄することをしない合 意、当該の期間に事業を行うことに関して の規定、ローンの譲渡証書、裁判所からの 禁止命令を通しての禁止事項の適用の結 果、HTIL への VIH によってなされるべき 支払、ベンダーによる保証の付与、Hutch ブランドの使用など。歳入庁によって提起 された次のポイントは、2006年の IDFC 包 括契約の終了と 2007 年 6 月 5 日付の SPA に関する新たな包括契約によるその置換え に関するものである。我々に提示された歳 入庁の議論は、(2007年5月8日に VIH に よる取得完了後に実行される) 2007 年 6 月 5 日付の当該協定が、VIH にとって 2006 年のより以前の契約の特典を与えるために 必要であったということであった。これは 正しくない。ITNL (Omega として改名さ れた)の株主は、HTIL モーリシャス及び SMMS (インドの会社) を通しての Array であった。SMMS (IDFC) を通しての当初 の投資家、基盤持株会社、は Omega の株式 資本の 54.21%を保有した; 2006 年の包括契約の下で、当初の投資家

が、GSPL [Hutchison Teleservices (India) Holdings Limited (Ms)の下のインドの会 社]にSMMSの普通株の株式資本を購入す るよう要求することで、GSPL によってプ ットオプションを付与されていたこと; 2007 年 5 月 8 日の取得の完成で、Omega の 45.79%を保持した HTIL モーリシャス の支配に変更があり、そして変更は IDFC と SSKI の退出で当初の投資家のグループ の中でも 2007 年 6 月 5 日で起きたこと。 関係者の当該変更の見方では、修正された そしてそれはまたコール及びプットオプシ ョンを有していた。2007 年 6 月 6 日付の当 該協定の下で、投資家は、SMMS の株式を there was a change in control of HTIL Mauritius which held 45.79% in Omega and that changes also took place on 5.06.2007 within the group of original investors with the exit of IDFC and SSKI. In view of the said changes in the parties, a revised Framework Agreement was executed on 6.06.2007, which again had call and put option. Under the said Agreement dated 6.06.2007, the Investors once again agreed to grant call option to GSPL to buy the shares of SMMS and to enter into a Shareholders Agreement to regulate the affairs of Omega. It is important to note that even in the fresh agreement the call option remained with GSPL and that the said Agreement did not confer any rights on VIH.

One more aspect needs to be mentioned. The conferment of call options on GSPL under the Framework Agreements of 2006 also had a linkage with intra-group loans. CGP was an Investment vehicle. It is through the acquisition of CGP that VIH had indirectly acquired the rights and obligations of GSPL in the Centrino and NDC Framework Agreements of 2006 the report of KPMG see dated 18.10.2010] and not through execution of the SPA. Lastly, as stated above, apart from providing for "standstill", an SPA has to provide for transition and all possible future eventualities. In the present case, the change in the investors, after completion of acquisition on 8.05.2007, under which SSKI and IDFC exited leaving behind IDF alone was a situation which was required to be addressed by execution of a fresh Framework Agreement under which the call option remained with GSPL. Therefore, the June, 2007 Agreements relied upon by the Revenue merely reiterated the rights of GSPL which 購入するために、そして、Omega の業務を 規制する株主協定を締結するために、GSPL にもう一度コールオプションを付与するこ とに同意した。新たな協定においてでさえ コールオプションが GSPL に付与されたま まであり、そして、当該協定が VIH に権利 を授けなかったことを指摘することは重要 である。

もう1つの側面が言及される必要がある。 2006年の包括契約の下での GSPL に関する コールオプションの授与は、イントラグルー プローンとも関係を持っていた。CGP は投 資ビークルであった。VIH が、2006 年の Centrino と NDC 包括契約に GSPL の権利 と義務を間接的に取得していたのは、CGP の取得を通してであり [2010年10月18日 付の KPMG の報告書を参照せよ]、SPA の 実行を通してではない。最後に、上記で述べ たように、「執行停止」についての規定は別 にして、SPA は、移行や将来的に起こり得 るすべての可能な事態を規定しなければな らない。本件では、2007年5月8日の取得 の完了の後の、IDF のみを残して SSKI と IDFC が退出した下での投資家の変更は、コ ールオプションが GSPL に付与されたまま の、新たな包括契約の履行による対応のため に必要とされた状況であった。それゆえに、 歳入庁があてにした 2007 年 6 月の契約は、 ただ、それが 2006 年にあったときに、 Hutchison の組織構造にでさえ存在した GSPL の権利をあらためて表明したもので あった。次に、2003 年の Essar との条件規 定が、Essar に RoFR 及び HTIL との買取 請求権、そして HEL からの退出権を付与す rights existed even in the Hutchison structure as it stood in 2006. It was next contended that the 2003 Term Sheet with Essar was given effect to by clause 5.2 of the SPA which gave Essar the Right to Tag Along with HTIL and exit from HEL. That, the Term Sheet of 5.07.2003 had legal effect because by a specific settlement dated 15.03.2007 between HTIL and Essar, the said Term Sheet stood terminated which was necessary because the Term Sheet bound the parties in the first place. We find no merit in the above arguments of the Revenue. The 2003 Term Sheet was between HTIL, UMTL. Essar and Disputes arose between Essar and HTIL. Essar asserted RoFR rights when bids were received by HTIL, which dispute ultimately came to be settled on 15.03.2007, that is after the SPA dated 11.02.2007. The SPA did not create any rights. The RoFR/TARs existed in the Hutchison structure. Thus, even without SPA, within the Hutchison structure these rights existed. Moreover, the very object of the SPA is to cover the situations which may arise during the transition and those which are capable of being anticipated and dealt with. Essar had 33% stakes in HEL. As stated, the Hutchison structure required the parent and the subsidiary to work together as a group. The said structure required the Indian partners to be kept in the loop. Disputes on existence of RoFR/ TARs had to be settled. They were settled on 15.03.2007. The rights and obligations created under the SPA had to be preserved. In any event, preservation of such rights with a view to continue business in India is not extinguishment.

77. For the above reasons, we hold that under the HTIL structure, as it existed in

るとしたSPAの条項5.2によって効力を与 えられたと強く主張された。HTIL と Essar の間の 2007 年 3 月 15 日付の特定の合意に よって、条件規定が最初に関係者を拘束した ことから必要であった当該条件規定が終了 させられていたことから、2003年7月5日 の条件規定が法的な効力を持っていた。我々 は歳入庁の上記の論拠にメリット(訴訟を決 定づける諸要素)を見いださない。2003年 の条件規定は、HTIL、Essar 及び UMTL の間でなされた。係争が、Essar と HTIL の 間に生じた。HTIL が買収を受け入れたと き、EssarはRoFR 権利を主張した。最終的 に、その係争は、2007年3月15日に解決 に至ったが、それは、2007年2月11日付 の SPA の後であった。SPA はどのような権 利も与えなかった。RoFR/TARs は、 Hutchison の組織構造において存在した。こ のように、SPA がなくとも Hutchison の組 織構造の内にこれらの権利は存在したわけ である。さらに、まさしく SPA の目的は、 それは移行及び予期されることで起きる得 る状況をカバーすることであり、そして、そ れはそのように取り扱われた。Essar は、 HELの33%の出資を保有していた。既に述 べたとおり、Hutchisonの組織構造は、親会 社と子会社の 1 つのグループとしての共同 経営を必要とした。当該構造は、インドのパ ートナーに有力なグループメンバーとして 留まるように要求した。RoFR/TARs の存 在の係争は解決されなければならなかった。 それらは、2007 年 3 月 15 日に解決された。 SPA の下で創出された権利と義務は、保護 されなければならなかった。とにかく、イン ドでの事業の継続を目的としたそのような 権利の維持は、喪失ではない。

77. 上記の理由で、我々は、1994 年には存 在していた HTIL 構造の下で、HTIL は議

1994, HTIL occupied only a persuasive position/influence over the downstream qua of voting, companies manner nomination of directors and management rights. That. the minority shareholders/investors had participative and protective rights (including RoFR/TARs, call and put options which provided for exit) which flowed from the CGP share. That, the entire investment was sold to the VIH through the investment vehicle (CGP). Consequently, there was no extinguishment of rights as alleged by the Revenue.

Role of CGP in the transaction

- 78. The main contention of the Revenue was that CGP stood inserted at a late stage in the transaction in order to bring in a tax-free entity (or to create a transaction to avoid tax) and thereby avoid capital gains. That, in December, 2006, HTIL explored the possibility of the sale of shares of the Mauritius entities and found that such transaction would be taxable as HTIL under that proposal had to be the prime mover behind any agreement with VIH - prime mover in the sense of being both a seller of shares and the recipient of the sale proceeds therefrom. Consequently, HTIL moved upwards in the Hutchison structure and devised an artificial tax avoidance scheme of selling the CGP share when in fact what HTIL wanted was to sell its property rights in HEL. This, according to the Revenue, was the reason for the CGP share being interposed in the transaction. We find no merit in these arguments.
- 79. When a business gets big enough, it does two things. First, it reconfigures itself into a corporate group by dividing itself into a multitude of commonly owned subsidiaries. Second, it causes various

決事項、役員の任命権及び経営権に関し て、下位企業への説得力があるポジション /影響だけを有していたのみであったと 判断する。少数派株主/投資家は、CGP 株式から生じた参加する権利と保護され る権利(退出によって提供される RoFR/ TARs、コール及びプットオプションを含 める)を保有していた。投資全体が投資ビ ークル(CGP)を通して、VIH に売却さ れた。結果として、歳入庁によって主張さ れるような権利の喪失は存在しなかった。

取引における CGP の役割

- 78. 歳入庁の主たる主張は、非課税の事業体 を持ち込むために(あるいは、租税を回避す るための取引を創出するために)、そして、 キャピタル・ゲイン課税をそれによって回避 するために、CGP が取引の後々の段階で差 し込まれて存在したということであった。 2006 年 12 月に、HTIL がモーリシャス事業 体の株式の売却の可能性を調べ、そして、そ の計画の下ではそのような取引が HTIL に とって課税対象であろうことに気付いた。そ の計画は、VIH とのどのような協定の裏側 の原動力でなければならなかった- それ は、株式の売り手及びそれからの売却収益の 受領者の双方であることの意味での原動力 である。結果として、HTIL は Hutchison の組織構造で上方へ移動して、そして実際に はHTILの望んだことはHELの所有権を売 却することであったことから、CGP 株式を 売却するという人工的な租税回避スキーム を考案した。歳入庁によれば、これが CGP 株式が取引に介在する理由であった。我々は これらの論拠にメリット(訴訟を決定づける 諸要素)を見いださない。
- 79. 事業が十分に成長するとき、それは 2 つのことをなす。第一に、それは、一般的に多数の所有子会社にそれ自身を分割することによって、企業グループの中でそれ自身を再構成すること。第二に、当該グループの様々

entities in the said group to guarantee each other's debts. A typical large corporation business consists of sub-incorporates. Such division is legal. It is recognized by company law, laws of taxation, takeover codes etc. On top is a parent or a holding company. The parent is the public face of the business. The parent is the only group member that discloses financial normally results. Below the parent company are the which hold subsidiaries operational assets of the business and which often have their own subordinate entities that can extend layers. If large firms are not divided into subsidiaries, creditors would have to monitor the enterprise in its entirety. Subsidiaries reduce the amount of information that creditors need to gather. Subsidiaries also promote the benefits of specialization. Subsidiaries permit creditors to lend against only specified divisions of the firm. These are the efficiencies inbuilt in a holding structure. Subsidiaries are often created for tax or regulatory reasons. They at times come into existence from mergers and acquisitions. As group members, subsidiaries work together to make the same or complementary goods and services and hence they are subject to the supply same market and demand conditions. Thev financially are inter-linked. One such linkage is the intra-group loans and guarantees. Parent entities own equity stakes in their subsidiaries. Consequently, on many occasions, the parent suffers a loss whenever rest of the the group experiences a downturn. Such grouping is based on the principle of internal correlation. Courts have evolved doctrines like piercing the corporate veil, substance over form etc. enabling taxation of underlying assets in cases of fraud, sham,

な事業体にお互いの負債を保証することを もたらすこと。典型的な大規模な事業法人 は、下請企業から成り立っている。そのよう な分割は適法である。それは会社法、租税法、 企業買収規約などによって認められている。 トップに親会社あるいは持株会社がある。親 会社は事業の公的な外観である。親会社は、 通常、財務結果を公表する唯一のグループメ ンバーである。親会社の下に、稼動している 事業の資産を所有する子会社があり、そし て、しばしばそれらは、階層を拡張できる自 身の下位の事業体を保有している。もし、大 会社が子会社に分割できないのであれば、債 権者はその全体としての企業を監視しなけ ればならないであろう。子会社は、債権者の 集める必要がある情報の量を減らす。子会社 は、同様に専門化の利益の促進を図る。子会 社は、会社の特定の部署だけに対して債権者 が貸付けをすることを許す。これらは、持株 構造において組み込まれた効率性である。子 会社は、しばしば課税あるいは規制上の理由 のために創出される。それらは、ときどき合 併・買収から存在するようになる。グループ メンバーとして、子会社が同一あるいは補完 的な商品及びサービスを提供するために一 緒に稼動する、そして、それゆえ、それらは 同一のマーケットの需要及び供給の条件に 依存する。それらは財務的に連結される。そ のような連結のひとつが、イントラグループ ローンと保証である。親の事業体が、それら の子会社への株式出資を所有する。結果とし て多くの機会において、親会社は、グループ の残り部分が業績の下降に見舞われるとき はいつでも損失をこうむる。そのようなグル ーピングは、内部の相関関係の原則に基づい ている。裁判所は、不正行為、偽装、租税回 避などのケースで基本的資産の課税を可能 にするために、法人格の否認、実質優先など のような原則を発展させてきた。しかしなが ら、真正の戦略上の課税計画が不適当である とは判定されない。

tax avoidant, etc. However, genuine strategic tax planning is not ruled out.

80. CGP was incorporated in 1998 in Cayman Islands. It was in the Hutchison structure from 1998. The transaction in the present case was of divestment and, therefore, the transaction of sale was structured at an appropriate tier, so that the buyer really acquired the same degree of control as was hitherto exercised by HTIL. VIH agreed to acquire companies and the companies it acquired controlled 67% interest in HEL. CGP was an investment vehicle. As stated above, it is through the acquisition of CGP that VIH proposed to indirectly acquire the rights and obligations of GSPL in the Centrino and NDC Framework Agreements. The report of Ernst & Young dated 11.02.2007 inter alia states that when they were asked to conduct due diligence by VIH, it was in relation to Array and its subsidiaries. The said report evidences that at the negotiation stage, parties had in mind the transfer of an upstream company rather than the transfer of HEL directly. The transfer of Array had the advantage of transferring control over the entire shareholding held by downstream Mauritius companies (tier I companies), other than GSPL. On the other hand, the advantage of transferring the CGP share enabled VIH to indirectly acquire the rights and obligations of GSPL (Indian company) in the Centrino and NDC Framework agreements. This was the reason for VIH to go by the CGP route. One of the arguments of the Revenue before us was that the Mauritius route was not available to HTIL for the reason indicated above. In this connection, it was urged that the legal owner of HEL (Indian company) was not HTIL. Under the transaction, HTIL alone was the

80. CGP は 1998 年にケイマン諸島で法人登 録された。それは 1998 年から Hutchison の 組織構造に存在した。本件の取引は、投下資 金の回収であった、それゆえに、売却の取引 は適切な段階においてスキーム化されてい た、それで、買い手は、実際に、これまで HTIL によって実施されてきたと同じ程度 の支配権限を取得した。VIH は企業を取得 することに同意した、そして取得した企業は HEL の 67%の持分を支配していた。CGP は投資ビークルであった。上記に述べたとお り、VIH が Centrino と NDC 包括契約にお いて、間接的に GSPL の権利及び義務を取 得することを提案したのは、CGP の取得を 通してのことである。2007 年 2 月 11 日付 のアーネスト・アンド・ヤングの報告書は、 とりわけ、それらが VIH によって適正評価 を実行するように要求されたとき、それは Array とその子会社と関係を持っていたと 明記している。当該報告書は、交渉段階にお いて、関係者が HEL の移転よりむしろ直接 上位企業の移転を心に思い描いたことを証 拠づける。Arrayの譲渡は、GSPL 以外で、 下位のモーリシャスの企業(階級 I の企業) によって保有された株式全体に関する支配 を譲渡するというという利点を持っていた。 また一方では、CGP 株式を譲渡することに ついての利点は、Centrino と NDC 包括契 約で、VIH が間接的に GSPL(インドの会 社)の権利及び義務を取得することを可能に したということであった。これが VIH が CGP ルートを選ぶ理由であった。我々に提 示された歳入庁の論拠の1つは、モーリシャ スルートが上記で示された理由で HTIL に とって利用可能ではなかったということで あった。この関係で、HEL(インドの会社) の法的所有者が、HTIL ではなかったことが 強く主張された。取引の下では、HTIL だけ が株式の売り手であった。VIH は HTIL と だけの協定を締結することを望んだ、そうで あれば、もし、何かうまくいかないときには、 VIH は、グループ持株会社である HTIL の seller of the shares. VIH wanted to enter into an agreement only with HTIL so that if something goes wrong, VIH could look solely to HTIL being the group holding company (parent company). Further, funds were pumped into HEL by HTIL. These funds were to be received back in the shape of a capital gain which could then be used to declare a special dividend to the shareholders of HTIL. We find no merit in this argument. Firstly, the tier I (Mauritius companies) were the indirect subsidiaries of HTIL who could have influenced the former to sell the shares of Indian companies in which event the gains would have arisen to the Mauritius companies, who are not liable to pay capital gains tax under the Indo-Mauritius DTAA. That. nothing prevented the Mauritius companies from declaring dividend on gains made on the sale of shares. There is no tax on dividends in Mauritius. Thus, the Mauritius route was available but it was not opted for because that route would not have brought in the control over Secondly, if the GSPL. Mauritius companies had sold the shares of HEL, then the Mauritius companies would have continued to be the subsidiaries of HTIL, their accounts would have been consolidated in the hands of HTIL and HTIL would have accounted for the gains in exactly the same way as it has accounted for the gains in the hands of HTIHL (CI) which was the nominated payee. Thus, in our view, two routes were available, namely, the CGP route and the Mauritius route. It was open to the parties to opt for any one of the two routes. Thirdly, as stated above, in the present case, the SPA was entered into inter alia for a smooth transition of business on divestment by HTIL. As stated, transfer of the CGP share enabled

みに目を向けることができた(親会社)。さ らに、資金は HTIL によって HEL に注ぎ込 まれた。これらの資金は、キャピタル・ゲイ ンの形で戻して受領されるはずであり、それ で、HTIL の株主に特別配当を宣言するため に使うことができた。我々はこの論拠にメリ ット(訴訟を決定づける諸要素)を見いださ ない。第一に、段階 I (モーリシャスの企業) は HTIL の間接子会社であり、これは、イン ドの企業の株式を売却するために前者に影 響を与えることができるものである。イベン トおいては、収益は、インドーモーリシャス 二重課税回避協定の下でキャピタル・ゲイン 税を支払う法的義務がないモーリシャスの 企業に発生したことになるであろう。モーリ シャスの企業が、株式の売却で利益配当を宣 言することを阻止するものは、何もなかっ た。モーリシャスでは、配当に課税はされな い。このように、モーリシャスルートは利用 可能であった。しかし、そのルートでは GSPL の支配をもたらさなかったであろう から、それは選ばれなかった。第二に、もし、 モーリシャスの企業が HEL の株式を売却 し、それからモーリシャスの企業が HTIL の子会社であり続けていたなら、それらのロ 座は HTIL 管理下に合併整理されたであろ う、そして、指名された受取人であった HTIHL(CI)管理下で、それが収益に責任 をもって対処したとまったく同じ方法で、 HTIL は収益に責任をもって対処したであ ろう。このように、我々の考えでは、2つの ルートが利用可能であった、すなわち、CGP ルートとモーリシャスルートである。どちら か一方のルートを選ぶことは関係者に公開 されていた。第三に、本件で、上記で述べら れているとおり、SPA は投下資金の回収に おいて、とりわけ、HTILによって事業のス ムーズな移行のために締結された。既に述べ たとおり、CGP株式の譲渡は、Centrinoと NDC 包括契約において、VIH が間接的に GSPL の権利及び義務を取得することがで きるようにしたものである。包括契約の下に おける当該の権利及び義務を別として、 GSPL は同じコールセンター事業を持って いた。 VIH は HTIL から電気通信事業を引 VIH to indirectly acquire the rights and obligations of GSPL in the Centrino and NDC Framework Agreements. Apart from the said rights and obligations under the Framework Agreements, GSPL also had a call centre business. VIH intended to take over from HTIL the telecom business. It had no intention to acquire the business of call centre. Moreover, the FDI norms applicable to the telecom business in India were different and distinct from the FDI norms applicable to the call centre business. Consequently, in order to avoid legal and regulatory objections from Government of India, the call centre business stood hived off. In our view, this step was an integral part of transition of business under SPA.

81. On the role of CGP in the transaction, two documents are required to be referred to. One is the Report of the KPMG dated 18.10.2010 in which it is stated that through the acquisition of CGP, VIH had indirectly acquired the rights and obligations of GSPL in the Centrino and NDC Framework Agreements. That, the said two agreements were put in place with a view to provide AG and AS with downside protection while preserving upside value in the growth of HEL. The second document is the Annual Report 2007 of HTIL. Under the caption "Overview", the Report observes that on 11.02.2007, HTIL entered into an agreement to sell its entire interests in CGP, a company which held through various subsidiaries, the direct and indirect equity and loan interests in HEL (renamed VEL) and its subsidiaries to VIH for a cash consideration of HK \$86.6 bn. As a result of the said Transaction, the net debt of the Group which stood at HK \$37,369 mn as on 31.12.2006 became a net cash balance of HK \$25,591 mn as き継ぐつもりであった。それはコールセンタ ーの事業を取得するための意図を持ってい なかった。さらに、インドでの電気通信事業 に適用できる FDI 基準は、コールセンター 事業に適用できる FDI 基準とは異なってお り、別個のものであった。結果として、イン ドの政府からの法的かつ規制上の異議を回 避するために、コールセンター事業は分離し て存在した。我々の考えでは、このステップ は、SPA の下で事業の移行の肝要な部分で あった。

- 81. 取引における CGP の役割に関して、2 つ の文書に言及する必要がある。一つめは 2010年10月18日付のKPMGの報告書で あり、そのなかでそれは、CGP の取得を通 して、VIH は間接的に Centrino と NDC 包 括契約において GSPL の権利及び義務を取 得していたことを述べた。当該する2つの契 約は、HEL の成長で上昇傾向の価値を保持 していたものの、価値下落への保障をAG及 びASに与える観点で存在していた。二つめ の文書は、HTIL の 2007 年の年次報告書で ある。「概要」の見出しの下で報告書は、2007 年2月11日に、様々な子会社を通して保有 している企業である CGP の持分全体、HEL (VEL に ひ名 し た) 及び VIH の そ の 子 会 社 の直接又は間接の株式及び貸付持分を、866 億香港ドルの現金対価で売却する協定を締 結したと述べている。当該の取引の結果とし て、2006年12月31日に373億6900万香 港ドルで存在したグループの純負債は、 2007年12月31日に255億9100万香港ド ルのネットでの現金残高になった。このこと は、CGP の唯一の目的は、子会社の株式を 保有することではなく、SPA をベースとし
 - て、事業のスムーズな移行を可能にすること であるという事実を支持する。それゆえに、

on 31.12.2007. This supports the fact that the sole purpose of CGP was not only to hold shares in subsidiary companies but also to enable a smooth transition of business, which is the basis of the SPA. Therefore, it cannot be said that the intervened entity (CGP) had no business or commercial purpose.

82. Before concluding, one more aspect needs to be addressed. It concerns situs of the CGP share. According to the Revenue, under the Companies Law of Cayman Islands, an exempted company was not entitled to conduct business in the Cayman Islands. CGP was an "exempted company". According to the Revenue, since CGP was a mere holding company and since it could not conduct business in Cayman Islands, the situs of the CGP share existed where the "underlying assets are situated", that is to say, India. That, since CGP as an exempted company conducts no business either in the Cayman Islands or elsewhere and since its sole purpose is to hold shares in a subsidiary company situated outside the Cayman Islands, the situs of the CGP share, in the present case, existed "where the underlying assets stood situated" (India). We find no merit in these arguments. At the outset, we do not wish to pronounce authoritatively on the Companies Law of Cayman Islands. Be that as it may, under the Indian Companies Act, 1956, the situs of the shares would be where the company is incorporated and where its shares can be transferred. In the present case, it has been asserted by VIH that the transfer of the CGP share was recorded in the Cayman Islands, where the register of members of the CGP is maintained. This assertion has neither been rebutted in the impugned order of the Department dated 介在した事業体(CGP)が、事業上のある いは商業上の目的を有していないとは言う ことはできない。

82. 結論を出す前に、もうひとつの側面を取 り上げる必要がある。それは CGP 株式の場 所に関係することである。歳入庁によれば、 ケイマン諸島の会社法の下では、非課税の会 社がケイマン諸島で事業を実行する権利を 与えられていなかった。CGP は「非課税の 会社」であった。CGP がただの持株会社で あったので、そして、それがケイマン諸島で 事業を実行することができなかったので、歳 入庁によれば、CGP 株式の場所は「基本的 資産が置かれる」ところに存在した、それは 言うならば、インドである。つまり、非課税 の会社として CGP は、ケイマン諸島である いはほかのところで事業を実行しないので、 そして、その唯一の目的がケイマン諸島の外 に位置する子会社の株式を保有することで あるので、CGP 株式の場所は、本件では、 「基本的資産が置かれ存在したところ」(イ ンド)に存在したというのである。我々はこ れらの論拠にメリット(訴訟を決定づける諸 要素)を見いださない。最初に、我々は、ケ イマン諸島の会社法上で権威をもって断言 することを望まない。それはともかく、1956 年のインドの会社法の下で、株式の場所は、 会社が法人登録をされたところであり、そし て、その株式が譲渡できるところである。本 件では、CGP 株式の譲渡は、CGP の構成員 の登記簿が保管されるところであるケイマ ン諸島で記録されたことが、VIH によって 主張されている。この主張は、2010年5月 31 日付の(所得税)部門の上訴された命令 において反証されなかったし、歳入庁によっ て提出された弁論で否定しなかったし、我々 の前でも異義は唱えられなかった。そういう 次第で、我々は、CGP 株式の場所が、基本 的資産が置かれ存在したところである場所

31.05.2010 nor traversed in the pleadings filed by the Revenue nor controverted before us. In the circumstances, we are not inclined to accept the arguments of the Revenue that the situs of the CGP share was situated in the place (India) where the underlying assets stood situated.

Did VIH acquire 67% controlling interest in HEL (and not 42%/ 52% as sought to be propounded)?

83. According to the Revenue, the entire case of VIH was that it had acquired only 42% (or, accounting for FIPB regulations, 52%) is belied by clause 5.2 of the Shareholders Agreement. In this connection, it was urged that 15% in HEL was held by AS/ AG/ IDFC because of the FDI cap of 74% and, consequently, vide clause 5.2 of the Shareholders Agreement between these entities and HTIL downstream subsidiaries, AS/AG/IDFC were all reigned in by having to vote only in accordance with HTIL's dictates as HTIL had funded the purchase by these gentlemen of the HEL shares through financing of loans. Further, in the Term Sheet dated 15.03.2007, that is, between VIH and Essar, VIH had a right to nominate 8 directors (i.e. 67% of 12) and Essar had a right to nominate 4 directors which, according to $_{\mathrm{the}}$ Revenue, evidences that VIH had acquired 67% interest in HEL and not 42%/52%, as sought to be propounded by it. According to the Revenue, right from 22.12.2006 onwards when HTIL made its first public announcement, HTIL on innumerable occasions represented its direct and indirect "equity interest" in HEL to be 67% - the direct interest being 42.34% and indirect interest in the sense of shareholding belonging to Indian (インド)に位置したという歳入庁の論拠を 受け入れる気がない。

VIH は HEL の 67%の経営支配権を取得した のか?(議案提出権の確保のための 42%/ 52%ではないのか)?

83. 歳入庁によれば、VIH のケース全体で、 42% (あるいは、FIPB 規則では、52%) を取得するだけでは、株主協定の条項 5.2 に違反することになる。この関係で、74% の FDI キャップ規制があるために、AS/ AG/IDFC によって HEL の 15%が保有さ れることが要請された。結果として、これ らの事業体と HTIL の下位の子会社の間の 株主協定の条項 5.2 によると、HEL 株式の これら紳士による購入の資金を、貸付金の 融資を通じて、HTIL が提供していたので、 AS/AG/IDFC は、HTIL の指図に従って 議決しなければならないということですべ ての影響力が及ぼされた。さらに、2007年 3月15日付の条件規定で、すなわち、VIH と Essar の間では、VIH が 8 人の役員を任 命する権利(すなわち、12人の67%)を有 しており、そして、Essar が 4 人の役員を 任命する権利を持っていたことは、歳入庁 によれば、VIH が HEL の 67%の持分を取 得しており、かつ、議案提出権を確保する ための 42%/52%でないことを証拠づけ るものである。歳入庁によれば、HTIL が その公表を最初にした 2006 年 12 月 22 日 以降において、HTIL はその HEL の直接又 は間接の「株式持分」が67%であることを、 無数の機会で表明していた- 直接持分は 42.34%であり、間接持分はその支配下のイ ンドのパートナーに帰属する出資の25%で あった。さらに、歳入庁によれば、VIH に よって支払われた購入価格は、HELの株式 資本の67%の企業価値に基づいていた;も

partners under its control, as 25%. Further, according to the Revenue, the purchase price paid by VIH was based on an enterprise value of 67% of the share capital of HEL; this would never have been so if VIH was to buy only 42.34% of the share capital of HEL and that nobody would pay US \$2.5 bn extra without control over 25% in HEL. We find no merit in the above submissions.

At the outset, it may be stated that the expression "control" is a mixed question of law and fact. The basic argument of the Revenue is based on the equation of "equity interest" with the word "control". On perusal of Hutchison structure, we find that HTIL had, through its 100% wholly owned subsidiaries, invested in 42.34% of HEL (i.e. direct interest). Similarly, HTIL had invested through its non- 100% wholly owned subsidiaries in 9.62% of HEL (through the pro rata route). Thus, in the sense of shareholding, one can say that HTIL had an effective shareholding (direct and indirect interest) of 51.96% (approx. 52%) in HEL. On the basis of the shareholding test, HTIL could be said to have a 52% control over HEL. By the same test, it could be equally said that the balance 15% stakes in HEL remained with AS, AG and IDFC (Indian partners) who had through their respective group companies invested 15% in HEL through TII and Omega and, consequently, HTIL had no control over 15% stakes in HEL. At this stage, we may state that under the Hutchison structure shares of Plustech in the AG Group, shares of Scorpios in the AS Group and shares of SMMS came under the options held by GSPL.

Pending exercise, options are not management rights. At the highest, options could be treated as potential し、VIHが HEL の株式資本の 42.34%のみ を購入するなら、これは決してそうではな かったであろう、そして、誰も、HEL への 支配権限なしで 25%を超えて、25億米ドル の超過分を支払わないであろう。我々は上 記の議論でメリット(訴訟を決定づける諸 要素)を見いださない。

最初に、「支配」の表現が、法と事実の入 り混ざった問題であることが述べられるで あろう。歳入庁の基本的な論拠は、「支配」 の用語と「株式持分」の同一化に基づいて いる。Hutchison の組織構造の閲覧に関し て、我々は、HTIL が、その 100%完全所有 の子会社を通して、HELの42.34%に投資 していた(すなわち、直接持分)ことに気 付く。同様に、HTIL は、その 100%完全所 有でない子会社を通して(比例ルートを通 して)、HEL の 9.62%に投資していた。こ のように、出資という意味では、HTILは、 HEL の 51.96%(およそ 52%)の有効な出 資(直接又は間接の持分)を保有していた と言うことができる。出資基準をベースと して、HTIL は HEL の 52%の支配権限を 保有していたと言うことができた。同様の 基準によって、HELの残りの15%出資は、 AS、AG 及び IDFC(インドのパートナー) にあるままであったと同様に言うことがで きた。それらは、それぞれのグループ会社 やTII 及び Omega を通して、HEL の 15% に投資していた。それで、結果として、HTIL は 15%の出資に関して、HEL の支配権限 を持っていなかった。この段階で、我々は、 Hutchison の組織構造の下で、AG グループ での Plustech の株式、AS グループでの Scorpios の株式及び SMMS の株式が、 GSPL によって所有されたオプションの対 象となっていたことを述べる。

行使を留保しているのなら、オプションは 経営権ではない。たかだか、オプションは潜 在力株式として取り扱うことができるもの shares and till exercised they cannot provide right to vote or management or control. In the present case, till date GSPL has not exercised its rights under the Framework Agreement 2006 because of the sectoral cap of 74% which in turn restricts the right to vote. Therefore, the transaction in the present case provides for a triggering event, viz. relaxation of the sectoral cap. Till such date, HTIL/VIH cannot be said to have a control over 15% stakes in HEL. It is for this reason that even FIPB gave its approval to the transaction by saying that VIH was acquiring or has acquired effective shareholding of 51.96% in HEL.

84. As regards the Term Sheet dated 15.03.2007, it may be stated that the said Term Sheet was entered into between VIH and Essar. It was executed after 11.02.2007 when SPA was executed. In the Term Sheet, it has been recited that the parties have agreed to enter into the Term Sheet in order to regulate the affairs of HEL and in order to regulate the relationship of shareholders of HEL. It is also stated in the Term Sheet that VIH and Essar shall have to nominate directors on the Board of Directors of HEL in proportion to the aggregate beneficial shareholding held by members of the respective groups. That, initially VIH shall be entitled to nominate 8 directors and Essar shall be entitled to nominate 4 directors out of a total Board of Directors of HEL (numbering 12). We must understand the background of this Term Sheet. Firstly, as stated the Term Sheet was entered into in order to regulate the affairs of HEL and to regulate the relationship of the shareholders of HEL. It was necessary to enter into such an agreement for smooth running of the business post acquisition.

であるが、それを行使するまで、それには議 決権あるいは経営権あるいは支配権を与え ることができない。本件では、議決権を制限 する 74%のセクター・キャップのために、 期日までGSPLは2006年の包括契約の下で その権利を行使しなかった。それゆえに、本 件での取引は、トリガー・イベント、すなわ ち、セクター・キャップの解除を規定してい る。そのような期日まで、HTIL/VIH は HEL の 15%の出資に関して支配権を保有 していると言うことができない。FIPBでさ え、VIH が HEL の 51.96%の有効な出資を 取得するあるいは取得したことを述べるこ とによって、取引にその認可を与えたこと は、この理由による。

84. 2007年3月15日付の条件規定に関して、 当該条件規定が VIH と Essar の間で締結さ れたと述べられるかもしれない。それは、 SPA が実行された 2007 年 2 月 11 日の後で 実行された。条件規定において、HEL の業 務を規制するため、かつ、HEL の株主との 関係を規制するために、関係者が条件規定を 締結することに同意したことが説明された。 さらに、条件規定では、VIH と Essar は、 それぞれのグループのメンバーによって保 有された有議決の出資の総計と比例して、 HEL の役員会の役員を任命しなければなら ないことが述べられている。HEL の理事会 全体(総数 12 人)から、最初に、VIH に 8 人の役員を任命する権利が与えられるべき であり、そして、Essar に4人の役員を任命 する権利を与えられるべきである。我々はこ の条件規定のバックグラウンドを理解する に違いない。第一に、既に述べたように、条 件規定は HEL の業務を規制するために、か つ、HELの株主との関係を規制するために 締結された。事業ポストの取得のスムーズな 遂行のために、そのような協定を締結するこ とは必要であった。第二に、我々は2007年 3月 14 日付の HEL によって FIPB に提出 されたレターから、HEL の会社定款が、特 定の人あるいは事業体にも役員を任命する 権利を与えなかったことに気付く。当該役員

Secondly, we find from the letter by HEL to FIPB dated addressed 14.03.2007 that Articles of Association of HEL did not grant any specific person or entity a right to appoint directors. The said directors were appointed by the shareholders of HEL in accordance with the provisions of the Indian Company Law. The letter further states that in practice the directors were appointed pro rata to their respective shareholdings which resulted in 4 directors being appointed from Essar group, 6 directors being appointed by HTIL and 2 directors were appointed by TII. One such director was AS, the other director was AG. This was the practice even before the Term Sheet. The Term Sheet continues this practice by guaranteeing or assuring Essar that 4 directors would be appointed from its Group. The above facts indicate that the object of the SPA was to continue the "practice" concerning nomination of directors on the Board of Directors of HEL which in law is different from a right or power to control and manage and which practice was given to keep the business going, post acquisition. Under the Company Law, the management control vests in the Board of Directors and not with the shareholders of the company. Therefore, neither from Clause 5.2 of the Shareholders Agreement nor from the Term Sheet dated 15.03.2007, one could say that VIH had acquired 67% controlling interest in HEL.

85. As regards the question as to why VIH should pay consideration to HTIL based on an enterprise value of 67% of the share capital of HEL is concerned, it is important to note that valuation cannot be the basis of taxation. The basis of taxation is profits or income or receipt. In this case, we are not concerned with tax

は、インドの会社法の規定に従って、HEL の株主によって任命された。さらに、レター は、実際に、役員はそれらのそれぞれの株式 に比例して任命されており、Essar グループ から4人の役員が任命され、HTILにより6 人の役員が任命され、そして、TII により2 人の役員が任命されるという結果になった こと.を述べている。そのような役員の1人 はASであり、他の1人はAGであった。こ れは条件規定の前においてでさえ、実施され たことであった。条件規定は、Essar に、そ のグループから 4 人の役員が任命されるこ とを担保又は保証することによって、この実 施を継承している。上記の事実は、SPA の 目的が、HEL の役員会の役員の指名に関し て「実施」を継続することであることを示し ており、役員の指名は、法律的には、支配及 び経営の権利あるいは権限と異なったもの であり、その実施は、事業の現行ポストの取 得を維持するために与えられた。会社法の下 では、経営支配は、会社の株主にではなく、 役員会に付与される。それゆえに、株主協定 の条項5.2からも、2007年3月15日付の条 件規定からも、VIH が HEL の 67%の経営 支配権を取得していたと言うことができな い。

85. 何故、HELの株式資本の 67%の企業価値 に基づいて HTIL への対価が支払われたの かの問題に関しては、評価を課税ベースにで きないことを指摘することが重要である。課 税ベースは、利益、所得又は受領である。こ のケースで、我々は事業経営から生じている 所得/利益への課税には関心はなく、権利 (資本資産)の譲渡及びそれから生じる利得 on income/ profit arising from business operations but with tax on transfer of rights (capital asset) and gains arising therefrom. In the latter case, we have to see the conditions on which the tax becomes payable under the Income Tax Act. Valuation may be a science, not law. In valuation, to arrive at the value one has to take into consideration the business realities, like the business model, the duration of its operations, concepts such as cash flow, the discounting factors, assets and liabilities, intangibles, etc. In the present case, VIH paid US \$11.08 bn for 67% of the value of HEL enterprise plus itsdownstream companies having operational licences. It bought an upstream company with the intention that rights flowing from the CGP share would enable it to gain control over the cluster of Indian operations or operating companies which owned telecom licences, business assets, etc. VIH agreed to acquire companies which in turn controlled a 67% interest in HEL and its subsidiaries. Valuation is a matter of opinion. When the entire business or investment is sold. for valuation purposes, one may take into account the economic interest or realities. Risks as a discounting factor are also to be taken into consideration apart from loans, receivables, options, RoFR/ TAR, etc. In this case, Enterprise Value is made up of two parts, namely, the value of HEL, the value of CGP and the companies between CGP and HEL. In the present case, the Revenue cannot invoke Section 9 of the Income Tax Act on the value of the underlying asset or consequence of acquiring a share of CGP. In the present case, the Valuation done was on the basis of enterprise value. The price paid as a percentage of the enterprise value had to

となる条件を参照しなければならない。評価 は、法律ではなく、科学であるかもしれない。 評価では、価値に到達するために、事業モデ ル、その経営期間、キャッシュ・フローのよ うな概念、現在割引の要因、資産と負債、無 形資産などのような事業の現実を考慮に入 れなければならない。本件では、VIH は HEL の企業価値の 67%プラスその下位企業の保 有している経営ライセンスの対価として 110.8 億米ドルを支払った。それは、CGP 株式から生じている権利が、インドの経営集 団あるいは電気通信ライセンスを所有する 稼働企業、事業資産などの支配を獲得するこ とをそれに可能にするであろうということ を意図して、上位企業を獲得した。VIH は、 HEL とその子会社の 67%の持分を順々に 支配している企業を取得することに同意し ている。評価は、見解の問題である。事業あ るいは投資の全体が売却されるとき、評価目 的のために、経済的な持分あるいは実在が考 慮に入れられるかもしれない。貸付金、売掛 金、オプション、RoFR/TAR などとは別に、 現在割引の要因としてのリスクが同様に考 慮に入れられるはずである。本件では、企業 価値は2つの部分で構成されている、すなわ ち、HEL の価値と、CGP と CGP 及び HEL の間の企業との価値である。本件では、歳入 庁は、基本的資産の価値あるいは CGP の株 式取得の結果について、所得税法§9 を行使 することができない。本件では、企業価値の ベース上で評価がなされた。企業価値のパー センテージとして支払われた価格が 67%で なければならなかったのは、67%の数字が その時点において VIH にとって利用可能で あったからではなく、競合するインドの入札 者が、それらがセクター・キャップの制限の 適用を受けなかったならば、そして、したが って、即座にコールオプションを現金化した であろうならば、67%の全部に事実上のア クセスを持ったであろうという事実を理由 としてのことである。株式持分の 67%のこ の数字/語句が、どこから来たかについて、 問題はまだ残されているであろうか?「株式

への課税について関心がある。後のケースに

おいて、我々は、所得税法の下で、課税対象

be 67% not because the figure of 67% was available in praesenti to VIH, but on account of the fact that the competing Indian bidders would have had de facto access to the entire 67%, as they were not subject to the limitation of sectoral cap, and, therefore, would have immediately encashed the call options. The question still remains as to from where did this figure/ expression of 67% of equity interest come? The expression "equity interest" came from US GAAP. In this connection, we have examined the Notes to the Accounts annexed to the Annual Report 2006 of HTIL. According to Note 1, the ordinary shares of HTIL stood listed on the Hong Kong Stock Exchange as well as on the New York Stock Exchange. In No. а list of principal Note 36, subsidiaries of HTIL as on 31.12.2006 has been attached. This list shows the names some HEL (India) of and of its subsidiaries. In the said Annual Report, there is an annexure to the said Notes to the Accounts under the caption "Information for US Investors". It refers to Variable Interest Entities (VIEs). According to the Annual Report, the Vodafone Group consisting of HTIL and its subsidiaries conducted its operations inter alia in India through entities in which HTIL did not have the voting control. Since HTIL was listed on New York Stock Exchange, it had to follow for accounting and disclosure the rules prescribed by US GAAP. Now, in the present case, HTIL as a listed company was required to make disclosures of potential risk involved in the investment under the Hutchison structure. HTIL had furnished Letters of Credit to Rabo Bank which in turn had funded AS and AG, who in turn had agreed to place the shares of Plustech and Scorpios under Options held by GSPL. Thus, giving of 持分」という語句は、米国の GAAP から入 って来た。この関係で、我々は HTIL の年次 報告書2006に添付された計算書への注記を 調べた。注記1によれば、HTILの普通株は、 香港証券取引所及びニューヨーク証券取引 所で上場されていた。注記 No.36 で、HTIL のプリンシパル子会社のリストが、2006年 12月31日に添付されていた。このリスト は、HEL(インド)とその子会社のいくつ かの名称を示している。当該年次報告書で、 「米国の投資家のための情報」の見出しの下 に、当該計算書への注記に付属文書がある。 それは、変動持分事業体(VIEs)に言及し ている。年次報告書によれば、HTIL とその 子会社から構成される Vodafone Group は、 HTIL が議決支配権を持っていなかった事 業体を通して、とりわけ、インドでのその経 営を行った。HTIL がニューヨーク証券取引 所に上場されたので、それは、会計とディス クロージャーについて、米国の GAAP によ って規定された規則に従わなければならな かった。そこで、本件において、上場会社と しての HTIL は、Hutchison の組織構造の 下での投資に含まれる潜在的リスクをディ スクロージャーするように要求された。 HTILは、順々に、GSPLにより保有された オプションの下に Plustech と Scorpios の株 式を置くことに同意していた AS と AG に対 して、資金を提供する Rabo 銀行に信用状を 交付した。このように、信用状を差し出すこ とと、Plustech と Scorpios の株式をオプシ ョンの下に置くことは、インドの GAAP で はなく、米国の GAAP の下で米国の投資家 に公表するために必要とされた。このよう に、52%の数字(支配)と67%(株式持分) の間の差異は、インドと米国の GAAP の下 での計算における差異を理由として生じた ものである。

the Letters of Credit and placing the shares of Plustech and Scorpios under Options were required to be disclosed to the US investors under the US GAAP, unlike Indian GAAP. Thus, the difference between the 52% figure (control) and 67% (equity interest) arose on account of the difference in computation under the Indian and US GAAP.

Approach of the High Court (acquisition of 高等裁判所のアプローチ (「他の権利及び所有 CGP share with "other rights and entitlements")

- 86. Applying the "nature and character of the transaction" test, the High Court came to the conclusion that the transfer of the CGP share was not adequate in itself to achieve of the object consummating the transaction between HTIL and VIH. That, intrinsic to the transaction was a transfer of other "rights and entitlements" which rights and entitlements constituted in themselves "capital assets" within the meaning of Section 2(14) of the Income Tax Act, 1961. According to the High Court, VIH acquired the CGP share with other rights and entitlements whereas, according to the appellant, whatever VIH obtained was through the CGP share (for short "High Court Approach").
- 87. At the outset, it needs to be mentioned that the Revenue has adopted the abovementioned High Court Approach as an alternative contention.
- 88. We have to view the subject matter of the transaction, in this case, from a commercial and realistic perspective. The present case concerns an offshore transaction involving a structured investment. This case concerns "a share sale" and not an asset sale. It concerns sale of an entire investment. A "sale" may take various forms. Accordingly, tax

資格」を持っている CGP 株式の取得)

- 86. 「取引の性質と性格」基準を適用すること で、高等裁判所は、CGP 株式の譲渡それだ けでは、HTIL と VIH の間の取引を完了さ せることの目的を達成するには十分ではな かったとの結論に至った。この取引にとって の本質は、1961 年所得税法§2(14)の意義で の「資本資産」自体の性質を持つ権利及び所 有資格とは、他の「権利及び所有資格」の譲 渡であった。高等裁判所によれば、VIH は 他の権利及び所有資格と共に CGP 株式を、 一方で、上訴人によれば、CGP 株式を通し て VIH が得たものと共に CGP 株式を取得 した(略して、「高等裁判所アプローチ」)。
- 87. 最初に、歳入庁が、代替的主張として、 上述した高等裁判所アプローチを採用した ことに言及する必要がある。
- 88. 我々は商業的と現実的な見地から、この ケースで、取引の主題を検討しなければな らない。本件は、スキーム化された投資を 含むオフショアの取引に関係している。こ のケースは資産売却ではなく、「株式売却」 に関係する。それは投資全体の売却に関係 する。「売却」が様々な形態をとるかもしれ ない。したがって、税効果が変化するであ ろう。株式売却の税効果は、資産売却の税

consequences will vary. The tax consequences of a share sale would be different from the tax consequences of an asset sale. A slump sale would involve tax consequences which could be different from the tax consequences of sale of assets on itemized basis. "Control" is a mixed question of law and fact. Ownership of shares may, in certain situations, result in the assumption of an interest which has the character of a controlling interest in the management of the company. A controlling interest is an incident of ownership of shares in a company, something which flows out of the holding of shares. A controlling interest is, therefore, not an identifiable or distinct capital asset independent of the holding of shares. The control of a company resides in the voting power of its shareholders and shares represent an interest of a shareholder which is made up of various rights contained in the contract embedded in the Articles of Association. The right of a shareholder may assume the character of a controlling interest where the extent of the shareholding enables the shareholder to control the management. Shares, and the rights which emanate from them, flow together and cannot be dissected. In the felicitous phrase of Lord MacMillan in IRC v. Crossman [1936] 1 All ER 762, shares in a company consist of a "congeries of rights and liabilities" which are a creature of the Companies Acts and the Memorandum and Articles of Association of the company. Thus, control and management is a facet of the holding of shares. Applying the above principles governing shares and the rights of the shareholders to the facts of this case, we find that this case concerns a straightforward share sale. VIH acquired Upstream shares with the intention that

183

効果と異なるであろう。 事業譲渡(slump sale)は、個別資産の売却の税効果と異な るに違いない税効果を含むであろう。「支 配」は法律と事実の入り混ざった問題であ る。株式の所有権が、ある特定の状況で、 会社の経営で経営支配権の性格を持ってい る持分の引き受けをもたらすかもしれな い。経営支配権は会社の株式の所有権の付 随物であり、株式を保持することから生じ るものである。それゆえに、経営支配権は、 株式を保持することと独立して識別できる 又は別個である資本資産ではない。会社の 支配はその株主の議決権に存在し、そして、 株式は、会社定款で組み込まれた約定に含 まれた様々な権利を生じさせる株主の持分 を表す。株主の権利は、出資の程度が株主 に経営を支配すことができるようにするこ とから、経営支配権の性格を想定させるか もしれない。株式及びそれらから生じる権 利は、共に生じそして分断することはでき ない。Lord MacMillan in IRC v. Crossman [1936] 1 All ER 762 の適切な表現におい て、会社の株式は、会社法並びに会社設立 契約書及び会社定款の創出による「権利と 責任の集積」から構成されている。このよ うに、支配と経営は、株式を保有すること の側面である。このケースの事実で株主の 株式と権利を支配することに上記の原則を 適用することで、我々は、このケースが率 直な株式売却に関係するものであることに 気付く。VIH は、CGP 株式から生じる権利 の集積が、企業の3つの類型をより、VIH に間接支配を与えるであろうことを意図し て、上位の株式を取得した。もし、所有権 構造を示している表を見るなら、CGP 株式 の取得が、合計で 42.34%の HEL の株式を 所有している段階Iモーリシャスの企業を 通して、VIH に間接支配を与えていること がわかる; CGP India (Ms)は、順に TII 及 び Omega の株式を保有しており、そして、 比例ベース (FDI 原則) で、HEL の 9.62% までと、コール及びプットオプションを保 有する GSPL の株式を順に所有する Hutchison Tele-Services (India) Holdings Ltd. (Ms)を通した間接支配を保有してい

the congeries of rights, flowing from the CGP share, would give VIH an indirect control over the three genres of companies. If one looks at the chart indicating the Ownership Structure, one finds that the acquisition of the CGP share gave VIH an indirect control over the tier I Mauritius companies which owned shares in HEL totalling to 42.34%; CGP India (Ms), which in turn held shares in TII and Omega and which on a pro rata basis (the FDI principle), totalled up to 9.62% in HEL and an indirect control over Hutchison Tele-Services (India) Holdings Ltd. (Ms), which in turn owned shares in GSPL, which held call and put options. Although the High Court has analysed the transactional documents in detail, it has missed out this aspect of the case. It has failed to notice that till date options have remained un-encashed with GSPL. Therefore, even if it be assumed that the options under the Framework Agreements 2006 could be considered to be property rights, there has been no transfer or assignment of options by GSPL till today. Even if it be assumed that the High Court was right in holding that the options constituted capital assets even then Section 9(1)(i) was not applicable as these options have not been transferred till date. Call and put options were not transferred vide SPA dated 11.02.2007 or under any other document whatsoever. Moreover, if, on principle, the High Court accepts that the transfer of the CGP share did not lead to the transfer of a capital asset in India, even if it resulted in a transfer of indirect control over 42.34% (52%) of shares in HEL, then surely the transfer of indirect control over GSPL which held options (contractual rights), would not make the transfer of the CGP share taxable in India.

た。高等裁判所は詳細に取引の文書を分析 したにもかかわらず、それは本件のこの側 面を見落とした。それは、期日までオプシ ョンが GSPL において現金化しないままで あったことを指摘し損なった。それゆえに、 たとえ、2006年の包括契約のオプションを 所有権であるとみなすことができると仮定 したとしても、現在まで、GSPL によって オプションの譲渡あるいは移転はなされて いない。たとえ、高等裁判所のオプション が資本資産を構成したという判断が正しか ったと仮定されるとしても、それでも、期 日までにこれらのオプションが譲渡されな かったときには、§9(1)(i)は適用可能ではな かった。コール及びプットオプションは、 2007年2月11日付のSPAによっても、あ るいは、他のいかなる文書の下においても 譲渡されなかった。さらに、もし、原則と して、高等裁判所が CGP 株式の譲渡がイン ドでの資本資産の譲渡につながらなかった ということを受け入れるのであれば、たと えそれが HEL で株式の 42.34% (52%) 以 上の間接支配の譲渡をもたらしたとして も、それでも間違いなく、オプション(契 約の権利)を保有する GSPL の間接支配の 譲渡によって、CGP 株式の譲渡はインドで の課税対象とならないであろう。企業の3 つの類型より VIH に間接支配を与えた CGP 株式の取得が、資産ではなく、単純な 株式売却であることを証拠づけている。

Acquisition of the CGP share which gave VIH an indirect control over three genres of companies evidences a straightforward share sale and not an asset sale.

There is another fallacy in the impugned judgment. On examination of the impugned judgment, we find a serious error committed by the High Court in appreciating the case of VIH before FIPB. On 19.03.2007, FIPB sought а clarification from VIH of the circumstances in which VIH agreed to pay US\$ 11.08 bn for acquiring 67% of HEL when actual acquisition was of 51.96%. In its response dated 19.03.2007, VIH stated that it had agreed to acquire from HTIL for US\$ 11.08 bn, interest in HEL which included a 52% equity shareholding. According to VIH, the price also included a control premium, use of Hutch brand in India, a non-compete agreement, loan obligations and an entitlement to acquire, subject to the Indian FDI rules, a further 15% indirect interest in HEL. According to the said letter, the above elements together equated to 67% of the economic value of HEL. This sentence has been misconstrued by the High Court to say that the above elements equated to 67% of the equity capital (See para 124). 67% of the economic value of HEL is not 67% of the equity capital. If VIH would have acquired 67% of the equity capital, as held by the High Court, the entire investment would have had breached the FDI norms which had imposed a sectoral cap of 74%. In this connection, it may further be stated that Essar had 33% stakes in HEL out of which 22% was held by Essar Mauritius. Thus, VIH did not acquire 67% of the equity capital of HEL, as held by the High Court. This problem has arisen also because of the reason that

上訴された判決にもう1つの誤りがある。 上訴された判決の調査で、我々は、FIPBの 前において、VIH のケースを正しく認識す ることについて、高等裁判所によって重大な 錯誤が犯されていることを見いだす。2007 年 3 月 19 日に、FIPB は、実際の取得が 51.96%であったのに、VIH が HEL の 67% を取得するために、110.8 億米ドルを支払う ことに同意した状況について VIH からの明 確な説明を求めた。2007年3月19日付の その回答で、VIH は、110.8 億米ドルで、52% の株式出資を含んだHELの持分をHTILか ら取得することに同意していたことを述べ た。VIH によれば、価格は、支配プレミア ム、インドでの Hutch ブランドの使用権、 競合禁止協定、貸付債権及びインドの FDI 規則を条件とした HEL の 15%以上の間接 持分を取得する権利をも含んだ。当該レター によれば、上記の要素を合わせて、HEL の 経済的価値の 67%と等しくなるということ であった。この文章は、上記の要素が株式資 本の 67%と同等であった (パラ 124 を参照) と言う高等裁判所によって誤解された。 HELの経済的な価値の 67%が、株式資本の 67%ではない。もし、高等裁判所によって 判断されるように、VIH が株式資本の 67% を取得していたのであれば、投資全体は 74%のセクターのキャップを課していた FDI 基準に違反していたであろう。この関 係で、Essar モーリシャスによって保有され た 22%の外に、Essar は HEL の 33%の出 資を保有していたと、さらに述べられるかも しれない。このように、高等裁判所によって 判断されるようには、VIH は HEL の株式資 本の 67%を取得しなかった。この問題も、 このケースが資産売却ではなく、株式売却を 取り扱うという理由のために起こったもの である。このケースは、個別資産の売却を含 まない。高等裁判所は、Hutchison の組織構 造全体が、それが存在したように、総体的に

this case deals with share sale and not asset sale. This case does not involve sale of assets on itemized basis. The High Court ought to have applied the look at test in which the entire Hutchison structure, as it existed, ought to have been looked at holistically. This case concerns investment into India by a holding company (parent company), HTIL through a maze of subsidiaries. When one applies the "nature and character of the transaction test", confusion arises if a dissecting approach of examining each individual asset is adopted. As stated, CGP was treated in the Hutchison structure as an investment vehicle. As a general rule, in a case where a transaction involves transfer of shares lock, stock and barrel, such a transaction cannot be broken up into separate individual components, assets or rights such as right to vote, right to participate in company meetings, management rights, controlling rights, control premium, brand licences and so on as shares constitute a bundle of rights. [See Charanjit Lal v. Union of India AIR 1951 SC 41, Venkatesh (minor) v. CIT 243 ITR 367 (Mad) and Smt. Maharani Ushadevi v. CIT 131 ITR 445 (MP)]

Further, the High Court has failed to examine the nature of the following items, namely, non-compete agreement, control call premium, and put options, consultancy support, customer base, brand licences etc. On facts, we are of the view that the High Court, in the present case, ought to have examined the entire transaction holistically. VIH has rightly contended that the transaction in question should be looked at as an entire package. The items mentioned hereinabove, like, control premium, non-compete agreement, consultancy support, customer base.

調査されるべきであったルック・アト基準を 適用すべきであった。このケースは、子会社 の迷路を通しての、持株会社(親会社)HTIL によるインドへの投資に関係する。「取引の 性質と性格基準」が適用されるとき、もし、 それぞれの個別の資産を調べることについ て解析アプローチが採用されるなら、混乱が 生ずる。既に述べたとおり、CGP は Hutchison の組織構造で投資ビークルとし て取り扱われた。一般法則として、取引がす べての株式の譲渡を含むケースで、株式が1 塊の権利を構成するときには、そのような取 引は、それぞれの個別の構成要素、資産ある いは議決権のような権利、会社の会議への出 席権、経営権、支配権、支配プレミアム、ブ ランドライセンスなどに、細かく分割するこ とはできない。[Charanjit Lal v. Union of India AIR 1951 SC 41 、Venkatesh (minor) v. CIT 243 ITR 367 (Mad) and Smt Maharani Ushadevi v. CIT 131 ITR 445 (MP)を参照]

さらに、高等裁判所は次の項目の性質を検 証することに失敗した。すなわち、競合禁止 協定、支配プレミアム、コール及びプットオ プション、コンサルタントサポート、顧客ベ ース、ブランドライセンスなどについてであ る。事実の上に、我々は、高等裁判所が、本 件において、総体的に取引全体を検証するべ きであったとの見方に立つ。VIH は、問題 の取引がパッケージ全体として見られるべ きであることを、正確に主張した。上記で言 及された項目、支配プレミアム、競合禁止協 定、コンサルタントサポート、顧客ベース、 ブランドライセンス、営業ライセンスなどの ようなものは、上記で示したように、そのす brand licences, operating licences etc. were all an integral part of the Holding Subsidiary Structure which existed for almost 13 years, generating huge revenues, as indicated above. Merely because at the time of exit capital gains tax becomes not payable or exigible to tax would not make the entire "share sale" (investment) a sham or a tax avoidant. The High Court has failed to appreciate that the payment of US\$ 11.08 bn was for purchase of the entire investment made by HTIL in India. The payment was for the entire package. The parties to the transaction have not agreed upon a separate price for the CGP share and for what the High Court calls as "other rights and entitlements" (including options, right to non- compete, control premium, customer base etc.). Thus, it was not open to the Revenue to split the payment and consider a part of such payments for each the above items. The of essential character of the transaction as an alienation cannot be altered by the form of the consideration, the payment of the consideration in instalments or on the basis that the payment is related to a contingency (`options', in this case), particularly when the transaction does not contemplate such a split up. Where the parties have agreed for a lump sum consideration without placing separate values for each of the above items which go to make up the entire investment in participation, merely because certain values are indicated in the correspondence with FIPB which had raised the query, would not mean that the parties had agreed for the price payable for each of the above items. The transaction remained a contract of outright sale of the entire investment for a lump sum consideration [see: Commentary Model on Tax Convention on Income and Capital dated

べてが、莫大な収益を生み出している、13 年間存在した持株子会社構造の肝要な部分 であった。ただ単に、退出のときにキャピタ ル・ゲイン税が課税対象になっていない、あ るいは、要求できないというからといって、 「株式売却」全体(投資)を偽装あるいは租 税回避にするということにはなり得ないで あろう。高等裁判所は、110.8億米ドルの支 払が、インドで HTIL によってなされた投資 全体の購入のためであったということを理 解することに失敗した。支払はパッケージ全 体のためであった。取引に係る関係者は、 CGP 株式及び高等裁判所が「他の権利及び 所有資格」として呼称したもの(オプション、 競合禁止の権利、支配プレミアム、顧客ベー スなどを含む)の別個の価格について同意し なかった。このように、支払を分割して、そ して上記の項目のそれぞれのためのそのよ うな支払の部分を考慮に入れることは、歳入 庁に利用可能でなかった。譲渡としての取引 の本質的な性格は、対価の形式、分割払又は 偶然性(この場合、「オプション」)に関連す る支払をベースにした対価の支払によって、 特に、取引がそのような分割を予想しないと きには、変更されることができない。関係者 が、関与して投資全体を構成する上記の項目 のそれぞれに別個の価値を置かないで、一括 払の対価に同意していたということであれ ば、単にある特定の価値が、照会を提起した FIPB との文書のなかで示されているとい う理由だけで、上記の項目のそれぞれの課税 対象の価格に関係者が同意していたことを 意味しないであろう。取引は、一括払の対価 による、投資全体の完全な販売契約であった ということである。[以下を参照しなさい: CIT (Central), Calcutta v. Mugneeram Bangur and Company (Land Deptt.), (1965) 57 ITR 299 (SC) のケースでのこの 裁判所の判断でもある 2003 年1月 28 日付 のモデル租税条約のコメンタリー] このよ うに、我々は、Hutchison による1つの合併 整理の契約として設定された完全な所有権 構造の「ルック・アト」を行い、そして、取 引文書を解明する必要があり、一方で、その 観点により、このケースに含まれたオフショ

28.01.2003 as also the judgment of this Court in the case of CIT (Central), Calcutta v. Mugneeram Bangur and Company (Land Deptt.), (1965) 57 ITR 299 (SC)]. Thus, we need to "look at" the entire Ownership Structure set up by Hutchison as a single consolidated bargain and interpret the transactional documents, while examining the Offshore Transaction of the nature involved in this case, in that light.

Scope and applicability of Sections 195 and 163 of IT Act

89. Section 195 casts an obligation on the payer to deduct tax at source ("TAS" for short) from payments made to nonresidents which payments are chargeable to tax. Such payment(s) must have an element of income embedded in it which is chargeable to tax in India. If the sum paid or credited by the payer is not chargeable to tax then no obligation to deduct the tax would arise. Shareholding in companies incorporated outside India (CGP) is property located outside India. Where such shares become subject matter offshore transfer of between two non-residents, there is no liability for capital gains tax. In such a case, question of deduction of TAS would not arise. If in law the responsibility for payment is on a non-resident, the fact that the payment was made, under the instructions of the non- resident, to its Agent/Nominee in India or its PE/Branch Office will not absolve the payer of his liability under Section 195 to deduct TAS. Section 195(1) casts a duty upon the payer of any income specified therein to a non-resident to deduct therefrom the TAS unless such payer is himself liable to pay income-tax thereon as an Agent of the payee.

アの取引の性質の検証を行うものである。

所得税法§195 及び§163 の範囲と適用性

89. §195 は、租税が賦課可能である支払に関 し、非居住者なされた支払から源泉に対す る租税(略して「TAS」)を徴収すべき支払 者に対して義務をかけるものである。その ような支払は、インドにおいて租税が賦課 可能である組み込まれた所得の要素を持っ ていなくてはならない。もし、支払者によ って支払われたかあるいは振り込まれた金 額の合計について、租税が賦課可能でない なら、租税を徴収する義務は生じないであ ろう。インドの外で法人登録された企業 (CGP)の株式は、インドの外に置かれた 所有権である。そのような株式が、2人の非 居住者の間でのオフショアでの譲渡の主題 となる場合には、キャピタル・ゲイン税に 対しての納税義務は存在しない。そのよう なケースでは、TAS の徴収の問題は生じな いであろう。もし、法律上で、支払への納 税義務が非居住者にあるのであれば、支払 が、非居住者の指示の下で、インドのその 代理人/被指名者あるいはその PE/支店 になされたという事実は、TAS を徴収する ための§195の下での義務から支払者を免除 しないであろう。§195(1)は、そのような支 払者が、彼自身に、受取人の代理人として、 それについての所得税を支払う法的義務が ある場合を除いて、そのときに非居住者に 特定されるどのような所得の支払者に対し ても、それからの TAS を徴収するための義 務を課すものである。

Section 201 says that if such person fails to so deduct TAS he shall be deemed to be an assessee-in-default in respect of the deductible amount of tax (Section 201). Liability to deduct tax is different from "assessment" under the Act. Thus, the person on whom the obligation to deduct TAS is cast is not the person who has earned the income. Assessment has to be done after liability to deduct TAS has arisen. The object of Section 195 is to ensure that tax due from non-resident persons is secured at the earliest point of time so that there is no difficulty in collection of tax subsequently at the time of regular assessment. The present case concerns the transaction of "outright sale" between two non-residents of a capital asset (share) outside India. Further, the said transaction was entered into on principal to principal basis. Therefore, no liability to deduct TAS arose. Further, in the case of transfer of the Structure in its entirety, one has to look at it holistically as one Single Consolidated Bargain which took place between two foreign companies outside India for which a lump sum price was paid of US\$ 11.08 bn. Under the transaction, there was no split up of payment of US\$ 11.08 bn. It is the Revenue which has split the consolidated payment and it is the Revenue which wants to assign a value to the rights to control premium, right to non-compete, right to consultancy support etc. For FDI purposes, the FIPB had asked VIH for the basis of fixing the price of US\$ 11.08 bn. But here also, there was no split up of lump sum payment, asset-wise as claimed by the Revenue. There was no assignment of price for each right, considered by the Revenue to be a "capital asset" in the transaction. In the absence of PE, profits were not attributable to Indian operations. Moreover, tax presence

§201は、もし、そのような者が、TASを 徴収し損ねるのであれば、彼が徴収可能な 税額に関して、「債務不履行の納税義務者」 であるとみなされるべきであると規定して いる。(§201) 租税を徴収する義務は、所得 税法の下での「課税評価」とは異なってい る。このように、TAS を徴収する義務が課 される者は、所得を稼得した者ではない。 TAS を徴収する義務が発生した後、課税評 価がされなければならない。§195の目的は、 最も早い時点で非居住者から支払われなけ ればならない租税が確保され、その後の通 常の賦課のときに徴税困難にならないこと を保証することにある。本件は、インドの 外における資本資産(株式)の2人の非居 住者の間の「完全な販売」の取引に関係す る。さらに、当該取引は、プリンシパルベ ースにプリンシパルとの間に締結された。 それゆえに、TAS を徴収する義務が生じな かった。さらに、組織構造のその全体が譲 渡されるケースでは、価格が 110.8 億米ド ルで一括払がなされた、インドの外で2つ の外国会社の間に起きた、ひとつの合併整 理の契約として、総体的にそれを調査しな ければならない。この取引の下で、110.8億 米ドルの支払の分割はされなかった。合併 整理の支払を分割したのは歳入庁であり、 そして、プレミアムコントロールの権利、 競合禁止の権利、コンサルタントサポート の権利などに、価値を割り当てることを望 んでいるのは歳入庁である。FDI 目的で、 FIPB は VIH に 110.8 億米ドルの価格を決 めたベースについて尋ねた。しかし、ここ でも同様に、歳入庁によって主張されるよ うな資産の観点での一括払の分割はなかっ た。歳入庁によって取引における「資本資 産」であるとみなしたような、それぞれの 権利の価格に関する譲渡証書はなかった。 PE が存在しないときには、利益はインドの 事業に帰属していなかった。さらに、租税 のプレゼンスは、租税と完全に無関係な問 題に言及するのではなく、租税に関係する 取引のコンテキストで検討されなければな らない。Bharti で Vodafone Group 企業に よりなされた投資は、インドの1961年所得 has to be viewed in the context of the transaction that is subjected to tax and not with reference to an entirely unrelated matter. The investment made by Vodafone Group companies in Bharti did not make all entities of that Group subject to the Indian Income Tax Act, 1961 and the jurisdiction of the tax authorities. Tax presence mustbe construed in the context, and in a manner that brings the non-resident assessee under the jurisdiction of the Indian tax authorities.

Lastly, in the present case, the Revenue has failed to establish any connection with Section 9(1)(i). Under the Section 195 iscircumstances, not applicable. Alternatively, the Revenue contended before us that VIH can be proceeded against as "representative assessee" under Section 163 of the Act. Section 163 does not relate to deduction of tax. It relates to treatment of a purchaser of an asset as a representative assessee. A conjoint reading of Section 160(1)(i), Section 161(1) and Section 163 of the Act shows that, under given circumstances, certain persons can be treated as "representative assessee" on behalf of non-resident specified in Section 9(1). This would include agent an of non-resident and also who is treated as an agent under Section 163 of the Act which in turn deals with special cases where a person can be regarded as an agent. Once a person comes within any of the clauses of Section 163(1), such a person would be the "Agent" of the nonresident for the purposes of the Act. However, merely because a person is an agent or is to be treated as an agent, would not lead to an automatic conclusion that he becomes liable to pay taxes on behalf of the non-resident. It would only 税法及び租税当局の法的管轄に服するグル ープの事業体ではまったくなかった。租税 のプレゼンスは、インドの租税当局の法的 管轄の下に非居住者の納税義務者を導く、 コンテキスト及び方法で解釈されなくては ならない。

最後に、本件では、歳入庁は、§9(1)(i)と のどのような関係をも立証することに失敗 した。この状況において、§195 は適用可能 ではない。代わりに、歳入庁は、我々の前で VIH が所得税法§163の下で「代理納税義務 者」として訴えることができると強く主張し た。§163は、租税の徴収に関係していない。 それは代理納税義務者としての資産の買い 主の取り扱いに関係している。所得税法 §160(1)(i)、§161(1)及び§163 の結合的な判 読が、所定の状況の下で、ある特定の者が §9(1)で指定される非居住者ために「代理納 税義務者」として取り扱うことができること を示している。これは、非居住者の代理人及 び、その者を代理人と見なすことができる特 別なケースも同様に取り扱っている所得税 法§163の下で代理人として取り扱われる者 も含むであろう。いったん、ある者が§163 (1)の条項のいずれにか該当することにな れば、そのような者は所得税法の目的で非居 住者の「代理人」になるであろう。しかしな がら、ただ単にある者が代理人であるあるい は代理人として取り扱われるべきであると いう理由のみでは、その者が非居住者のため に租税を支払う法的義務があるという自動 的な結論には導かれないであろう。それは、 ただその者が、「代理納税義務者」として取

り扱われるべきであることを意味するだけ であろう。所得税法§161 は、ただ単に「代 理納税義務者」を、「その者が代理納税義務 者であることに関する所得に関して」法的義 mean that he is to be treated as a "representative assessee". Section 161 of the Act makes a "representative assessee" liable only "as regards the income in respect of which he is a representative assessee" (See: Section 161). Section 161 of the Act makes a representative assessee liable only if the eventualities stipulated in Section 161 are satisfied. This is the scope of Sections 9(1)(i), 160(1), 161(1) read with Sections 163(1) (a) to (d). In the present case, the Department has invoked Section 163(1)(c). Both Sections 163(1)(c) and Section 9(1)(i) state that income should be deemed to accrue or arise in India. Both these Sections have to be read together. On facts of this case, we hold that Section 163(1)(c) is not attracted as there is no transfer of a capital asset situated in India. Thus, Section 163(1)(c) is not attracted. Consequently, VIH cannot be proceeded against even under Section 163 of the Act as a representative assessee. For the reasons given above, there is no necessity of examining the written submissions advanced on behalf of VIH by Dr. Abhishek Manu Singhvi on Sections 191 and 201.

Summary of Findings

90. Applying the look at test in order to ascertain the true nature and character of the transaction, we hold, that the Offshore Transaction herein is a bonafide structured FDI investment into India which fell outside India's territorial tax jurisdiction, hence not taxable. The said Offshore Transaction evidences participative investment and not a sham or tax avoidant preordained transaction. The said Offshore Transaction was between HTIL (a Cayman Islands VIH company) and (a company

務があるようにするだけである。(§161 を参 照せよ。) §161 に規定された事態が満たされ る場合に限り、所得税法§161 は代理納税義 務者に法的義務があるようにする。これは、 §163(1)(a) から(d)と共に判読をする §9(1)(i)、§160(1)及び§161(1)の範囲内であ る。本件では、(所得税) 部門は§163(1)(c) を行使した。§163(1)(c)及び§9(1)(i)の双方 が、所得がインドで生じる又は発生するとみ なされるべきであることを述べている。これ らの条文の双方は、共に読解されなければな らない。本件の事実において、我々は、イン ドに位置付けられた資本資産の譲渡がない ときには、§163(1)(c)は適用できないと考え る。このように、§163(1)(c)は適用できない。 結果として、VIH は代理納税義務者として 所得税法§163 の下ででさえ訴えられない。 上記に示された理由により、§191 及び§201 のについて、Abhishek Manu Singhvi 博士 によって VIH ために展開した書面による議 論を検証する必要性はない。

事実認定の要約

90. 取引の本当の性質と性格を確かめるため にルック・アト基準を適用して、我々は、 ここにあるオフショアの取引が、インドの 領域の租税管轄の外で行われており、した がって、課税対象ではない、インドへの真 実のスキーム化された FDI 投資であること を判断する。当該オフショアの取引は、偽 装あるいは租税回避が前もって定められた 取引ではなく、参加型の投資であったこと を証拠づける。当該オフショアの取引は、 HTIL (ケイマン諸島の会社) と VIH (オラ ンダで法人登録された会社)の間にあった。 取引の訴訟物は、CGP (ケイマン諸島で法 incorporated in Netherlands). The subject matter of the Transaction was the transfer of the CGP (a company incorporated in Cayman Islands). Consequently, the Indian Tax Authority had no territorial tax jurisdiction to tax the said Offshore Transaction.

Conclusion

91. FDI flows towards location with a strong governance infrastructure which includes enactment of laws and how well the legal system works. Certainty is integral to rule of law. Certainty and stability form the basic foundation of any fiscal system. Tax policy certainty is crucial for taxpayers (including foreign investors) to make rational economic choices in the most efficient manner. Legal doctrines like "Limitation of Benefits" and "look through" are matters of policy. It is for the Government of the day to have them incorporated in the Treaties and in the laws so as to avoid conflicting views. Investors should know where they stand. It also helps the tax administration in enforcing the provisions of the taxing laws. As stated above, the Hutchison existed structure has since 1994. According to the details submitted on behalf of the appellant, we find that from 2002-03 to 2010-11 the Group has contributed an amount of `20,242 crores towards direct and indirect taxes on its business operations in India.

Order

92. For the above reasons, we set aside the impugned judgment of the Bombay High Court dated 8.09.2010 in Writ Petition No. 1325 of 2010. (後略) 人登録された会社)の譲渡であった。結果 として、インドの税務当局は当該オフショ アの取引に課税するための領域的租税管轄 を持っていなかった。

結論

91. FDI は、法律の制定を含み、そして、法 的なシステムがよく機能している、頑強な ガバナンス基盤をもつところに向かって導 かれる。確実性は、法の支配にとって肝要 である。確実性と安定性は、すべての財政 制度の基本的な基礎を構成する。租税政策 の確実性は、最も効率的な方法で、合理的 な経済的な選択をするために、(外国投資家 を含めて)納税者にとって極めて重要であ る。「特典の制限」と「ルック・スルー」の ような法的な原則は、政策の問題である。 今日の政府が、相反する見解を回避させる ように、それらが条約と法律に取り入れら れるようにするべきである。投資家は、そ れらがどこに存在するか認識すべきであ る。同様に、それは租税法の規定を適用す ることにおいて税務当局を助ける。上記に 述べたとおり、Hutchison の組織構造は 1994年から存在した。上訴人ために提出さ れた詳細によれば、我々は、2002-03 年か ら 2010-11 年において、グループが、イン ドでのその事業経営上において直接税又は 間接税で、2024 億 2000 万ルピーの税額に 貢献したことに気付く。

命令

 92. 上記の理由で、我々は、Writ Petition No. 1325 of 2010の2010年9月8日付のボンベ イ高等裁判所の上訴された判決を破棄する。